

# 第4回 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会

## 議案等関係資料

		頁
資料1	議案第26号の参考 合併協定項目8「地方税の取扱い」	1
	1 個人市民税	2
	2 法人市民税	4
	3 固定資産税	5
	4 都市計画税	6
	5 軽自動車税	7
	6 特別土地保有税	8
	7 市たばこ税	9
	8 入湯税	10
	9 鉱産税	11
資料2	議案第27号の参考 合併協定項目16「補助金、交付金等の取扱い」	12
資料3	議案第28号の参考 合併協定項目21「その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い」	
	(9)「広報・公聴事業」	154
	(12)「交通安全対策事業」	157
	(13)「国際交流等事業」	160

平成14年 7月

徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町合併協議会事務局

## 調整方針案の変更

合併関係市町の変更によるもの・・・変更対象なし

法の改正、制度等の変更や廃止に伴うもの

項 目		2市2町調整方針案	3市2町調整方針	ページ
個人市民税	均等割についての調整案	徳山市の例により調整する。 ただし、合併年度及びこれに続く5年度間不均一課税とする。	徳山市、下松市の例により調整する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度間不均一課税とする。	2
法人市民税	法人税割の税率についての調整案	徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。 ただし、合併年度及びこれに続く5年度間不均一課税とする。	徳山市、下松市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度間不均一課税とする。	4

## 資 料

### 市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）・・・抜粋

#### （地方税に関する特例）

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

2 ( 省 略 )

#### 【趣旨】

市町村の合併後直ちに合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって合併市町村の住民にとって均衡を欠くと認められる場合に、市町村の合併が行われた年度及びこれに続く5年度（平成14年3月の改正で3年度から5年度に延長された）に限って、不均一の課税をすることができる旨を定めたものである。また、同期間における課税免除の特例が創設された。

不均一課税については、地方税法第6条第2項及び第7条において定められており、同条第2項には「地方団体は、公益上その他の事由により必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる」旨を規定している。この「公益上その他の事由」とは、当該課税対象に対し不均一の課税をすることが直接公益を増進し、又は不均一の課税をしないことが直接公益を阻害する場合その他これに準ずる場合を言うものとされている。

しかし、同項の規定では、市町村の合併における「公益上その他の事由」の範囲が必ずしも明確でないことから、本条において、合併年度及びその後の5年間に限り、衡平の原則を保持するためには不均一の課税をすることができることを明確に規定したものである。

#### 【運用】

不均一課税のできる場合

合併市町村が不均一課税のできる場合としては、

合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

市町村の合併により承継した財産若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間に著しい差異があるため、合併市町村の全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合

のいずれかに該当する場合に限られる。

#### 【対象税目】

税率には標準税率、制限税率、一定税率及び任意税率の4種類があるが、一定税率をとる市町村たばこ税、特別土地保有税については、不均一課税を行う余地はない。

#### 【特例の範囲】

不均一課税の特例は、合併の日の属する年度及びこれに続く3年度（平成14年3月の改正で5年度に延長された）に限り、同一市町村内において区域により税率を異にすることを認めたものであるが、市町村の一体性、住民負担の公正を期する観点からも、この特例の適用期間はできるだけ短期間に抑えるよう努めるべきであるほか、合併前以上に不均衡を増す措置は認められないと解される。また、制限税率がある場合には、これを超えて不均一の課税を行うことはできないのは当然である。

#### 【その他】

市町村は、地方税の税目、課税客体、課税標準税率その他賦課徴収については、市町村の条例で規定しなくてはならない。したがって、一般と異なる税率で課税する不均一課税を行おうとする場合にも、条例で規定しなければならないものである。

合併後に不均一課税を行うか否かについては、事前に取り決めを行うことが適当であるが、この取り決めはあくまで申し合わせ事項に過ぎないので、合併市町村においてあらためて正規の条例改正等の手続きをとってはじめて不均一課税が行われるものである。

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	税務	中項目	市町税の状況	小項目	税制の状況
業名	個人市民税	分科会名	税務分科会	協議事項	地方税の取扱い
部会名	総務部会			コード	

現

況

個人市町民税

税制についての比較

区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
納税義務者	市内に住所を有する個人； 所得割、均等割 市内に事務所、事業所又は家屋敷を 有する個人で市内に住所を有しない 者； 均等割	同 左	同 左	同 左
賦課期日	1月1日	同 左	同 左	同 左
課税標準及び税率	均等割； 2,500円 所得割； 課税所得金額に対して 200万円以下 3% 200万円超～700万円以下 8% 700万円超 10%	均等割； 2,000円 所得割は、左と同じ	均等割； 2,000円 所得割は、左と同じ	均等割； 2,000円 所得割は、左と同じ
非課税範囲 1.市町民税を課さない 2.均等割を課さない 3.所得割を課さない	生活保護法による生活扶助を受けて いる者 障害者、未成年者、老年者、寡婦 または寡夫で前年の合計金額が 125万円以下の者 均等割のみを課す者のうち前年の 合計所得が下記算式以下の者 (控除対象配偶者+扶養親族数+1) ×32万円+22万円 (注)22万円の加算は控除対象配偶 者又は扶養親族を有する場合 市内に住所を有する夫婦で、均等 割の納税義務を負う夫と生計を一 にする妻 総所得金額等が下記算式以下の者 (控除対象配偶者+扶養親族数+1) ×35万円+36万円 (注)36万円の加算は控除対象配偶 者又は扶養親族を有する場合	1.、 は、左と同じ 2. については、下記による 合計所得が下記算式以下の者 (控除対象配偶者+扶養親族数+1) ×31万5千円+22万円 (注)22万円の加算は控除対象配偶 者又は扶養親族を有する場合 2. については、左と同じ 3については、左と同じ	1.、 は、左と同じ 2. については、下記による 合計所得が下記算式以下の者 (控除対象配偶者+扶養親族数+1) ×28万円+19万2千円 (注)19万2千円の加算は控除対象配 偶者又は扶養親族を有する場合 2. については、左と同じ 3については、左と同じ	熊毛町と同じ
申告期限	市民税申告書または所得税の確定 申告書； 3月15日 給与支払い報告書 1月 末日 異動届出書 4月15日 徴収する義務がなくなる事由が発生 した月の翌月10日	同 左	同 左	同 左
納 期	特別徴収：(7月10日～翌年6月10日) 普通徴収 1期 6月1日～6月30日 2期 8月1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 翌年1月1日～1月31日	特別徴収については、左と同じ 普通徴収 1期 6月17日～6月30日 2期 8月 1日～8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 翌年1月1日～1月31日	徳山市と同じ	徳山市と同じ

根拠法令 地方税法、徳山市税賦課徴収条例、新南陽市市税条例、熊毛町税条例、鹿野町税条例

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	税務	中項目	市町税の状況	小項目	税制の状況
事業名	個人市民税	分科会名	税務分科会	協議事項	地方税の取扱い
専門部会名	総務部会	コード		調整案	
問題点		対応策		調整案	
<p>均等割についての問題点 各市町とも標準税率を採用しているが、地方税法第310条の規定による人口区分により、1市2町(新南陽市、熊毛町、鹿野町)が、年額2,000円から2,500円に引き上げとなる。 参考：地方税法第310条の人口区分 人口50万以上の市：年額3,000円 人口5万以上50万未満の市：2,500円(徳山市) 上記以外の市並びに町村：年額2,000円(新南陽市・熊毛町・鹿野町)</p> <p>非課税範囲についての問題点 厚生労働大臣が定める保護の基準における級地区分の相違等により、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町間で均等割非課税範囲が相違している。</p> <p>納期についての問題点 普通徴収の第1期の納期が、新南陽市のみ異なる。</p>		<p>均等割についての対応策 地方税法第310条の規定による標準税率を採用する 引き上げとなる1市2町(新南陽市、熊毛町、鹿野町)については合併年度及びこれに続く5年度間不均一課税とする。  低所得者については、非課税措置があるため、合併時において年額を2,500円とする。</p> <p>非課税範囲についての対応策 新市の級地区分に合わせて、地方税法施行令第47条の3の規定により算出する。 基準額に1万円未満の端数が生じるときは、その端数金額を切り上げる。</p> <p>納期についての対応策 新南陽市の納期の設定を他市町に合わせる。</p>		<p>均等割についての調整案 ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 徳山市の例により調整する。 ただし、合併年度及びこれに続く5年度間不均一課税とする。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p> <p>非課税範囲についての対応策 ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 徳山市の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p> <p>納期についての対応策 ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. 徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 ( ) 7. その他( )</p>	

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町税の状況			小項目	税制の状況																									
事業名	法人市民税	分科会名	税務分科会			協議事項	地方税の取扱い																									
専門部会名	総務部会	コード																														
現況						分析																										
<p style="text-align: center;"><b>法人市町民税</b></p> <p style="text-align: center;">税制についての比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 20%;">徳山市</th> <th style="width: 20%;">新南陽市</th> <th style="width: 20%;">熊毛町</th> <th style="width: 25%;">鹿野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納税義務者</td> <td>市内に事務所又は事業所を有する法人：均等割、法人税割 市内に、寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（「寮等」）を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの：均等割等 市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの：均等割</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td>課税標準及び税率</td> <td>法人税割；法人税額の14.7% 均等割； 資本等の金額50億円超、従業員50人超 300万円 資本等の金額10億円超50億円以下、 従業員50人超 175万円 資本等の金額10億円超、従業員50人以下 41万円 資本等の金額1億円超10億円以下、 従業員50人超 40万円 資本等の金額1億円超10億円以下、 従業員50人以下 16万円 資本等の金額1000万円超1億円以下、 従業員50人超 15万円 資本等の金額1000万円超1億円以下、 従業員50人以下 13万円 資本等の金額1000万円以下、従業員50人超 12万円 上記以外の法人等 5万円</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td>法人税割；法人税額の12.3%          均等割については左と同じ</td> </tr> <tr> <td>申告期限</td> <td>法人税の申告期限まで</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> <tr> <td>納期</td> <td>申告納付</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> <td style="text-align: center;">同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>根拠法令 地方税法、徳山市税賦課徴収条例、新南陽市市税条例、熊毛町税条例、鹿野町税条例</p>						区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	納税義務者	市内に事務所又は事業所を有する法人：均等割、法人税割 市内に、寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（「寮等」）を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの：均等割等 市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの：均等割	同左	同左	同左	課税標準及び税率	法人税割；法人税額の14.7% 均等割； 資本等の金額50億円超、従業員50人超 300万円 資本等の金額10億円超50億円以下、 従業員50人超 175万円 資本等の金額10億円超、従業員50人以下 41万円 資本等の金額1億円超10億円以下、 従業員50人超 40万円 資本等の金額1億円超10億円以下、 従業員50人以下 16万円 資本等の金額1000万円超1億円以下、 従業員50人超 15万円 資本等の金額1000万円超1億円以下、 従業員50人以下 13万円 資本等の金額1000万円以下、従業員50人超 12万円 上記以外の法人等 5万円	同左	同左	法人税割；法人税額の12.3%          均等割については左と同じ	申告期限	法人税の申告期限まで	同左	同左	同左	納期	申告納付	同左	同左	同左	<p>法人税割の税率が、鹿野町は標準税率（12.3%）であるが、他の市町は制限税率（14.7%）である。</p> <p style="text-align: center;"><b>対 応 策</b></p> <p>新市における健全財政の確保から、地方税法第314条の6第1項に規定する、制限税率を採用する。</p> <p>鹿野町の法人の税負担感に配慮し、合併年度及びこれに続く5年度間不均一課税とする。</p> <p>合併時において制限税率とする。</p> <p style="text-align: center;"><b>調 整 案</b></p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. 徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、合併年度及びこれに続く5年度間不均一課税とする。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他( )</p>	
区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町																												
納税義務者	市内に事務所又は事業所を有する法人：均等割、法人税割 市内に、寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（「寮等」）を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの：均等割等 市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの：均等割	同左	同左	同左																												
課税標準及び税率	法人税割；法人税額の14.7% 均等割； 資本等の金額50億円超、従業員50人超 300万円 資本等の金額10億円超50億円以下、 従業員50人超 175万円 資本等の金額10億円超、従業員50人以下 41万円 資本等の金額1億円超10億円以下、 従業員50人超 40万円 資本等の金額1億円超10億円以下、 従業員50人以下 16万円 資本等の金額1000万円超1億円以下、 従業員50人超 15万円 資本等の金額1000万円超1億円以下、 従業員50人以下 13万円 資本等の金額1000万円以下、従業員50人超 12万円 上記以外の法人等 5万円	同左	同左	法人税割；法人税額の12.3%          均等割については左と同じ																												
申告期限	法人税の申告期限まで	同左	同左	同左																												
納期	申告納付	同左	同左	同左																												

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町税の状況		小項目	税制の状況
事業名	固定資産税	分科会名	税務分科会		協議事項	地方税の取扱い
専門部会名	総務部会				コード	
現況					分析	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>固定資産税</b> </div> <p>税制についての比較</p>					<p>徳山市、新南陽市と熊毛町・鹿野町で納期が異なる。 新南陽市は第1期の納期のみが異なっているが、徳山市は収納率向上を図るため、年内納期が行なわれている。</p>	
					問題点	
					対応策	
					<p>全財政の維持、納税者の支払の便宜等を考慮し、市町村条例（例）どおりとする。</p> <p>市町村条例（例）どおりとするが、賦課事務の円滑な実施を図るため、第1期の納期を4月17日から4月30日とする。</p> <p>賦課・徴収事務の円滑な実施を図るため、徳山市の採用している納期とする。</p> <p>賦課事務の円滑な実施を図るため、また、納税者の支払の便宜等を考慮することから、第1期の納期を5月1日から5月31日とし、第2期以降の納期は市町村条例（例）どおりとする。</p>	
					調整案	
					<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. 熊毛町、鹿野町の例により調整する。 ただし、第1期の納期は5月1日から5月31日とする。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他( )</p>	
<p>根拠法令 地方税法、徳山市税賦課徴収条例、新南陽市市税条例、熊毛町税条例、鹿野町税条例</p>						

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町税の状況	小項目	税制の状況
事業名	都市計画税	分科会名	税務分科会	協議事項	地方税の取扱い
専門部会名	総務部会			コード	

現

況

分

析

都市計画税

税制についての比較

区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
課税客体	土地、家屋 (都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域のうち市街化区域内に所在するもの)	同 左		
納税義務者	土地及び家屋の所有者	同 左		
賦課期日	1月1日	同 左		
税率及び非課税	税率 0.2% 非課税 地方税法第702条の2で規定している土地及び家屋	同 左	制度なし	制度なし
賦課徴収等	固定資産税の賦課徴収の例による 固定資産税の賦課徴収にあわせて賦課徴収する	同 左		
納期	1期 5月1日～5月31日 2期 7月1日～7月31日 3期 9月1日～9月30日 4期 12月1日～12月27日	1期 4月17日～4月30日 2期 7月1日～7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年2月1日～2月末日		

根拠法令 地方税法、徳山市税賦課徴収条例、新南陽市都市計画税条例

問題点

制度についての問題点  
都市計画税の制度が2市にはあり、2町にはない。

納期についての問題点  
固定資産税と同じ  
(徳山市と新南陽市で納期が異なる。徳山市は収納率向上のため、年内納期が行なわれている。)

対応策

制度についての対応策  
都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるための税源であり、新市において制度は必要である。  
熊毛町においては、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められた場合については課税されることとなる。鹿野町については、都市計画区域が定められていない。

納期についての対応策  
健全財政の維持、納税者の支払の便宜等を考慮し、市町村条例(例)どおりとする。

市町村条例(例)どおりとするが、賦課事務の円滑な実施を図るため、第1期の納期を4月17日から4月30日とする。

賦課・徴収事務の円滑な実施を図るため、徳山市の採用している納期とする。

賦課事務の円滑な実施を図るため、また、納税者の支払の便宜等を考慮することから、第1期の納期を5月1日から5月31日とし、第2期以降の納期は市町村条例(例)どおりとする。

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. 徳山市、新南陽市の例により調整する。  
ただし、納期については固定資産税の納期の取扱いと同様とする。
- ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- ( ) 7. その他( )

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町税の状況	小項目	税制の状況
事業名	軽自動車税	分科会名	税務分科会	協議事項	地方税の取扱い
専門部会名	総務部会			コード	

現況 分析

軽自動車税

税制についての比較

課税客体：原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、2輪の小型自動車

納税義務者：軽自動車等の所有者

賦課期日：4月1日

(単位：年額 円)

税率	車種	種類	税額
原動機付自転車		総排気量0.05リットル以下のもの又は定格出力0.6ｷﾓｯﾄ以下のもの	1,000
		2輪のもので総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6ｷﾓｯﾄを超え0.8ｷﾓｯﾄ以下のもの	1,200
		2輪のもので総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8ｷﾓｯﾄを超えるもの	1,600
		3輪以上のもので、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25ｷﾓｯﾄを超えるもの	2,500
軽自動車		2輪のもの(側車付のものを含む)	2,400
		3輪のもの	3,100
		4輪以上のもの(乗用：営業用)	5,500
		4輪以上のもの(乗用：自家用)	7,200
		4輪以上のもの(貨物用：営業用)	3,000
		4輪以上のもの(貨物用：自家用)	4,000
小型特殊自動車		専ら雪上を走行するもの(徳山市、鹿野町のみ該当)	2,400
		農耕作業用のもの	1,600
2輪の小型自動車		その他のもの	4,700
			4,000

納期：徳山市 - - - - - 5月 1日～5月31日  
 新南陽市 - - - - - 5月 17日～5月31日  
 熊毛町 - - - - - 5月 1日～5月31日  
 鹿野町 - - - - - 4月 11日～4月30日

根拠法令 地方税法、徳山市税賦課徴収条例、新南陽市市税条例、熊毛町税条例、鹿野町税条例

問題点

税率についての問題点  
 軽自動車税の種類中、「専ら雪上を走行するもの」の規定があるのは、徳山市と鹿野町だけである。

納期についての問題点  
 4月納期とする団体(鹿野町)と、5月納期とする団体(徳山市、新南陽市、熊毛町)がある。

対応策

税率について  
 新市に引き継ぐ

納期について  
 軽自動車税の賦課期日は、4月1日である。  
 取得及び廃車に伴う異動処理事務に日数を必要とするため、5月納期とする。

調整案

- 税率について
- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
  - ( ) 2. 徳山市、鹿野町の例により調整する。
  - ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
  - ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
  - ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
  - ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
  - ( ) 7. その他( )

- 納期について
- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
  - ( ) 2. 徳山市、熊毛町の例により調整する。
  - ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
  - ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
  - ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
  - ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
  - ( ) 7. その他( )

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町税の状況	小項目	税制の状況
事業名	特別土地保有税	分科会名	税務分科会	協議事項	地方税の取扱い
専門部会名	総務部会			コード	

現況 分析

問題点

**特別土地保有税**

地方税法第595条第2号の規定により、鹿野町の免税点は10,000㎡未満だが、他の市町は5,000㎡未満である。

対応策

新市は「都市計画区域のある市町村」となり、地方税法の規定により免税点が5,000㎡未満となる。

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. 徳山市、新南陽市、熊毛町の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- ( ) 7. その他( )

税制についての比較

区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
課税客体及び納税義務者	土地又はその取得に対して、土地の所有者又は取得者に課する	同 左	同 左	同 左
課税標準、税率、免税点	課税標準 土地の取得価額 税率 土地に対して課するもの1.4% 土地の取得に対して課するもの3% 免税点 5,000㎡未満	同 左	同 左	課税標準、税率は同じ 免税点：10,000㎡未満
徴収方法	申告納付	同 左	同 左	同 左
申告期限・納期限	1月1日に基準面積以上の所有に係る土地 その年の5月31日 1月1日前1年以内の基準面積以上の土地の取得に対して その年の2月末日 7月1日前1年以内の基準面積以上の土地の取得に対して その年の8月31日	同 左	同 左	同 左

根拠法令 地方税法、徳山市税賦課徴収条例、新南陽市市税条例、熊毛町税条例、鹿野町税条例

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町税の状況	小項目	税制の状況										
事業名	市たばこ税	分科会名	税務分科会	協議事項	地方税の取扱い										
専門部会名	総務部会			コード											
現況				分析											
市町たばこ税				問題点											
<p>税制についての比較</p> <p style="text-align: right;">平成14年4月現在</p> <table border="1"> <tr> <td>納税義務者</td> <td>卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の市町村において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>卸売販売業者等が製造たばこにつき、消費者等に売渡しをし、又は消費等をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において当該売販売業者等に課する。</td> </tr> <tr> <td>課税標準</td> <td> <p>売渡、消費に係る製造たばこの本数</p> <p>製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数による。ただし、喫煙用紙巻たばこ以外については、次により紙巻たばこ1本に換算</p> <p>喫煙用 パイプたばこ 1g</p> <p>喫煙用 葉巻たばこ 1g</p> <p>喫煙用 刻みたばこ 2g</p> <p>かみ用製造たばこ 2g</p> <p>かぎ用製造たばこ 2g</p> </td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>1,000本につき2,434円</td> </tr> <tr> <td>申告期限・納期</td> <td>前月の販売分について、翌月末日までに申告納付</td> </tr> </table>				納税義務者	卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の市町村において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。		卸売販売業者等が製造たばこにつき、消費者等に売渡しをし、又は消費等をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において当該売販売業者等に課する。	課税標準	<p>売渡、消費に係る製造たばこの本数</p> <p>製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数による。ただし、喫煙用紙巻たばこ以外については、次により紙巻たばこ1本に換算</p> <p>喫煙用 パイプたばこ 1g</p> <p>喫煙用 葉巻たばこ 1g</p> <p>喫煙用 刻みたばこ 2g</p> <p>かみ用製造たばこ 2g</p> <p>かぎ用製造たばこ 2g</p>	税率	1,000本につき2,434円	申告期限・納期	前月の販売分について、翌月末日までに申告納付	対応策	
納税義務者	卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の市町村において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。														
	卸売販売業者等が製造たばこにつき、消費者等に売渡しをし、又は消費等をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する市町村において当該売販売業者等に課する。														
課税標準	<p>売渡、消費に係る製造たばこの本数</p> <p>製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数による。ただし、喫煙用紙巻たばこ以外については、次により紙巻たばこ1本に換算</p> <p>喫煙用 パイプたばこ 1g</p> <p>喫煙用 葉巻たばこ 1g</p> <p>喫煙用 刻みたばこ 2g</p> <p>かみ用製造たばこ 2g</p> <p>かぎ用製造たばこ 2g</p>														
税率	1,000本につき2,434円														
申告期限・納期	前月の販売分について、翌月末日までに申告納付														
				調整案											
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他( )</p>											

(注) 平成11年5月1日施行 変更税率 1,000本につき2,668円  
(旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円)

(注) たばこ税については、2市2町は同じ制度となっている。

(根拠法令) 地方税法、徳山市税賦課徴収条例、新南陽市市税条例、熊毛町税条例、鹿野町税条例

事務一元化現況・分析調査

大項目	税務	中項目	市町税の状況	小項目	税制の状況								
事業名	入湯税			協議事項	地方税の取扱い								
専門部会名	総務部会	分科会名	税務分科会	コード									
現 況				分 析									
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">入湯税</div> <p style="text-align: center;">税制についての比較</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">納税義務者</td> <td>鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課す</td> </tr> <tr> <td>課税免除</td> <td>年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 地域住民の福祉の向上を目的として設置された町営の浴場に入湯する者（熊毛町のみ）</td> </tr> <tr> <td>税率</td> <td>入湯客1人1日150円</td> </tr> <tr> <td>徴収方法</td> <td>特別徴収 特別徴収義務者は鉱泉浴場経営者 毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入</td> </tr> </table> <p>新南陽市については、制度なし。</p> <p>（根拠法令） 地方税法、徳山市税賦課徴収条例、熊毛町税条例、鹿野町税条例</p>				納税義務者	鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課す	課税免除	年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 地域住民の福祉の向上を目的として設置された町営の浴場に入湯する者（熊毛町のみ）	税率	入湯客1人1日150円	徴収方法	特別徴収 特別徴収義務者は鉱泉浴場経営者 毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入	問 題 点	
				納税義務者	鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課す								
課税免除	年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 地域住民の福祉の向上を目的として設置された町営の浴場に入湯する者（熊毛町のみ）												
税率	入湯客1人1日150円												
徴収方法	特別徴収 特別徴収義務者は鉱泉浴場経営者 毎月15日までに、前月分に係る納入申告書を提出し、納入書により納入												
		熊毛町営浴場の入湯者について、課税免除を行なっている。											
				対 応 策									
				地域住民の福祉の向上を目的に設置されたものであり、継続した対応とする。									
				調 整 案									
				<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. 熊毛町の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 <input type="checkbox"/> 7. その他( )									

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町税の状況	小項目	税制の状況
事業名	鉱産税			協議事項	地方税の取扱い
専門部会名	総務部会	分科会名	税務分科会	コード	

現況 分析

問題点

問題点なし

対応策

必要なし

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. 徳山市、熊毛町、鹿野町の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- ( ) 7. その他( )



税制についての比較

区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
課税客体	鉱物の採掘の事業			
納税義務者	鉱業者			
課税標準及び税率	課税標準：鉱物の価格 税率：1.0%  ただし、掘採の作業場において 1ヶ月の間に掘採した鉱物の価格 の合計額が200万円以下の場合 は0.7%	制度なし	徳山市と同じ	徳山市と同じ
・申告期限 ・納期限	翌月15日から翌月末日			

根拠法令 地方税法、徳山市税賦課徴収条例、熊毛町税条例、鹿野町税条例

調整方針案の変更

合併関係市町の変更によるもの

分類	事業名	2市2町調整方針案	3市2町調整方針	ページ
環境関係	資源ごみ回収事業報奨金	2. 熊毛町の例により調整する。	2. 下松市の例により調整する。	40
教育関係	私立幼稚園助成(運営費補助)	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。	3. 新たに制度等を創設する。	44
教育関係	研究指定校等の補助	2. 徳山市の例により調整する。	2. 下松市の例により調整する。	55
教育関係	同和対策進学奨励費	2. 徳山市の例により調整する。	2. 下松市の例により調整する。	62
商工融資関係	中小企業者融資	2. 徳山市、新南陽市の例により調整する。	5. 新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	117
水産業関係	さかなまつり開催費補助金	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。	5. 新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	153

法の改正、制度等の変更や廃止に伴うもの

分類	事業名	2市2町調整方針案	3市2町調整方針	ページ
都市計画関係	生垣設置奨励補助金	5. 新市に移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整する。	4. 新市移行後、速やかに調整する。	25
福祉関係	療育訓練参加促進事業	2. 新南陽市の例により調整する。	2. 徳山市・新南陽市の例により調整する。	84
農業・畜産業関係	農業近代化資金	3. 新たな制度を創設する。	1. 現行のまま新市に引き継ぐ。	135

事務一元化現況・分析調査

大項目	住民活動	中項目	コミュニティ活動の状況	小項目	自治会組織・活動補助金
事業名	文書配布等報償金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名		分科会名		コード	

現況

文書配布等の住民自治組織への依頼状況、配布報償金など

区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	
依頼業務	定期的文書の配布	広報、議会だより、国保だより、文化財団だより、公民館だより(公民館ごと)	広報、議会だより、和田公民館だより(北部)	広報、議会だより、公民館だより(公民館ごと)	広報、議会だより、生涯学習だより、町民カレンダー
	各種文書	回覧、各種お知らせ、選挙公報	回覧、各種お知らせ、選挙公報	回覧、各種お知らせ、選挙公報	回覧、各種お知らせ、選挙公報
	市町文書以外の依頼	ふれあい山口、合併協議会だより、社協だより、警察だより	ふれあい山口、合併協議会だより、社協だより、警察だより、郵便局だより	ふれあい山口、合併協議会だより、社協だより、警察だより	ふれあい山口、合併協議会だより、社協だより、警察だより、郵便局だより、やまなみ荘だより
世帯への配布方法	住民自治組織	住民自治組織	住民自治組織	住民自治組織	
文書配布等の条例、規則			・熊毛町部落等に関する条例・熊毛町報酬及び費用弁償条例		
配布物等の協議	自治会とは特に協議していない	・自治会連合会で協議し、承認されたもののみ配布・配布物に承認番号を刷り込む	4月に部落長集会を開催し、業務内容の説明と協議	4月に自治会長集会を開催、協議	
文書発送回数	月2回	月2回	月2回	月1回、随時	
文書発送日	毎月 1日、15日(3日前)	毎月12日、28日	第2木曜日、第4木曜日	第4木曜日	
広報の仕分け発送	印刷業者	印刷業者	職員	職員	
自治会組織への配布方法	・自治会または自治会が指定する広報配布担当者宅 ・一部遠隔自治会や離島へは郵送	・業者、シルバー人材が自治会長へ配布(南部) ・職員が自治会長へ(北部)	職員が部落長へ配布	・職員が自治会班長へ配布	
広報以外の仕分け発送	・広報印刷業者・広報に併せて発送	広報印刷業者または印刷業者がシルバー人材センターへ	・職員・広報に併せて発送	・職員・広報に併せて発送	
広報発送日以外の発送	なし	なし	なし	各課が班長へ郵送	
発送先の数	約716	154	147	178	
事務遂行時の事故への保証	市民総合賠償補償保険	自治会長または班長等が各世帯へ配布の際の事故は自治会保険	非常勤公務災害	非常勤公務災害	
自治会未加入世帯への対応	・市役所か支所・公民館で入手するようお願いしている ・未加入者へ配布している自治会もある	市役所で入手するようお願いしている	未加入者へも配布するよう依頼している	郵送	
文書配布報償金等の名称	文書配布等報償金	自治会事務費等交付金	部落長報酬	自治会長、班長報償金	
文書配布報償金等の額	文書配付等報奨金 60円×世帯数×12ヶ月 自治会活動費 50円×世帯数×12ヶ月	均等割 1900円×12ヶ月 世帯割 70円×世帯数×12ヶ月	均等割 年額 24,400円 世帯割 年額 世帯数×1,455円 (ふれあい山口を含む)	自治会長 年額 11,400円 班長 年額 10,100円 (ふれあい山口を含む)	

問題点	対応策	調整案
1. 自治会への依頼業務に差がある。 2. 配布報償金等には、自治会活動費や「ふれあい山口」配布にかかる報償金を含んでいる市町もあり、内訳や額に差がある。	1. 地域性等各々の状況を勘案しても、現行の依頼業務に対する報償金等に見受けられることから、新市移行後に依頼業務の内容も含め、関係団体と協議し調整を図る。	( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他 ( )

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	コミュニティ活動の状況	小項目	自治会組織等・活動補助金
事業名	自治会・コミュニティ団体への補助金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名		分科会名		コード	

現況

	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
自治会連合会	有り	有り	なし	なし
事務局	総務課	コミュニティ課	なし	なし
補助金	621千円(H12年度決算)	1,000千円(H12年度決算)	なし	なし
ふれあい山口		4円×世帯数×12ヶ月		
地区連合自治会	22支部 20支部は小学校区単位 中心部の1小学校区に2支部	4支部 ・富田東、富田西、和田は各小学校区に1支部 ・福川地区に1支部	なし	なし
ふれあい山口	4円×世帯数×12ヶ月			
補助金等	会議開催経費 400円/単位自治会	4万円/支部	なし	なし
単位自治会	637自治会	154自治会	145自治会	44自治会
活動費報償金	広報等配布報償金に含む	広報等配布報償金に含む	広報等配布報償金に含む	広報等配布報償金に含む
ふれあい山口		20円×世帯数	広報等配布報償金に含む	広報等配布報償金に含む

コミュニティ組織等への補助金

コミュニティ組織	・コミュニティ推進連絡協議会 ・地区コミュニティ組織 (小学校区単位21地区)	地区コミュニティセンター管理運営協議会(4地区)	類似組織として、ふるさとづくり推進会議	類似組織として、ふるさとづくり推進協議会
コミュニティ補助金	・コミュニティ推進連絡協議会 740千円 ・地区コミュニティ組織 240千円×21地区	施設の管理運営費として 1施設、約300万円/年	ふるさとづくり推進会議補助金 70万円/年	「鹿野ふるさとまつり」事業費等と併せ、約300万円/年補助

問 題 点	対 応 策	調 整 案
1. 2町には連合自治会組織がない。 2. 2市の連合自治会、地区連合自治会への補助内容に差がある。 3. 広報配布報償金等との兼ね合いもあるが、市町によって単位自治会への活動費支出の有無がある。 4. コミュニティ組織の有無があり、補助内容に差がある。	1. 連合自治会組織のない2町については、組織をつくることも検討する必要がある。また、自治会連合会組織は、基本的には統合すべきであるが、一定の期間を要するものと考えられる。 2. 自治会組織への補助金は、各市の扱いに差があるが、活動・運営を図る上からも一定の補助は必要であると考えられるので、関係団体との協議・調整を図り、補助内容等について調整する。 3. コミュニティ組織への補助内容に差があるが、まちづくりには、コミュニティ活動の促進は必要不可欠であり、関係団体との協議・調整を図り、補助内容等について調整する。	( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他( )

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	コミュニティ活動の状況	小項目	自治会組織・活動補助金
事業名	自治会集会所設置補助金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名		分科会名		コード	

現況

集会所等設置補助金

	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町
補助名称	コミュニティ集会所等設置補助金	自治会集会所等設置補助金	集会所整備補助金	自治会集会所等設置補助金
新築	補助率 2/3 限度額 600万円	補助率 1/2 限度額なし	補助率 1/2 限度額 400万円	補助率 1/2 限度額なし
増改築	補助率 2/3 限度額 600万円		補助率 1/2 限度額 400万円	補助率 1/2 限度額なし
補修・修繕	補助率 1/2 限度額 150万円	補助率 1/2 限度額 150万円	補助率 1/2 限度額 165万円	
エアコン設置	補助率 1/2 限度額 15万円			
用地整備	補助率 1/2 限度額 50万円			
用地購入		補助率 1/2 限度額なし 土地を市に寄付する場合 2/3		
建築資金借入利子補給		5年間 6%以内		
自治会集会所借上等補助金		1回2,000円以内で、1自治会年5回以内		
倉庫新築	補助率 1/2 限度額 30万円	補助率 1/2 限度額 24万円		
倉庫補修		補助率 1/2 限度額 12万円		
掲示板設置	2万円 / 1箇所	補助率 1/2 限度額 7万円		

問題点	対応策	調整案
<p>1. 補助対象項目、補助率、補助限度額に差がある。 (補助限度額のない市町もある)</p> <p>2. 建築予定がある場合、前もって申込みを受け、翌年度の予算措置としているため、1年以上前に基準が決まっている必要がある。</p>	<p>1. 過去の補助実績等を勘案し、新たな補助制度を設ける。</p>	<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>(○) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	交流活動	小項目	国際交流
事業名	国際交流事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会	コード	
現			況		分
徳山市			新南陽市		析
<p>世界青年徳山友の会活動費補助事業 世界青年徳山友の会は、国際交流に関心の高い青年で組織され、海外青年受け入れ事業を中心に、周南地域在住の留学生・研修生等との交流を行う中で成果をあげている。</p> <p>世界青年徳山友の会活動費補助金（H12年度決算額）180千円</p> <p>海外青年受入実行委員会活動費補助事業 海外青年受入実行委員会は、海外青年代表団を受入れ、日本の文化・歴史についての研修、各種施設の見学、青年との交流会、ホームステイ等のプログラムを通して、相互理解を深めるとともに、親善交流を図っている。</p> <p>海外青年受入実行委員会活動費補助金（H12年度決算額）405千円</p>			<p>国際交流協会補助事業 民間で組織されている「新南陽市民国際交流ネットワーク」は、市民全体とした幅広い分野における国際交流を推進し、市民の異文化への認識・理解を深めるとともに、日本文化の情報発信に努めることにより、世界に開かれた地域づくりと市民生活の向上に寄与することを目的に設立されており、次のような事業を実施している。</p> <p>（主な事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会報「ガイヤ」の発刊</li> <li>・国際交流フェスティバル事業</li> <li>・国際交流バスツアー事業</li> </ul> <p>H12年度 新南陽市民国際交流ネットワークへ補助 国際交流協会補助金 1,000千円</p>		<p>1．国際交流事業補助を行っているのは、2市のみである。</p> <p>2．徳山市と新南陽市には、国際交流事業を推進している民間活動団体があり、補助を受けている。</p>
熊毛町			鹿野町		問
補助事業なし			補助事業なし		題
					点
					対
					応
					策
					1．国際交流事業は、教育委員会においても行われており、補助内容を含め調整する必要がある。
					2．国際交流事業を推進していくには、住民レベルでの活動が望ましいと思われることから、各種団体等も加わった民間交流協会組織の1本化についても検討する必要がある。
					調
					整
					案
					（ ）1．現行のまま新市に引き継ぐ。
					（ ）2．（ ）の例により調整する。
					（ ）3．新たに制度等を創設する。
					（ ）4．新市移行後、速やかに調整する。
					（ ）5．新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
					（ ）6．廃止の方向で検討する。
					その他（ ）

事務一元化現況・分析調書

大項目	情報化の推進	中項目	地域情報化の状況	小項目	補助金等の状況
事業名				協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	企画・情報分科会	コード	
現 況				分 析	
<p><b>鹿野町衛星放送受信設備設置補助金交付要綱</b></p> <p>(目的)</p> <p>テレビジョン難視聴地域において、NHK衛星放送を受信するための設備設置について、通信・放送衛星機構が定める基準に適合するものについて、当該地域における難視聴の解消を図ることを目的とする。</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>補助金交付の対象となる事業は、町の定める衛星放送共同受信設備及び個別受信設備の設置に要する費用とし、町は、毎年度予算の範囲内でこれを補助する。</p> <p>(補助金の額)</p> <p>補助金の額は、費用の合計額に4分の1を乗じて得た額(1世帯につき25,000円を限度)とする。</p> <p>鹿野町以外の市町には補助制度なし</p>				問 題 点	
				1 テレビジョン難視聴地域にかかる補助制度をもつのは、鹿野町のみである。	
				対 応 策	
				1 テレビジョンの難視聴解消を図るため整備を行う者に対して、その費用の一部を補助することは適当であり、新市に引き継ぐ。	
				調 整 案	
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	交通安全	小項目	
事業名	交通安全対策推進協議会(安全会議)			協議事項	
専門部会名	住民部会	分科会名	交通安全	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p><b>徳山市交通安全対策推進協議会</b></p> <p>(目的) 交通安全対策を総合的・かつ効果的に推進するため、関係機関・団体が、緊密な連絡を保ち、交通事故絶滅を広く市民運動を展開し強力な実践活動を図る</p> <p>(事業) 交通安全意識高揚 各団体の交通安全実践活動の指導援助 交通安全教育の推進 交通安全思想の普及・実践活動 交通安全の技術研究・研修 交通安全に功労のあった団体及び個人の表彰 交通教育センタ-における教育指導 道路交通環境の整備 違法駐車等の防止等</p> <p>(構成) 行政機関等 青少年関係 商工関係 交通関係団体 婦人・高齢者関係 自動車・自転車関係 医療関係 運輸関係 事業所関係 その他</p> <p>(組織等) 会長 市長 副会長 助役・教育長・徳山警察署次長・新南陽警察署次長 顧問 徳山警察署長・新南陽警察署長・徳山市議会議長 徳山商工会議所会頭・徳山交通安全協会会長 新南陽交通安全協会会長 常任委員 14名 幹事 36名</p> <p>(事務局) 徳山市市民生活部生活安全課</p> <p style="text-align: center;">【徳山市交通安全対策推進協議会会則より】</p> <p>徳山市交通安全対策推進協議会 : 補助金なし 事務局は徳山市市民生活部生活安全課 (事業費について交通教育センタ-管理運営事業等委託料で対応) (平成12年度 13,967,529円)</p>		<p><b>新南陽市安全会議</b></p> <p>(目的) 新南陽市における安全運動等を推進し、関係機関団体が緊密な連絡を保ち広く市民運動を展開し、強力な実践活動を図ることを目的とする。</p> <p>(事業) 1.安全意識の普及等安全に関する事業の基本的な共通事項に関する企画および実践をすること。 2.この会議を構成する者の行う安全に関する事業の連絡調整に関すること。 3.安全に関する事項について関係行政機関との連絡及び協調に関すること。 4.その他この会議の目的を達成するために必要な事業。</p> <p>(構成) 新南陽市内の安全運動等に関係のある機関及び団体をもって組織する。</p> <p>(役員) 議長 1名(新南陽市長) 副議長 2名(新南陽市議会議長・新南陽交通安全協会会長) 参与 4名 (新南陽警察署長、国土交通省出張所所長、県徳山土木建築事務所長、県議会議員) 理事 若干名 (正副議長及び参与のほか、議長が指名する関係団体の代表)</p> <p>(役員の任期) 3年とする</p> <p style="text-align: center;">【新南陽市安全会議規約より】</p> <p>新南陽市安全会議 補助金なし 事務局:新南陽市役所 (事務事業費については事務局で対応)</p>		<p><b>熊毛町交通安全会議</b></p> <p>(目的) 交通安全を推進し、町民の意識の高揚を図り、児童・生徒・老人等を交通災害から守り、交通事故を未然に防止すること</p> <p>(事業) 交通安全意識の普及その他安全に関する基本的な事項について企画及び実施 町民の交通安全に関する事項について、行政機関との連携及び協調 その他必要と認められる事項</p> <p>(組織) 会議の主旨に賛同する団体及び個人で構成</p> <p>(総会) 年1回議長が召集する 但し、必要に応じ臨時総会を開く</p> <p>理事会) 会議の中に理事会を置く 理事会は、会議の立案及び事業の推進をはかる 理事会は、事業の推進により必要に応じて開催する</p> <p>(役員) 議長 熊毛町長をもってあてる 副議長 理事長をもってあてる 理事長 理事の互選による 理事 議長が委嘱するもの</p> <p>(役員の任期) 2年とする</p> <p style="text-align: center;">【熊毛町交通安全会議規約より】</p> <p>熊毛町交通安全会議補助金 (平成12年度 70,000円) 支払先:熊毛町交通安全会議</p>	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	住民活動	中項目	交通安全	小項目	
事業名	交通安全対策推進協議会(安全会議)		協議事項		
専門部会名	住民部会	分科会名	交通安全	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
<p><b>鹿野町安全会議</b>                  ((目的) 安全運動を推進して町民の安全意識の徹底を図り、産業災害・交通事故・暴力行為・犯罪・水火災・児童生徒の災害等、町民の日常生活を脅かすすべての災害事故を未然防止することを目的とする。</p> <p>(名称と事務所)                  この会議は、鹿野町安全会議といい、事務所を鹿野町役場におく。</p> <p>(事業) 1.安全意識の普及等安全に関する事業の基本的共通事項について企画及び実施する。                  2.この会議を構成する者の行う安全に関する事業の連絡調整、同事業に対する援助。                  3.町民の安全に関する事項についての行政機関との連絡及び協調。                  4.その他必要な事業。</p> <p>(組織) この会議は、委員24名で組織する。                  会議の主旨に賛同する団体の長または団体の中から推薦した者をもって委員とする。</p> <p>(役員) 議長 1名                  副議長 1名                  理事 若干名                  監事 2名</p> <p>(役員任期) 2年とする</p> <p style="text-align: right;">【鹿野町安全会議規約より】</p> <p>鹿野町安全会議補助金 (平成12年度 60,000円)                  支払先: 鹿野町安全会議</p>				安全会議の組織が、安全にかかる全般(交通・防犯・職場安全・災害等)の取扱をするものと、交通安全だけの組織であるものがあり、取扱がまちまちである。警察署、及び各種団体等との協議調整が必要である。	
				対	応
				策	
				調	整
				案	
根拠法令等				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。	
				( ) 2. ( ) の例により調整する。	
				( ) 3. 新たに新制度を創設する。	
				( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 それぞれの組織や補助金等について行う。	
				( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
				( ) 6. 廃止の方向で検討する。	
				その他( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	交通安全対策の状況	小項目																						
事業名	防犯灯設置補助金	分科会名	交通安全	協議事項																						
専門部会名	住民部会			コード																						
現			況																							
徳山市		新南陽市		熊毛町																						
<p><b>徳山市防犯灯設置費補助要綱</b></p> <p>(目的) 住み良いまちづくり運動の一環として、夜間交通の安全と犯罪防止のため防犯灯の設置を促進すること。</p> <p>(条件・基準)</p> <p>周囲40メートル以内に街路灯がなく、夜間の交通に支障があること。</p> <p>既存の電柱またはこれに類するものに取付ける。ただし、既存の電柱がない場合は、灯柱を設けることができる。</p> <p>設置後の維持管理は、すべて地元の負担において行う。</p> <p><u>補助基準</u></p> <table border="1"> <tr><td>水銀灯</td><td>1基につき 21,000円以内</td></tr> <tr><td>蛍光灯</td><td>1基につき 14,000円以内</td></tr> <tr><td>白熱灯</td><td>1基につき 13,000円以内</td></tr> <tr><td>防犯灯用木柱</td><td>1本につき 18,000円以内</td></tr> <tr><td>防犯灯用鉄柱</td><td>1本につき 20,000円以内</td></tr> </table> <p>(申請) 申請は徳山防犯協議会長(又は徳山市長)に行う。</p>		水銀灯	1基につき 21,000円以内	蛍光灯	1基につき 14,000円以内	白熱灯	1基につき 13,000円以内	防犯灯用木柱	1本につき 18,000円以内	防犯灯用鉄柱	1本につき 20,000円以内	<p><b>新南陽市自治会振興事業助成要綱 (一部抜粋)</b></p> <p>(趣旨) 自治会活動の活発化と健全な発展を図るため、自治会が実施する事業及び活動に対し助成することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(助成対象) 対象となる事業及び活動は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 防犯外灯の新設、改良又は補修した場合の助成事業</p> <p>(7) 省略</p> <p>(助成金の額) 助成の基準等は、別表に定める。</p> <p>(申請の手続) 次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 自治会振興事業助成申請書</p> <p>(2) その他市長が必要と認めるもの</p> <p>(交付の決定) 1. 助成申請書の提出があったときは、審査のうえ予算の範囲内において交付の決定を行う。</p> <p>2. 前項により決定したときは、申請者に通知する。</p> <p>(報告の義務) 交付決定を受けた自治会は、事業が完了したときは、すみやかに実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>(助成金の交付) 前条の実績報告書を受理したときは、市財務規則の定めるところにより、助成金を交付するものとする。</p> <p>(助成金の返還) 次の一つに該当するときは、助成金の全部又は、一部を返還させることができる。</p> <p>(1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき</p> <p>(2) 助成金を目的以外に使用したとき</p> <p>(3) その他不正な行為があったとき</p> <p>別表(抜粋)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>対象基準</th> <th>助成額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設</td> <td>防犯の目的で自治会が新しく設置を必要と認めるもの</td> <td>1灯につき 25,000円以内</td> <td rowspan="2">定額又は 実額の打切り</td> </tr> <tr> <td>改良又は補修</td> <td>既設の防犯灯を改良又は補修する場合対象とする。但し、灯具の内蛍光ランプ、電球は対象としない。</td> <td>1灯につき 12,000円以内</td> </tr> </tbody> </table>		種別	対象基準	助成額	摘要	新設	防犯の目的で自治会が新しく設置を必要と認めるもの	1灯につき 25,000円以内	定額又は 実額の打切り	改良又は補修	既設の防犯灯を改良又は補修する場合対象とする。但し、灯具の内蛍光ランプ、電球は対象としない。	1灯につき 12,000円以内	<p><b>熊毛町防犯灯設置事業実施要綱</b></p> <p>(事業) この事業は、次の2つの事業で実施推進するものとする。</p> <p>(1) 町が、事業主体として実施する防犯灯設置事業</p> <p>(2) 集落が事業主体として実施する防犯灯設置事業に対する補助事業</p> <p><b>熊毛町防犯灯設置費補助金交付要綱</b></p> <p>(補助金の交付)</p> <p>町長は、部落または、自治会が行う防犯灯設置事業に要する経費について、当該部落または自治会に対して補助金を交付する。</p> <p>(補助率) 灯具・自動点滅器具・支柱設置・配線等に要する経費の1/2 但し、50,000円を限度とする。</p> <p>(維持管理) 部落または自治会は、防犯灯の維持管理に努めるものとし、維持管理等に要する経費は、部落または自治会の負担とする。</p>	
水銀灯	1基につき 21,000円以内																									
蛍光灯	1基につき 14,000円以内																									
白熱灯	1基につき 13,000円以内																									
防犯灯用木柱	1本につき 18,000円以内																									
防犯灯用鉄柱	1本につき 20,000円以内																									
種別	対象基準	助成額	摘要																							
新設	防犯の目的で自治会が新しく設置を必要と認めるもの	1灯につき 25,000円以内	定額又は 実額の打切り																							
改良又は補修	既設の防犯灯を改良又は補修する場合対象とする。但し、灯具の内蛍光ランプ、電球は対象としない。	1灯につき 12,000円以内																								
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																						

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	交通安全対策の状況	小項目	
事業名	防犯灯設置補助金			協議事項	
専門部会名	住民部会	分科会名	交通安全	コード	
現 況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
<p>鹿野町コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱</p> <p>(趣旨) 町内の自治団体等が地域の特性と実情に応じた身近な生活環境施設の整備事業を実施する場合予算の範囲内で交付するものとする。</p> <p>(補助の対象及び補助率)</p> <p>防犯灯設置 : 補助率 10/10 以内 20ワット程度の歩行者用照明施設で独立若しくは既設の電柱等に共架し設置するもの。</p> <p>街路灯設置 : 補助率 5/10 以内 主要街路の照明のため、複数の自治会にわたる高規格の街路灯の新設又は、増改設工事費とする。 (維持補修的な工事費は除く)</p>				<p>防犯灯設置については、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補助対象</li> <li>2. 補助基準</li> <li>3. 補助金額</li> <li>4. 設置内容(形態)</li> <li>5. 取扱担当所管課 など各市町とも取扱が異なる。</li> </ol>	
				対 応 策	
				<p>住み良いまちづくりや、夜間における犯罪の未然防止また、通行の安全の上からも、防犯灯の設置については、必要な事項である。</p> <p>現行の設置に関する補助の交付を受けている地元住民の意向を十分尊重しながら調整することが望ましい。</p>	
				調 整 案	
根 拠 法 令 等				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに新制度を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p style="text-align: center;">その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	同和対策の状況	小項目	同和対策等推進補助金	
事業名	同和対策関係事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い	
専門部会名	住民部会	分科会名	同和対策分科会	コード		
現況			分析			
徳山市			新南陽市			
<ul style="list-style-type: none"> <li>徳山市環境改善対策協議会活動費補助金 (平成12年度決算 8,000千円)</li> <li>徳山市隣保館活動促進事業費補助金 (平成12年度決算 810千円)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>同和対策事業推進補助金 (平成12年度決算 1,730千円)</li> </ul>			1. 補助金の名称が違う。 2. 補助交付基準が違う。
			熊毛町			
該当なし			対応策			
			鹿野町			
該当なし			調整案			
			( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。 その他( )			
根拠法令等			根拠法令等			

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町税の状況	小項目	税制の状況
事業名	前納報奨金制度			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	総務	分科会名	税務	コード	

現況

分析

納期前納付の状況(12年度) (単位：千円)

税目	納税義務者数	前納者	前納者の割合	交付人員	交付した報奨金額	前納報奨の対象となった金額
固定資産税(含都市計画税)						
徳山市	37,351	12,195	32.6%	12,195	13,460	1,506,456
新南陽市	平成12年4月1日より廃止					
熊毛町	7,571	2,054	27.1%	2,054	2,206	239,648
鹿野町	2,041	1,014	49.7%	1,014	679	67,842
合計	46,963	15,263	32.5%	15,263	16,345	1,813,946
市町県民税(普通徴収分)						
徳山市	18,749	3,804	20.3%	3,804	3,533	338,097
新南陽市	平成12年4月1日より廃止					
熊毛町	3,106	447	14.4%	447	406	58,544
鹿野町	927	229	24.7%	229	111	11,410
合計	22,782	4,480	19.7%	4,480	4,050	408,051

(注)平成12年度における交付率 徳山市、熊毛町、鹿野町100分の0.3

・新南陽市は平成12年度より、前納報奨金制度は廃止されたが、他の1市2町には引き続き本制度が存続しており、この制度の廃止、存続を問題点とした。

対応策

市町税収入の早期確保と、納税の促進効果を目的に設けられた制度であるが、社会情勢の変化による納税意識の定着とともに、市町民税のうち普通徴収に限定されるなど不公平感があることなどから、税に対する報奨制度の縮減見直しが進められている。こうしたことから、新市設立時において廃止する。

税収の早期確保等により制度を存続する。  
ただし、制度の内容については、新市において新しい制度を創設する。

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. ( ) の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- ( ) 7. その他 ( )

前納報奨制度

区分	徳山市	熊毛町	鹿野町	新南陽市
前納報奨金の計算基礎となる税額の限度額(1期)	20万円	25万円	同左	制度なし (平成12年4月1日 廃止)
交付率	100分の0.3	同左	同左	
算定月数に1ヶ月未満の端数がある場合の処理方法	14日以下 = 切り捨てる 15日以上 = 1ヶ月とする	切り捨てる	切り上げる (1ヶ月とする)	
報奨金の端数処理の方法	10円未満は切り捨てる	100円未満は切り捨てる	規定なし	
交付しないこととする額	100円未満	同左	100円未満	

事務一元化現況・分析調書

大項目	税務	中項目	市町税の状況	小項目	税制の状況																															
事業名	納税貯蓄組合			協議事項	補助金・交付金等の取扱い																															
専門部会名	総務	分科会名	税務	コード																																
現況		現況		分析																																
新南陽市		鹿野町		問題点																																
<p>1. 組合の定義 法人を除き、市税（普通徴収に係る市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税）及び国民健康保険税の納税義務者 20 人以上で組織したものをいう。ただし、市長が特に認めたものはこの限りではない。</p> <p>2. 補助金の交付基準 次の基準により算出された額を限度として事務費補助金を交付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>限度額（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">組合割</td> <td>組合員10人未満</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>組合員10人以上50人未満</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>組合員50人以上100人未満</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>組合員100人以上150人未満</td> <td>70,000円</td> </tr> <tr> <td>組合員150人以上</td> <td>100,000円</td> </tr> <tr> <td>人員割</td> <td>組合員一人につき（一律）</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金額に 10 円未満の端数が生じる場合はこれを切り捨てる。</p> <p>3. 補助金の交付時期・実績報告 交付申請 = 毎年 4 月 10 日までに（前年 4 月から 3 月分） 交付時期 = 4 月に交付（前年 4 月から 3 月分） 実績報告 = 5 月 10 日までに</p> <p>【平成 12 年 4 月 1 日より】</p>		区分	単位	限度額（年額）	組合割	組合員10人未満	20,000円	組合員10人以上50人未満	30,000円	組合員50人以上100人未満	50,000円	組合員100人以上150人未満	70,000円	組合員150人以上	100,000円	人員割	組合員一人につき（一律）	500円	<p>1. 組合の定義 町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の納税義務者 5 人以上で組織した組合をいう。ただし、町長が特別に認めた場合はこの限りではない。</p> <p>2. 補助金の交付基準 次の基準により算出された額を限度として事務費補助金を交付する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人員割</th> <th>組合員 1 人につき（一律）</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">組合割</td> <td>10 人未満</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>10 人以上～50 人未満</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>50 人以上～100 人未満</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 人以上～150 人未満</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>150 人以上</td> <td>40,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金交付額に 10 円未満の単数を生じた場合には、これを切り捨てる。</p> <p>3. 補助金の交付時期・実績報告 交付申請 = 翌年度の 4 月 30 日までに（前年 4 月から 3 月分） 交付時期 = 翌年度に交付（前年度分）</p> <p>【平成 13 年 4 月 1 日より】</p>		人員割	組合員 1 人につき（一律）	年額	組合割	10 人未満	300 円	10 人以上～50 人未満	10,000 円	50 人以上～100 人未満	20,000 円	100 人以上～150 人未満	30,000 円	150 人以上	40,000 円	<p>・徳山市、熊毛町は納税貯蓄組合への補助制度がなく、他の 1 市 1 町については補助制度が存続しており、この制度の廃止、存続を問題点とした。</p> <p>口座振替の普及並びに組合員以外の納税者との均衡を図るため、各市町とも納税貯蓄組合への補助金については廃止又は縮小の傾向にあるので、新市設立時において廃止する。</p> <p>納税貯蓄組合を利用した納税についても減少したとはいえ継続している状況から、また、納税者への便宜を図る等の観点から、納税貯蓄組合法に規定する補助制度を継承する。 ただし、限度額については新南陽市の例により調整する。</p>	
区分	単位	限度額（年額）																																		
組合割	組合員10人未満	20,000円																																		
	組合員10人以上50人未満	30,000円																																		
	組合員50人以上100人未満	50,000円																																		
	組合員100人以上150人未満	70,000円																																		
	組合員150人以上	100,000円																																		
人員割	組合員一人につき（一律）	500円																																		
人員割	組合員 1 人につき（一律）	年額																																		
組合割	10 人未満	300 円																																		
	10 人以上～50 人未満	10,000 円																																		
	50 人以上～100 人未満	20,000 円																																		
	100 人以上～150 人未満	30,000 円																																		
	150 人以上	40,000 円																																		
				対応策																																
				調整案																																
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) 7. その他 ( )</p>																																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">徳山市、熊毛町は制度なし</div>																																				
根拠法令等		根拠法令等																																		
納税貯蓄組合助成規則 新南陽市納税貯蓄組合取扱規程		鹿野町納税組合助成規則																																		

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	公園・緑化の状況	小項目	
事業名	生垣設置奨励補助事業			協議事項	補助金・交付金
専門部会名	建設	分科会名	都市計画	コード	
現			況		
新南陽市					
<p><b>新南陽市生垣設置奨励補助金交付要綱（抄）</b></p> <p>(対象) 市内の居住の用に供する土地に次の各号に該当する生垣を本市に住所を有し、かつ、市税を完納している個人が新たに設置する場合。</p> <p>公道又は隣地境界に面して設置するもので、生垣の延長は5メートル以上とする。</p> <p>樹木の高さは80センチメートル以上とする。</p> <p>樹木の本数は、生垣の延長1メートル当り3本以上とする。ただし、葉張り40センチメートル以上の樹木にあつては2本以上とする。</p> <p>樹種は、生垣に適した樹木で他に害を及ぼすおそれのないもの。</p> <p>樹木は四つ目垣又はこれに準ずるものとする。</p> <p>(補助額) 補助金の額は、生垣の延長1メートル当り4,000円とし、80,000円を限度とする。ただし、算定した額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てとする。</p> <p>補助金の交付は、1宅地について1回限りとする。</p>		<p>【徳山市】 ..... 平成14年4月1日で廃止</p> <p>【熊毛町】 ..... なし</p> <p>【鹿野町】 ..... なし</p>			
問 題 点		対 応 策		調 整 案	
<p>1. 徳山市が平成14年4月1日で補助制度を廃止したため、生垣設置の奨励補助を行っているのは新南陽市のみとなっている。</p>		<p>1. 緑化基本計画で、民間の緑化の推進についての考え方を整理し、目的を明確化する。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分PARI書(1)

大項目	都市計画	中項目	公園・緑化の状況	小項目	
事業名	緑化・花いっぱい推進事業			協議事項	補助金・交付金等
専門部会名	建設部会	分科会名		コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
事業名	事業内容	事業名	事業内容	<p>花いっぱい運動推進支援事業</p> <p>1 助成対象者</p> <p>町内で、自主的に花を育て、花に親しむ、花いっぱいの地域づくりを進めていこうとする意欲のある団体。(概ね5人以上で構成される団体)</p> <p>2 配布する種子等</p> <p>1会計年度1団体につき、原則5千円以内。ただし、その組織が広範な地域にわたる団体については1万円以内。なお、種子や苗の種類は希望団体が選択できる。</p> <p>3 事業主体</p> <p>熊毛町ふるさとづくり推進会議</p>	
花づくり講習会	全市的に年1~2回、公民館(5~10地区)で花づくりの講習会開催	地域花壇づくり助成	新設、増設花壇への原材料助成		
花づくり啓発事業	市役所玄関前等の整備	肥料・種苗配布	肥料・種苗を購入し、登録花壇(33ヶ所)へ配布。花壇コンクールも実施		
花づくり教室教材	公民館における花づくり講習会で使用花苗・土・プランター・肥料等	新南陽市を花で飾る会補助金	登録花壇の運営者で構成される市民団体へ活動費を補助		
フラワーボックス維持管理	代々木通・岐山通のフラワーボックスの維持管理(H10年度119個)	チューリップ満開作戦	市内幼稚園児が永源山公園のチューリップ球根を植えつけ		
地域花壇づくり助成	新設花壇の原材料の助成	永源山公園つつじ祭り	苗の無料配布。緑化の推進啓発		
育苗団体配布用種子	登録花壇に花苗を配布(四季の花苗を年2回配布)するため、育苗グループ(14団体)に種子を配布				
育苗団体花苗買い上げ	花苗を買い上げ、登録花壇(約260花壇)へ各公民館から配布				
花壇配布用花苗	地区の登録花壇に年2回、92,000本を配布				
モデル花壇用花苗	モデル花壇(山銀前)等の整備				

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	都市計画	中項目	公園・緑化の状況	小項目	花いっぱい推進事業				
事業名	緑化・花いっぱい推進事業			協議事項	補助金・交付金等				
専門部会名	建設部会	分科会名		コード					
現況				分析					
鹿野町				問題点					
<table border="1"> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> </tr> <tr> <td>地域花壇づくり助成</td> <td>花壇コンクール参加花壇への花苗の無料配布</td> </tr> </table>		事業名	事業内容	地域花壇づくり助成	花壇コンクール参加花壇への花苗の無料配布			<p>1. 徳山市と新南陽市が、「緑の基本計画」を策定し、緑化・花いっぱいの推進事業を進めている。</p> <p>2. 緑化・花いっぱいとは、各市町によって、担当所管課が公園、農林、環境社会教育（生涯学習）とまちまちであり、補助内容、補助金額に差がある。</p>	
事業名	事業内容								
地域花壇づくり助成	花壇コンクール参加花壇への花苗の無料配布								
				対応策					
				<p>1. 新市移行後に「緑の基本計画」を策定し、この計画に基づいて、具体的な施策を充実するための補助制度を検討する必要がある。</p> <p>2. 緑化・花いっぱいとは、新市移行後も積極的に推進を図るべきであるが、現行の補助制度に差があることから、関係団体とも協議を図り、調整する必要がある。なお、花いっぱい運動については、緑化の観点から推進を図るのか、教育や地域コミュニティの一環でとらえるのか整理する必要もある。</p>					
				調整案					
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>					

事務一元化現況・分析調書

大項目	都市計画	中項目	建築指導の状況	小項目	
事業名	優良建築物等整備事業			協議事項	補助金・交付金
専門部会名	建設部会	分科会名		コード	
現 況				分 析	
<p><b>徳山市優良建築物等整備事業補助要綱</b></p> <p>(目的)</p> <p>国が定める優良建築物等整備事業制度要綱の規定に基づき、市街地の環境の整備、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を行う者に対して、市がその費用の一部を補助することにより、良好な市街地建築物の形成、空地の確保、環境の整備、市街地の防災並びに安全性の確保と向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>1 優良建築物等整備事業とは、この要綱に定めるところによって行われる優良な建築物の建築及びこれと一体的に行われる空地周辺の整備に関する事業を指す。</p>				問 題 点	
				<p>1 優良建築物等整備事業にかかわる補助制度をもつのは、徳山市のみである。</p>	
				対 応 策	
<p>1 市街地の環境の整備、良好な市街地住宅の供給等に資するため、優良建築物等の整備を行う者に対して、市がその費用の一部を補助することは適当であり、新市に引き継ぐ。</p>					
<p><b>糺町1丁目地区優良建築物等整備事業</b></p> <p>(1) 事業概要 施行区域 1353.76㎡、地権者4名、総事業費1.4億円 延床面積 7351.74㎡、SRC15階建 共同住宅 88戸、事務所 2戸、駐車場 90台</p> <p>(2) 補助概要 対象者 地権者4名 補助期間 平成9～10年度(2年間) 補助金額 350,004千円(H9:131,540千円、H10:218,464千円) (国1/3、県1/6、市1/6)</p> <p>徳山市以外の市町には補助制度なし</p>				調 整 案	
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	下水道	中項目	下水道の状況	小項目	水洗化の促進																																																																																										
事業名	水洗便所改造資金貸付制度			協議事項																																																																																											
専門部会名	建設	分科会名	下水道	コード																																																																																											
現			況																																																																																												
徳山市		新南陽市		熊毛町																																																																																											
<p>(目的) くみ取り便所を水洗トイレに改造される方及び尿浄化槽を廃止して下水道管に直結する方のために、その費用を市が一時的に貸付する制度。</p> <p>(貸付限度額) 1口につき45万円以内、最高限度額450万円 (1口とは、大便器・小便器1組、兼用便器1個)</p> <p>(貸付の利息) 無利息(償還を遅延されますと年14.6%の延滞金が加算されます。)</p> <p>(償還方法) 貸付けの翌月から30箇月以内の均等月賦償還(繰上げ償還の方法もあります。)</p> <p>(貸付要件) ・自己資金だけでは、改造に必要な工事費を一時に負担することが困難であること。 ・市民税、固定資産税及び下水道使用料を完納していること。 ・確実な連帯保証人が1名(100万円以上の場合は2名)いること。</p> <p>利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資件数</td> <td>270</td> <td>242</td> <td>252</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>融資額(千円)</td> <td>122,644</td> <td>118,641</td> <td>131,387</td> <td>90,381</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <td></td> </tr> <tr> <td>融資件数</td> <td>152</td> <td>84</td> <td>71</td> <td></td> </tr> <tr> <td>融資額(千円)</td> <td>72,992</td> <td>37,234</td> <td>38,103</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	H7	H8	H9	H10	融資件数	270	242	252	180	融資額(千円)	122,644	118,641	131,387	90,381	年度	H11	H12	H13		融資件数	152	84	71		融資額(千円)	72,992	37,234	38,103		<p>(目的) くみ取り便所を水洗便所に改造する者等に対する資金の融資あっ旋、及び市の融資あっ旋制度を利用して取扱金融機関より融資を受けた者への利子補給を行う。</p> <p>(貸付限度額) 改造工事1件につき60万円以内 (改造工事1件とは、大便器・小便器1組、兼用便器1個)</p> <p>(貸付の利息) 融資金のうち改造工事1件につき45万円に係る利子に対し利子補給するものとし、45万円を超える融資において、当該融資金に係る利子から45万円に係る利子を差引いた額については、融資を受けた者の負担とする。 (償還を遅延した場合は、遅延利子その他の融資条件を取扱金融機関と協議し、告示する。)</p> <p>(償還方法) 融資の翌月から36箇月以内に均等月賦償還</p> <p>(貸付要件) ・自己資金だけでは、改造に必要な工事費を一時に負担することが困難であること。 ・市税及び下水道事業受益者負担金又は特定環境保全公共下水道事業分担金を滞納していないこと。 ・市内に居住し、独立の生計を営み弁済の資力を有する確実な連帯保証人を有すること。</p> <p>利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資件数</td> <td>51</td> <td>53</td> <td>44</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>融資額(千円)</td> <td>24,670</td> <td>25,940</td> <td>24,290</td> <td>10,550</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <td></td> </tr> <tr> <td>融資件数</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>融資額(千円)</td> <td>7,200</td> <td>7,210</td> <td>1,860</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	H7	H8	H9	H10	融資件数	51	53	44	19	融資額(千円)	24,670	25,940	24,290	10,550	年度	H11	H12	H13		融資件数	16	11	4		融資額(千円)	7,200	7,210	1,860		<p>(目的) くみ取便所及び尿浄化槽により放流している便所を水洗便所に改造する者に対する資金の融資あっせん、及びその融資あっせん制度を利用して取扱金融機関により融資を受けた者への利子補給をする。</p> <p>(貸付限度額) 改造工事1件につき、5万円以上40万円以内</p> <p>(貸付の利息) 融資利率のうち2.5%を除く部分の利子補給をする。</p> <p>(償還方法) 融資を受けた日の属する月の翌月から30箇月以内とし、償還額は毎月元金1万円以上及び利子相当分の元金均等月賦償還とする。ただし、約定弁済日前においても繰上げ償還をすることができる。</p> <p>(貸付要件) ・建築物の所有者の同意を得た使用者であること。 ・町税を滞納していないこと。 ・自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難であること。 ・融資を受けた改造資金の償還能力を有すること。 ・町内に確実な保証人が2名いること。 ・処理開始後3年以内の改造であること。</p> <p>利用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>融資件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>融資額(千円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>H11</th> <th>H12</th> <th>H13</th> <td></td> </tr> <tr> <td>融資件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>融資額(千円)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	H7	H8	H9	H10	融資件数	0	0	0	0	融資額(千円)	0	0	0	0	年度	H11	H12	H13		融資件数	0	0	0		融資額(千円)	0	0	0	
年度	H7	H8	H9	H10																																																																																											
融資件数	270	242	252	180																																																																																											
融資額(千円)	122,644	118,641	131,387	90,381																																																																																											
年度	H11	H12	H13																																																																																												
融資件数	152	84	71																																																																																												
融資額(千円)	72,992	37,234	38,103																																																																																												
年度	H7	H8	H9	H10																																																																																											
融資件数	51	53	44	19																																																																																											
融資額(千円)	24,670	25,940	24,290	10,550																																																																																											
年度	H11	H12	H13																																																																																												
融資件数	16	11	4																																																																																												
融資額(千円)	7,200	7,210	1,860																																																																																												
年度	H7	H8	H9	H10																																																																																											
融資件数	0	0	0	0																																																																																											
融資額(千円)	0	0	0	0																																																																																											
年度	H11	H12	H13																																																																																												
融資件数	0	0	0																																																																																												
融資額(千円)	0	0	0																																																																																												
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																																																																																											
【徳山市水洗便所改造資金貸付基金条例】 【徳山市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則】		【新南陽市水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則】		【熊毛町水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則】																																																																																											

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	下水道	中項目	下水道の状況	小項目	水洗化の促進																				
事業名	水洗便所改造資金貸付制度			協議事項																					
専門部会名	建設	分科会名	下水道	コード																					
現況				分析																					
鹿野町				問題点																					
なし				<p>貸付限度額、貸付の利息、償還方法に違いがある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>貸付限度額 (1件につき)</th> <th>貸付の利息</th> <th>償還方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>45万円以内</td> <td>無利息</td> <td>30ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>60万円以内</td> <td>45万円以内利子補給</td> <td>36ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td>40万円以内</td> <td>2.5%を除く部分の利子補給</td> <td>30ヶ月以内</td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>鹿野町は、鹿野町下水道預貯金奨励金で対応している。</p>			貸付限度額 (1件につき)	貸付の利息	償還方法	徳山市	45万円以内	無利息	30ヶ月以内	新南陽市	60万円以内	45万円以内利子補給	36ヶ月以内	熊毛町	40万円以内	2.5%を除く部分の利子補給	30ヶ月以内	鹿野町			
	貸付限度額 (1件につき)	貸付の利息	償還方法																						
徳山市	45万円以内	無利息	30ヶ月以内																						
新南陽市	60万円以内	45万円以内利子補給	36ヶ月以内																						
熊毛町	40万円以内	2.5%を除く部分の利子補給	30ヶ月以内																						
鹿野町																									
対応策																									
<p>下水道法では、下水道の効率的な活用を促すため、処理区域内においては、下水の処理を開始すべき日から3年以内に、くみ取り便所を設けている建築物の所有者に対し、水洗便所へ改造することを義務づけをすると同時に、同法では、市町村が改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はあっせんをするなどの援助に努めるものと規定されている。これらのことから、住民が円滑に水洗化に取り組んで行けるよう、住民負担を考慮した資金の融通又はあっせんをし、水洗化の促進を図るべきである。</p> <p>貸付限度額については、工事費の実態を考慮して60万円以内とする。                  貸付の利息については、無利息とする。                  償還方法については、36ヶ月以内に均等月賦償還とする。                  し尿浄化槽を水洗便所に改造する場合も対象とする。</p>																									
調整案																									
<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。                  ( ) 2. (新南陽市)の例により調整する。                  ( ) 3. 新たに制度等を創設する。                  ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。                  ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                  ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>																									
根拠法令等		根拠法令等																							
				その他( )																					

事務一元化現況・分析調書

大項目	下水道	中項目	下水道の状況	小項目	水洗化の促進
事業名	預貯金奨励金			協議事項	
専門部会名	建設	分科会名	下水道7	コード	
現 況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
<p>【鹿野町下水道預貯金奨励金交付要綱】</p> <p>(目的) 鹿野町公共下水道の排水設備の設置に係る工事費の積立を行い、資金の準備をするとともに下水道事業への参画意識の高揚を図ることを目的とする。</p> <p>(奨励金の対象) 奨励金の交付を受けることができる者は次の要件の下水道預貯金により、使用開始の告示により、3年以内に排水設備の工事を完了した者とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月定額積立預貯金</li> <li>・積立目標額 50万円以内</li> <li>・積立対象者 下水道を整備する地域に住居を所有している者</li> <li>・積立期間 2年～5年</li> </ul> <p>(奨励金の額) 奨励金の額は、次の式により算出した額とする。ただし3万円を限度とする。</p> $30,000円 \times \frac{\text{認定額}}{500,000円} = \text{奨励金}$ <p>認定額は、排水設備工事の検査に合格したもので、工事費の内町が認めた金額とする。なお、下水道積立預貯金が認定額を下回る時は、下水道預貯金の額とする。</p>				<p>下水道法においては、水洗便所への改造については、義務づけられており、市町村及び国にあつては、これに要する資金の融通、あっせん等の援助に努めることとなっている。</p> <p>鹿野町においては、事業開始時期にあり、水洗化の促進を図る上で、相当の効果を発揮することが期待できることから、独自の制度をもっている。</p>	
				対 応 策	
				<p>現在、認可区域内の7割の世帯が積立をしており、下水道事業への参画意識の高揚や水洗化率の向上に大いに期待できることから、当分の間継続とするが、全体計画の区域拡大にあつては、本制度の適用を検討することとする。</p>	
				調 整 案	
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	環境衛生団体の概要	小項目	補助金
事業名	環境衛生連合会活動費補助金			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境保全	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p><b>徳山市環境衛生連合会活動費補助金</b> (目的) 地区の環境衛生推進と健康な市民生活の向上を図る。</p> <p>1. 補助金等の名称 徳山市環境衛生連合会活動費補助金</p> <p>2. 支出先 徳山市環境衛生連合会</p> <p>3. 決算額 856千円(平成12年度)</p>		<p>*該当なし (但し、ごみ袋販売委託として、環境衛生自治会連合会へ月額126千円支出する制度はある。)</p> <p>1. 支出先 新南陽市環境衛生自治会連合会</p> <p>2. 決算額 1,512千円(平成12年度)</p>		<p><b>熊毛町環境衛生推進協議会補助金</b> (目的) 町内の環境衛生活動を推進し、住み良い生活環境づくり向上に寄与する目的で補助するもの。</p> <p>1. 補助金等の名称 熊毛町環境衛生推進協議会補助金</p> <p>2. 支出先 熊毛町環境衛生推進協議会</p> <p>3. 決算額 155千円(平成12年度)</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	



事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	し尿処理の状況	小項目	合併処理浄化槽																								
事業名	合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付			協議事項	補助金・交付金等の取扱い																								
専門部会名	環境	分科会名	環境衛生	コード																									
現			況																										
徳山市		新南陽市		熊毛町																									
<p><b>徳山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</b></p> <p>(目的) この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、徳山市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>1.用語の定義 2.補助対象施設 補助の対象となる施設は、市長が別に定める地域内において、専用住宅に設置する処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽及び変則合併処理浄化槽であり、次の(1)及び(2)のすべてに該当する者であること。 (1)合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するものであること。 (2)社団法人全国浄化槽団体連合会とその山口県の会員で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象となるものについては、同制度に基づき保証登録されたものであること。</p> <p>3.補助金の交付 市は、補助対象施設を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者。 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。 市長が定める期間内に合併処理浄化槽を設置することができない者。</p> <p>4.補助金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>411,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>519,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5.補助金交付申請 6.交付の決定及び通知 7.変更承認申請書等 8.実績報告 9.交付額の確定 10.補助金請求 11.補助金交付の取消し 12.補助金の返還 13.施工の確認 14.その他</p> <p>1.補助金等の名称 徳山市合併浄化槽設置費補助金 2.支出先 設置者52件 3.決算額(12年度) 21,234千円 4.算出の根基 補助金額の区分による。</p>		人槽区分	限度額	5人槽	354,000円	6～7人槽	411,000円	8～10人槽	519,000円	<p><b>新南陽市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</b></p> <p>(目的) この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、新南陽市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>1.用語の定義 2.補助の対象 補助の対象となる施設は、別表に定める地域内において、専用住宅に設置する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽及び変則合併処理浄化槽であり、次の各号に掲げるすべてに該当するものであること。 (1)合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合するものであること。 (2)社団法人全国浄化槽団体連合会とその山口県の会員で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象となるものについては、同制度に基づき保証登録されたものであること。</p> <p>3.補助金交付 市は、補助対象施設を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者。 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。 市長が定める期間内に合併処理浄化槽を設置することができない者。</p> <p>4.補助金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>411,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>519,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5.補助金交付申請 6.交付の決定及び通知 7.変更承認申請書等 8.実績報告 9.施工の確認 10.交付額の確定 11.補助金の請求 12.補助金の交付 13.補助金交付の取消し 14.補助金の返還 15.その他</p> <p>1.補助金等の名称 新南陽市合併浄化槽設置費補助金 2.支出先 各設置者1件 3.決算額(12年度) 411千円 4.算出の根基 補助金額の区分による。</p>		人槽区分	限度額	5人槽	354,000円	6～7人槽	411,000円	8～10人槽	519,000円	<p><b>熊毛町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</b></p> <p>(目的) この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、熊毛町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>1.用語の定義 2.補助対象施設 補助対象となる施設は、町長が別に定める地域内において、専用住宅に設置する処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽であり、次の(1)及び(2)のすべてに該当するものであること。 (1)この事業における国庫補助指針に適合するものであること。 (2)社団法人全国浄化槽団体連合会とその山口県の会員で実施する「小型合併処理浄化槽機能保証制度」の対象となるものについては、同制度に基づき保証登録されたものであること。</p> <p>3.補助金の交付 町は、補助対象地域において補助対象施設を設置しようとする者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。次の各号に該当する者に対しては、補助金を交付しない。 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置するもの。 専用住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者。 町長が定める期間内に合併処理浄化槽を設置することができない者。 町税に滞納のある者。</p> <p>4.補助金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>354,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>411,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>519,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5.補助金交付申請 6.交付の決定及び通知 7.変更承認申請書等 8.実績報告 9.交付額の決定 10.補助金の請求 11.補助金交付の取り消し 12.補助金の返還 13.施工の確認 14.その他</p> <p>1.補助金等の名称 熊毛町合併浄化槽設置費補助金 2.支出先 設置者31件 3.決算額(12年度) 12,228千円 4.算出の根基 補助金額の区分による。</p>		人槽区分	限度額	5人槽	354,000円	6～7人槽	411,000円	8～10人槽	519,000円
人槽区分	限度額																												
5人槽	354,000円																												
6～7人槽	411,000円																												
8～10人槽	519,000円																												
人槽区分	限度額																												
5人槽	354,000円																												
6～7人槽	411,000円																												
8～10人槽	519,000円																												
人槽区分	限度額																												
5人槽	354,000円																												
6～7人槽	411,000円																												
8～10人槽	519,000円																												
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																									
徳山市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱		新南陽市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱		熊毛町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱																									

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	し尿処理の状況	小項目	合併処理浄化槽								
事業名	合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付			協議事項	補助金・交付金等の取扱い								
専門部会名	環境	分科会名	環境衛生	コード									
現況				分析									
鹿野町				問題点									
<p><b>鹿野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱</b></p> <p>(目的) この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、鹿野町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>1.用語の定義</p> <p>2.補助対象地域及び施設 補助金の交付の対象地域は、町域の内、下水道法第4条第1項の規定により公共下水道の事業計画の認可を受けた区域以外の区域とする。 補助対象となる施設は、補助対象地域において専用住宅に設置する処理対象人員10人以下の合併浄化槽とし、この事業における国庫補助指針に適合するものであること。</p> <p>3.補助金の交付 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者。 住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られない者。</p> <p>4.補助金額</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>474,000円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>531,000円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>639,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>5.補助金交付申請 7.変更承認申請書等 9.交付額の確定 11.補助金交付の取り消し 13.その他</p> <p>6.交付の決定及び通知書類 8.実績報告 10.補助金の請求 12.補助金の返還</p>				人槽区分	限度額	5人槽	474,000円	6～7人槽	531,000円	8～10人槽	639,000円	<p>1.2市2町とも補助の内容は、ほぼ同一であるが鹿野町は、合併浄化槽設置者の維持管理費等の負担を考慮し、補助金額が他市・町に比較し高い。</p>	
人槽区分	限度額												
5人槽	474,000円												
6～7人槽	531,000円												
8～10人槽	639,000円												
				対応策									
				<p>1.生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、継続事業とする。</p> <p>2.下水道利用者に比較して、合併浄化槽設置者の維持管理費の負担が高く、合併時には、合併浄化槽設置者に新たな補助制度等を検討する必要がある。</p>									
				調整案									
<p>1.補助金等の名称 鹿野町合併浄化槽設置費補助金 2.支出先 設置者28件 3.決算額(12年度) 14,787千円 4.算出の根基 補助金額の区分による。</p>				<p>( )1.現行のまま新市に引き継ぐ。 ( )2.( )の例により調整する。 ( )3.新たに制度等を創設する。 ( )4.新市移行後、速やかに調整する。 ( )5.新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( )6.廃止の方向で検討する。</p>									
根拠法令等													
鹿野町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱				その他( )									

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ処理に関する施策
事業名	ごみ収集場所整備費補助金交付			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード	

現況

徳山市	新南陽市	熊毛町
-----	------	-----

徳山市ごみ収集場所整備費補助金交付要綱

(目的)

この要綱は、ごみの収集場所を整備しようとする地域住民に対して、その整備に要した費用の一部を補助し、もって収集場所付近の環境美化及び収集業務の効率化を図ることを目的とする。

1. 補助金の交付の対象

イ. 地域住民が整備しようとする収集場所に対し、市長が適当であると認めるときは、予算の範囲内で整備に要した費用の一部を補助する。

ロ. 整備については、地域住民の合意に基づくものであって、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

整備後の維持管理や付近の環境美化については、地域住民が自主的に行うものであること。

整備することにより、ごみ収集作業の効率を図られること。

他のごみ収集場所の範となるものであること。

ハ. 次の各号のいずれかに該当するものについては、補助の対象としない。  
整備することにより、歩行者あるいは車両等の通行の妨げになり、又は収集がより困難になる場合。

住宅団地等の建設及び造成時において、収集場所の整備をしようとする場合。

2. 補助金の交付の額

補助金の額は、収集場所1ヶ所の整備に要する費用の2分の1以内とし60,000円を上限とする。ただし、既製の収納ボックスやネット等は、1個につき購入費の2分の1以内とし30,000円を上限とする。

3. その他

参考 収集ボックス設置数

	補助個数	既製品	既製品外	補助金額(円)
平成10年度	146個	141個	5個	3,765,227
平成11年度	136個	124個	12個	3,095,659
平成12年度	114個	110個	4個	2,666,478
合計	396個	375個	21個	9,527,364

(平成13年度版徳山市環境事業概要)

- 1. 補助金等の名称 徳山市ごみ収集場所整備費補助金
- 2. 支出先の名称 地域住民(主に自治会)
- 3. 決算額(12年度) 2,666千円
- 4. 算出の根基 補助金交付額の区分による。

新南陽市環境衛生施設整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

この要綱は、市民の良好な生活環境を保全するとともに、資源の再利用を図るために、ごみの減量化及び資源化、ごみの散乱防止、共同下水溝の改善並びに衛生害虫防除等の環境衛生整備事業を実施する環境衛生自治会に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定める。

1. 補助対象事業

資源集団回収施設整備事業

ごみ収集場所施設整備事業

共同下水溝の改修事業

衛生害虫防除機器の購入事業

前項の事業に必要な用地の取得又は借上げに要する費用は補助の対象から除くものとする。

2. 補助金の額

事業名	補助対象事業費	補助金額
1. 資源集団回収施設整備事業	(1)倉庫の新築及び改修経費	24万円以内
	(2)運搬用具(リヤカー、一輪車)、保管容器の購入費	6万円以内
2. ごみ収集場所施設整備事業	(1)収集場所の設置及び改修経費	24万円以内
	(2)ごみ保管容器を収集場所1箇所に設置する経費	6万円以内
3. 共同下水溝の改修事業	(1)既設下水溝の改修経費 *条件 市の公共下水道事業処理区域を除く区域で受益数が4戸以上であること。	24万円以内
4. 衛生害虫防除機器の購入事業	(1)噴霧機等の衛生害虫防除機器の購入経費	購入費

- 3. 申請の手続き
- 4. 補助金の交付の決定
- 5. 実績報告
- 6. 補助金の額の確定
- 7. 補助金の請求
- 8. 補助金の交付
- 9. 補助金の返還

参考 収集ボックス設置数

- 平成10年度 8基
- 平成11年度 18基
- 平成12年度 13基

- 1. 補助金等の名称 新南陽市収集ボックス設置事業補助金
- 2. 支出先の名称 地域住民(主に自治会)
- 3. 決算額(12年度) 325千円
- 4. 算出の根基 補助金交付額の区分による。

熊毛町生ごみ堆肥化容器等設置事業補助金交付要綱

(目的)

ごみの減量化を促進し、又はごみ集積場所の清潔保持のため、生ごみ堆肥化容器等一定の容器を購入し設置した者に対し、補助金を交付することを目的とする。

1. 補助金の額

容器一基当たりの補助金の額は、事業に要する経費の2分の1以内(但し、100円未満の端数は切捨て、15,000円を限度とする。)

2. 補助対象容器

生ごみ堆肥化容器(1基を限度)

ごみ集積箱(共同購入したものに限り)

電気式生ごみ処理容器等(1基を限度)

熊毛町生ごみ堆肥化容器等設置事業補助制度

- 1. 補助金等の名称 熊毛町生ごみ堆肥化容器等普及奨励補助金
- 2. 支出先の名称 地域住民(主に自治会)
- 3. 決算額(12年度) 255千円
- 4. 算出の根基 補助金交付額の区分による。

根拠法令等

徳山市ごみ収集場所整備費補助金交付要綱

根拠法令等

新南陽市環境衛生施設整備事業補助金交付要綱

根拠法令等

熊毛町生ごみ堆肥化容器等設置事業補助金交付要綱

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ処理に関する施策																
事業名	ごみ収集場所整備費補助金交付			協議事項	補助金・交付金等の取扱い																
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード																	
現況				分	析																
鹿野町				問	題																
<p><b>鹿野町塵芥処理施設設置事業補助金交付要綱</b></p> <p>(目的) この要綱は、塵芥処理施設を設置しようとする自治会及び個人に対し、町が予算の範囲内で補助することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>1.用語の定義 集積施設 町の不・可燃物収集のための集積所に設置しようとする、鋼鉄製等で耐久性のある材質により製造された製品。 生ごみ処理容器 家庭から排出される生ごみを堆肥化するために設置する、ポリエチレン製の蓋付容器で、容量は130ℓ以上の製品。 電気式生ごみ処理容器 家庭から排出される生ごみを堆肥化するために設置する電気式生ごみ処理容器</p> <p>2.補助対象及び補助金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>補助限度基数</th> <th>補助金額</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集積施設</td> <td>1自治会に12基</td> <td>総事業費の1/3</td> <td>1基につき2万円</td> </tr> <tr> <td>生ごみ処理容器</td> <td>1家庭に1基</td> <td>総事業費の1/3</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>電気式生ごみ処理容器</td> <td>1家庭に1基</td> <td>総事業費の1/3</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.補助金の申請 第2条に該当する設置事業による補助金を受けようとするときは、補助金交付申請書に係る書類を添え町長に提出しなければならない。</p> <p>4.補助金の交付決定 5.実績報告 6.補助金の交付 7.施設の維持管理 8.その他</p> <p><b>鹿野町塵芥処理施設設置事業補助金</b></p> <p>1.補助金等の名称 鹿野町塵芥処理施設設置事業補助金 2.支出先の名称 自治会、個人 3.決算額(12年度) 228千円 4.算出の根基 補助金交付額の区分による。</p>				施設名	補助限度基数	補助金額	補助限度額	集積施設	1自治会に12基	総事業費の1/3	1基につき2万円	生ごみ処理容器	1家庭に1基	総事業費の1/3	3,000円	電気式生ごみ処理容器	1家庭に1基	総事業費の1/3	10,000円	<p>1.2市2町の補助金額・補助率に相違がある。</p> <p>2.ごみ収集場所整備費補助金として、制度化した市・町とその他環境施設整備事業と一環として制度化した市・町がある。</p>	
施設名	補助限度基数	補助金額	補助限度額																		
集積施設	1自治会に12基	総事業費の1/3	1基につき2万円																		
生ごみ処理容器	1家庭に1基	総事業費の1/3	3,000円																		
電気式生ごみ処理容器	1家庭に1基	総事業費の1/3	10,000円																		
				対	策																
				<p>1.徳山市の要綱を基に、地区の環境美化の保持・収集業務の効率化を図るため、新南陽市の補助対象事業や補助金額を考慮しながら調整する。</p>																	
				調	案																
				<p>( )1.現行のまま新市に引き継ぐ。 ( )2.(徳山市)の例により調整する。 ( )3.新たに制度等を創設する。 ( )4.新市移行後、速やかに調整する。 ( )5.新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( )6.廃止の方向で検討する。</p>																	
根拠法令等																					
鹿野町塵芥処理施設設置事業補助金交付要綱				その他( )																	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ処理に関する施策																																																								
事業名	家庭ごみコンポスト化事業費補助金交付要綱			協議事項	補助金・交付金等の取扱い																																																								
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード																																																									
<b>現 況</b>																																																													
<b>徳 山 市</b>		<b>新 南 陽 市</b>		<b>熊 毛 町</b>																																																									
<p><b>家庭ごみコンポスト化事業費補助金交付要綱</b> (目的) この要綱は、補助金の交付について必要な手続きを定めることにより、家庭ごみの減量化と有効利用を推進することを目的とする。</p> <p>1. 補助金の交付の対象 市内に住所を有し、かつ、居住していること。 容器を購入し、かつ、適正に維持管理できること。 堆肥化された生ごみを適正に処理できること。</p> <p>2. 補助金の額等 容器の購入費補助対象個数は、1世帯当たり2基までとし、補助金の額は、購入価格の2分の1以内で1基3,000円を限度とする。 但し、電気式のものについては、1基10,000円を限度とする。</p> <p>3. 補助金の交付の申請</p> <p>4. 補助金の交付の決定及び通知</p> <p>5. 補助金の交付</p> <p>6. その他</p> <p>参考(コンポスト化容器設置状況)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象地域</th> <th>対象世帯</th> <th>設置数</th> <th>屋外</th> <th>E M</th> <th>電気式</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成8年度</td> <td>全市</td> <td>43,295</td> <td>1,230</td> <td>336</td> <td>894</td> <td></td> <td>2,246,298</td> </tr> <tr> <td>平成9年度</td> <td>全市</td> <td>43,357</td> <td>928</td> <td>332</td> <td>596</td> <td></td> <td>1,735,220</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>全市</td> <td>43,592</td> <td>197</td> <td>66</td> <td>106</td> <td>25</td> <td>374,381</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>全市</td> <td>43,848</td> <td>198</td> <td>25</td> <td>68</td> <td>105</td> <td>1,113,514</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>全市</td> <td>43,878</td> <td>208</td> <td>16</td> <td>40</td> <td>152</td> <td>1,599,682</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td>2,761</td> <td>775</td> <td>1,704</td> <td>282</td> <td>7,069,095</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成13年度版徳山市環境事業概要より)</p> <p><b>徳山市家庭ごみコンポスト化事業費補助金</b></p> <p>1. 補助金等の名称 徳山市家庭ごみコンポスト化事業費補助金 2. 支出先の名称 容器購入者 3. 決算額(12年度) 1,600千円 4. 算出の根基 補助金の額等の区分による。</p>			対象地域	対象世帯	設置数	屋外	E M	電気式	補助額	平成8年度	全市	43,295	1,230	336	894		2,246,298	平成9年度	全市	43,357	928	332	596		1,735,220	平成10年度	全市	43,592	197	66	106	25	374,381	平成11年度	全市	43,848	198	25	68	105	1,113,514	平成12年度	全市	43,878	208	16	40	152	1,599,682	合計			2,761	775	1,704	282	7,069,095	<p><b>新南陽市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱</b> (趣旨) この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上に資することを目的とし、生ごみの処理容器を購入する者に対し、新南陽市生ごみ処理容器購入補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>1. 補助金の交付の対象等 市長は、予算の範囲内で、市内に住所を有する者(事業所を除く)が市長の指定する容器を設置するのに要する経費について、1世帯につき1個を限度として補助金を交付する。</p> <p>2. 補助金の額 前項の規定による補助金の額は、容器購入価格の2分の1以内とし、3,000円を限度とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じた時は、切り捨てる。電気式のものについては、1基10,000円を限度とする。</p> <p>3. 補助金の交付申請</p> <p>4. 補助金の交付の決定</p> <p>5. 補助金の交付の請求</p> <p>6. 補助金の返還</p> <p>7. 委任</p> <p>8. その他</p> <p>(有効期間) *この要綱は、平成15年3月31日限り、その効力を失う。 *生ごみ処理容器あつ旋数 平成10年度 屋外 54個 屋内 131個 平成11年度 屋外 111個 屋内 76個 平成12年度 屋外 42個 屋内 47個</p> <p><b>新南陽市生ごみ処理容器設置補助金</b></p> <p>1. 補助金等の名称 新南陽市生ごみ処理容器設置補助金 2. 支出先の名称 容器購入者 3. 決算額(12年度) 218千円 4. 算出の根基 補助金の額等の区分による。</p>		<p><b>熊毛町生ごみ堆肥化容器等設置事業補助金交付要綱</b> (目的) ごみの減量化を促進し、又はごみ集積場所の清潔保持のため、生ごみ堆肥化容器等一定の容器を購入し設置した者に対して補助金を交付する。</p> <p>1. 補助金の額 容器1基当たりの補助金の額は、事業に要する経費の2分の1以内(但し、100円未満の端数は切捨て、15,000円を限度とする。)</p> <p>2. 補助対象容器 (1) <u>生ごみ堆肥化容器(1基を限度)</u> (2) <u>ごみ集積箱(共同購入したものに限り)</u> (3) <u>電気式生ごみ処理容器等(1基を限度)</u></p> <p><b>熊毛町生ごみ堆肥化容器設置事業</b></p> <p>1. 補助金等の名称 熊毛町生ごみ堆肥化容器等普及奨励補助金 2. 支出先の名称 容器購入者 3. 決算額(12年度) 868千円 生ごみ堆肥化容器 13,300円(3基) 電気式生ごみ処理容器等 855,000円(15,000円×57基) 4. 算出の根基 補助金の額等の区分による。</p>	
	対象地域	対象世帯	設置数	屋外	E M	電気式	補助額																																																						
平成8年度	全市	43,295	1,230	336	894		2,246,298																																																						
平成9年度	全市	43,357	928	332	596		1,735,220																																																						
平成10年度	全市	43,592	197	66	106	25	374,381																																																						
平成11年度	全市	43,848	198	25	68	105	1,113,514																																																						
平成12年度	全市	43,878	208	16	40	152	1,599,682																																																						
合計			2,761	775	1,704	282	7,069,095																																																						
<b>根 拠 法 令 等</b>		<b>根 拠 法 令 等</b>		<b>根 拠 法 令 等</b>																																																									
家庭ごみコンポスト化事業費補助金交付要綱		新南陽市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱		熊毛町生ごみ堆肥化容器等設置事業補助金交付要綱																																																									

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ処理に関する施策																
事業名	家庭ごみコンポスト化事業費補助金交付要綱			協議事項	補助金・交付金等の取扱い																
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード																	
現況				分 析																	
鹿 野 町				問 題 点																	
<p><b>鹿野町塵芥処理施設設置事業補助金交付要綱</b> (目的) この要綱は、塵芥処理施設を設置しようとする自治会及び個人に対し、町が予算の範囲内で補助することにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。</p> <p>1. 定義 集積施設とは、町内の不・可燃物収集のため集積所に設置しようとする、鋼鉄製等で耐久性の有る材質により製造された製品。 生ごみ処理容器とは、家庭から出る生ごみを堆肥化するために設置する、ポリエチレン製の蓋付容器出、容量は130ℓ以上の製品。 電気式生ごみ処理容器とは、家庭から排出される生ごみを堆肥化するために設置する電気式の生ごみ処理容器</p> <p>2. 補助対象及び補助金の額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>補助限度基数</th> <th>補助金額</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集積施設</td> <td>1自治会に12基</td> <td>総事業費の1/3</td> <td>1基につき2万円</td> </tr> <tr> <td>生ごみ処理容器</td> <td>1家庭に1基</td> <td>総事業費の1/3</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>電気式生ごみ処理容器</td> <td>1家庭に1基</td> <td>総事業費の1/3</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 補助金の申請 4. 補助金の交付決定 5. 実績報告 6. 補助金の交付、施設の維持管理 7. その他</p> <p>鹿野町塵芥処理施設設置事業補助金(コンポスト)</p> <p>1. 補助金等の名称 鹿野町塵芥処理施設設置事業補助金 2. 支出先の名称 容器購入者 3. 決算額(12年度) 19千円 4. 算出の根基 補助金の額等の区分による。</p>				施設名	補助限度基数	補助金額	補助限度額	集積施設	1自治会に12基	総事業費の1/3	1基につき2万円	生ごみ処理容器	1家庭に1基	総事業費の1/3	3,000円	電気式生ごみ処理容器	1家庭に1基	総事業費の1/3	10,000円	<p>1. 2市2町の補助の内容・補助金・補助率に相違がある。</p>	
施設名	補助限度基数	補助金額	補助限度額																		
集積施設	1自治会に12基	総事業費の1/3	1基につき2万円																		
生ごみ処理容器	1家庭に1基	総事業費の1/3	3,000円																		
電気式生ごみ処理容器	1家庭に1基	総事業費の1/3	10,000円																		
				対 応 策																	
				<p>1. 徳山市の補助金交付要綱を基に内容等を調整し、ごみ減量化、有効利用のために継続事業とする。</p> <p>2. 電動式の処理機の購入補助は補助限度額の高い熊毛町の例とする。</p>																	
				調 整 案																	
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (徳山市 )の例により調整する。 ただし、電気式生ごみ処理容器の補助については熊毛町の例による。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>																	
根 拠 法 令 等																					
鹿野町塵芥処理施設設置事業補助金交付要綱																					



事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	環境衛生	中項目	ごみ処理の状況	小項目	ごみ処理に関する施策
事業名	資源ごみ回収事業報奨金			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	環境	分科会名	環境事業	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
平成12年度より分別収集事業を実施したため、助成金制度を廃止				1. 2市2町ともごみ減量化のため回収事業を実施しているが、新南陽市・鹿野町には報奨金制度が無い。 2. 徳山市・熊毛町については、報奨金単価、種類等に相違がある。	
				対	応
				1. ごみ減量化・資源の活用の観点及び各団体の運営育成面からも継続事業とする。	
				調 整 案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (熊毛町)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他( )	
根 拠 法 令 等				第4回合併協議会における協議後の調整方針	
				( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校の状況																																																																																						
事業名	私立幼稚園助成〔就園奨励費補助〕			協議事項	補助金・交付金等の取扱い																																																																																						
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード																																																																																							
現			況																																																																																								
徳山市		新南陽市		熊毛町																																																																																							
<p>目的 私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が保護者に対して保育料等の減免をする場合に補助金の交付を行う。</p> <p>補助の対象 設置者が徳山市に居住し、かつ、満3歳以上の幼児の保護者に対し入園料及び保育料を減免する場合に、次に定める範囲内において補助金を交付するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象となる範囲</th> <th colspan="3">補助額</th> </tr> <tr> <th>1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)</th> <th>同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)</th> <th>同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度の市民税が非課税となる世帯及び生活保護を受けている世帯</td> <td>年額135,300円を限度とする</td> <td>年額162,000円を限度とする</td> <td>年額189,000円を限度とする</td> </tr> <tr> <td>平成13年度の定率控除前所得割が非課税となる世帯</td> <td>年額103,000円を限度とする</td> <td>年額137,000円を限度とする</td> <td>年額170,000円を限度とする</td> </tr> <tr> <td>平成13年度の定率控除前所得割の額が8,800円以下の世帯</td> <td>年額79,000円を限度とする</td> <td>年額117,000円を限度とする</td> <td>年額156,000円を限度とする</td> </tr> <tr> <td>平成13年度の定率控除前所得割の額が102,100円以下の世帯</td> <td>年額55,500円を限度とする</td> <td>年額98,000円を限度とする</td> <td>年額141,000円を限度とする</td> </tr> <tr> <td>平成13年度の定率控除前所得割の額がの課税額を超える世帯</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金の交付申請 原則として毎年度、当該年度の上半期分、下半期分について補助金等交付申請書を教育委員会を経て市長に提出するものとする。</p> <p>【実績額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象世帯</th> <th>補助額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>921</td> <td>54,224</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>934</td> <td>56,029</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>1,007</td> <td>61,811</td> </tr> </tbody> </table>		対象となる範囲	補助額			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)	平成13年度の市民税が非課税となる世帯及び生活保護を受けている世帯	年額135,300円を限度とする	年額162,000円を限度とする	年額189,000円を限度とする	平成13年度の定率控除前所得割が非課税となる世帯	年額103,000円を限度とする	年額137,000円を限度とする	年額170,000円を限度とする	平成13年度の定率控除前所得割の額が8,800円以下の世帯	年額79,000円を限度とする	年額117,000円を限度とする	年額156,000円を限度とする	平成13年度の定率控除前所得割の額が102,100円以下の世帯	年額55,500円を限度とする	年額98,000円を限度とする	年額141,000円を限度とする	平成13年度の定率控除前所得割の額がの課税額を超える世帯	該当なし				対象世帯	補助額(千円)	平成10年度	921	54,224	平成11年度	934	56,029	平成12年度	1,007	61,811	<p>目的 私立幼稚園の設置者が授業料等の減免をする場合に、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>私立幼稚園の設置者が当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、授業料等を減免する場合に、次に定める範囲内において補助を行うものとする。</p> <p>(1)生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯：授業料の額(年額131,500円を限度とする。)</p> <p>(2)当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯：年額100,000円を限度とする。</p> <p>(3)当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。)が10,600円以下となる世帯：年額77,200円を限度とする。</p> <p>(4)当該年度に納付すべき市民税の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税額の合計額とする。)が120,600円以下となる世帯：年額54,300円を限度とする。</p> <p>補助金の交付申請 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、補助金交付申請書を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>教育委員会は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。</p> <p>交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置の方法を12月31日までに教育委員会に報告するものとする。</p> <p>私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに実績報告書を教育委員会に提出するものとする</p> <p>【実績額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象世帯</th> <th>補助額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>348</td> <td>15,195</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>336</td> <td>14,914</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>330</td> <td>14,926</td> </tr> </tbody> </table>			対象世帯	補助額(千円)	平成10年度	348	15,195	平成11年度	336	14,914	平成12年度	330	14,926	<p>目的：私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>私立幼稚園の設置者が当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、次に定める範囲内において補助を行うものとする。</p> <p>補助対象経費：入園料、保育料の合計額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯階層区分</th> <th colspan="3">補助限度額</th> </tr> <tr> <th>1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)</th> <th>同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)</th> <th>同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の規定による保護を受けている世帯</td> <td>年額135,300円</td> <td>年額162,000円</td> <td>年額189,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯</td> <td>年額103,000円</td> <td>年額137,000円</td> <td>年額170,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯</td> <td>年額79,000円を</td> <td>年額117,000円</td> <td>年額156,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が8,000円以下の世帯</td> <td>年額55,500円</td> <td>年額98,000円</td> <td>年額141,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助金の交付申請 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、補助金交付申請書を教育委員会に提出するものとする。</p> <p>教育委員会は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。</p> <p>交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置の方法を12月31日までに教育委員会に報告するものとする。</p> <p>私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに実績報告書を教育委員会に提出するものとする</p> <p>【実績額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象世帯</th> <th>補助額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>180</td> <td>11,231</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>203</td> <td>12,089</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>226</td> <td>13,748</td> </tr> </tbody> </table>		世帯階層区分	補助限度額			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子)	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額135,300円	年額162,000円	年額189,000円	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯	年額103,000円	年額137,000円	年額170,000円	当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯	年額79,000円を	年額117,000円	年額156,000円	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が8,000円以下の世帯	年額55,500円	年額98,000円	年額141,000円		対象世帯	補助額(千円)	平成10年度	180	11,231	平成11年度	203	12,089	平成12年度	226	13,748
対象となる範囲	補助額																																																																																										
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)																																																																																								
平成13年度の市民税が非課税となる世帯及び生活保護を受けている世帯	年額135,300円を限度とする	年額162,000円を限度とする	年額189,000円を限度とする																																																																																								
平成13年度の定率控除前所得割が非課税となる世帯	年額103,000円を限度とする	年額137,000円を限度とする	年額170,000円を限度とする																																																																																								
平成13年度の定率控除前所得割の額が8,800円以下の世帯	年額79,000円を限度とする	年額117,000円を限度とする	年額156,000円を限度とする																																																																																								
平成13年度の定率控除前所得割の額が102,100円以下の世帯	年額55,500円を限度とする	年額98,000円を限度とする	年額141,000円を限度とする																																																																																								
平成13年度の定率控除前所得割の額がの課税額を超える世帯	該当なし																																																																																										
	対象世帯	補助額(千円)																																																																																									
平成10年度	921	54,224																																																																																									
平成11年度	934	56,029																																																																																									
平成12年度	1,007	61,811																																																																																									
	対象世帯	補助額(千円)																																																																																									
平成10年度	348	15,195																																																																																									
平成11年度	336	14,914																																																																																									
平成12年度	330	14,926																																																																																									
世帯階層区分	補助限度額																																																																																										
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子)																																																																																								
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額135,300円	年額162,000円	年額189,000円																																																																																								
当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯	年額103,000円	年額137,000円	年額170,000円																																																																																								
当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯	年額79,000円を	年額117,000円	年額156,000円																																																																																								
当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が8,000円以下の世帯	年額55,500円	年額98,000円	年額141,000円																																																																																								
	対象世帯	補助額(千円)																																																																																									
平成10年度	180	11,231																																																																																									
平成11年度	203	12,089																																																																																									
平成12年度	226	13,748																																																																																									
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																																																																																							
【私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱】				【私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項】																																																																																							

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校の状況
事業名	私立幼稚園助成〔就園奨励費補助〕			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
なし					
				対	応
				<p>・国の補助制度のため各市、町ともに同一基準となっており、現行どおりで新市に引き継ぐ。</p>	
				調 整 案	
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。                  ( ) 2. ( ) の例により調整する。                  ( ) 3. 新たに制度等を創設する。                  ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。                  ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                  ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>	
根 拠 法 令 等					
				( ) その他 ( )	

事務一元化現況・分析調査

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校の状況																	
事業名	私立幼稚園助成〔運営費補助〕			協議事項	補助金・交付金等の取扱い																	
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード																		
現況				分析																		
熊毛町				問題点																		
<p>【私立幼稚園運営費補助】 趣旨：私立幼稚園の健全な経営と教育水準の維持向上を図るため私立幼稚園に補助する。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>定額補助 (1園当り)</th> <th>人的補助 (園児数割)</th> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>700,000円</td> <td>6,000円/人</td> </tr> <tr> <td>非法人</td> <td>1,000,000円</td> <td>6,000円/人</td> </tr> </table> <p>〔14年度予算〕町内私立幼稚園運営費 4,074千円(3園)</p> <p>【運営費補助額】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th></th> <th>補助額(千円)</th> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>3,738</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>3,864</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>3,996</td> </tr> </table>				区分	定額補助 (1園当り)	人的補助 (園児数割)	法人	700,000円	6,000円/人	非法人	1,000,000円	6,000円/人		補助額(千円)	平成10年度	3,738	平成11年度	3,864	平成12年度	3,996	<p>徳山市・新南陽市・鹿野町：なし</p> <p>・この補助制度は熊毛町のみにある制度であり、制度創設のいきさつがある。 ・公立幼稚園を開設するにあたって、私立幼稚園への影響を配慮して作られた制度である。 ・こうした状況にあるため、この制度を統一するための調整は困難である。</p>	
区分	定額補助 (1園当り)	人的補助 (園児数割)																				
法人	700,000円	6,000円/人																				
非法人	1,000,000円	6,000円/人																				
	補助額(千円)																					
平成10年度	3,738																					
平成11年度	3,864																					
平成12年度	3,996																					
				対応策																		
				<p>・公立幼稚園(八代幼稚園)を開設する際に、私立幼稚園への影響を配慮して創設した制度で、調整は困難であるため現行のまま新市に引き継ぐ。</p>																		
				調整案																		
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  ( ) その他( )</p>																		
根拠法令等																						

事務一元化現況・分析調査

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校の状況																																																																						
事業名	私立幼稚園助成〔園児保護者補助〕			協議事項	補助金・交付金等の取扱い																																																																						
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード																																																																							
現況			分 析																																																																								
徳 山 市			新 南 陽 市																																																																								
<p>【私立幼稚園園児保護者補助金】</p> <p>目的：幼児教育の振興と充実を目的とし、私立幼稚園に在籍する園児の保護者の負担軽減を図るため、補助金を交付する。</p> <p>補助金の交付申請：補助金の交付を受けようとする保護者は、園児保護者補助金交付申請書を園長に提出する。</p> <p>園長は、申請書の提出があったときは、申請書を取りまとめ補助金等交付申請書に私立幼稚園園児保護者補助金に係る事業計画書を添えて市長が指定する日までに教育委員会を経て市長に提出する。</p> <p>補助金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の額は、園児一人につき在園暦月数に月額4,000円（園児1人当たりの金額）を乗じて算定した額とする。</li> <li>・原則として毎年度当該年度4月分から9月分までを9月に、10月分から翌年の3月分までを当該年度の3月に交付する。</li> <li>・ただし、補助金と私立幼稚園就園奨励費補助金との合計額が当該園児の納入すべき入園料及び保育料の合計額を超えるときは、納入すべき入園料及び保育料の合計額の範囲内とする。</li> </ul>			<p>【幼稚園園児授業料補助金】</p> <p>目的：幼稚園に在園する園児を持つ保護者の負担軽減をはかるために、予算の範囲内で、幼稚園授業料の一部を補助する。</p> <p>補助の対象：幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児を扶養する新南陽市在住の保護者。</p> <p>補助金額（単位：円）</p> <table border="1"> <tr> <th>補助対象世帯の区分</th> <th></th> <th>公 立</th> <th>私 立</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税非課税世帯 (生活保護世帯を含む)</td> <td>第1子</td> <td>46,000</td> <td>30,200</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>41,000</td> <td>33,500</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>36,000</td> <td>36,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税所得割非課税世帯</td> <td>第1子</td> <td>46,000</td> <td>62,200</td> </tr> <tr> <td>第2子</td> <td>41,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>36,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 10,600円以下の世帯</td> <td></td> <td>0</td> <td>46,700</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 120,000円以下の世帯</td> <td></td> <td>0</td> <td>41,100</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 120,601円以上の世帯</td> <td></td> <td>0</td> <td>48,000</td> </tr> </table> <p>補助の申請：補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書を入園後10日以内又は別に指示する日までに、園長を通じて市長に提出する。</p> <p>市長は、補助金交付申請書の提出があった場合において、補助金を交付することが適当であると認めるときは、交付の決定をし、園長を通じて通知する。</p> <p>通知を受けた者は、補助金請求書を園長を通じて市長に提出する。</p> <p>補助金の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として6箇月ごとに前期及び後期の2期に分けて、園長を通じて行う。</li> </ul> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">補助対象世帯の区分</th> <th colspan="3">平成12年度補助額（単位：円）</th> </tr> <tr> <th>園児数</th> <th>補助単価</th> <th>補助額</th> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯 (生活保護世帯を含む)</td> <td>6</td> <td>30,200 33,500 36,500</td> <td>181,200</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割非課税世帯</td> <td>8</td> <td>62,000</td> <td>496,000</td> </tr> <tr> <td>市民税所得割課税額 8,800円以下の世帯</td> <td>13</td> <td>46,700</td> <td>607,100</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 102,100円以下の世帯</td> <td>215</td> <td>41,100</td> <td>8,836,500</td> </tr> <tr> <td>市町村民税所得割課税額 102,101円以上の世帯</td> <td>0</td> <td>48,000</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>10,120,800</td> </tr> </table> <p>熊毛町、鹿野町：なし</p>			補助対象世帯の区分		公 立	私 立	市町村民税非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子	46,000	30,200	第2子	41,000	33,500	第3子以降	36,000	36,500	市町村民税所得割非課税世帯	第1子	46,000	62,200	第2子	41,000		第3子以降	36,000		市町村民税所得割課税額 10,600円以下の世帯		0	46,700	市町村民税所得割課税額 120,000円以下の世帯		0	41,100	市町村民税所得割課税額 120,601円以上の世帯		0	48,000	補助対象世帯の区分	平成12年度補助額（単位：円）			園児数	補助単価	補助額	市民税非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	6	30,200 33,500 36,500	181,200	市民税所得割非課税世帯	8	62,000	496,000	市民税所得割課税額 8,800円以下の世帯	13	46,700	607,100	市町村民税所得割課税額 102,100円以下の世帯	215	41,100	8,836,500	市町村民税所得割課税額 102,101円以上の世帯	0	48,000	0	合 計			10,120,800	<p>・徳山市と新南陽市のみの補助制度であり、さらに創設時の状況と現在の状況は大きく変わってきている。よって、制度の全体的な見直しが必要である。</p> <p>対 応 策</p> <p>・全市域を対象とした新たな制度を検討する必要がある。</p> <p>調 整 案</p> <p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) その他 ( )</p>		
補助対象世帯の区分		公 立	私 立																																																																								
市町村民税非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	第1子	46,000	30,200																																																																								
	第2子	41,000	33,500																																																																								
	第3子以降	36,000	36,500																																																																								
市町村民税所得割非課税世帯	第1子	46,000	62,200																																																																								
	第2子	41,000																																																																									
	第3子以降	36,000																																																																									
市町村民税所得割課税額 10,600円以下の世帯		0	46,700																																																																								
市町村民税所得割課税額 120,000円以下の世帯		0	41,100																																																																								
市町村民税所得割課税額 120,601円以上の世帯		0	48,000																																																																								
補助対象世帯の区分	平成12年度補助額（単位：円）																																																																										
	園児数	補助単価	補助額																																																																								
市民税非課税世帯 (生活保護世帯を含む)	6	30,200 33,500 36,500	181,200																																																																								
市民税所得割非課税世帯	8	62,000	496,000																																																																								
市民税所得割課税額 8,800円以下の世帯	13	46,700	607,100																																																																								
市町村民税所得割課税額 102,100円以下の世帯	215	41,100	8,836,500																																																																								
市町村民税所得割課税額 102,101円以上の世帯	0	48,000	0																																																																								
合 計			10,120,800																																																																								
根 拠 法 令 等			根 拠 法 令 等																																																																								
【私立幼稚園園児保護者補助金交付要綱】			【新南陽市幼稚園園児授業料補助金交付要綱】																																																																								

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校の状況															
事業名	私立幼稚園助成〔施設整備費補助〕			協議事項	補助金・交付金等の取扱い															
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード																
現況				分 析																
徳 山 市				問 題 点																
<p>新南陽市・熊毛町・鹿野町：なし</p> <p>【補助実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助額(千円)</th> <th>対象園数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成9年度</td> <td>4,918</td> <td>1園</td> </tr> <tr> <td>平成10年度</td> <td>4,410</td> <td>1園</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				区分	補助額(千円)	対象園数	平成9年度	4,918	1園	平成10年度	4,410	1園	平成11年度	—	—	平成12年度	—	—	<p>・私立幼稚園施設整備費の補助については、法人対象の国制度と未法人対象の県制度がある。</p> <p>・新市となった場合は、法人・未法人が混在することから、現制度での対応は不可能である。</p>	
区分	補助額(千円)	対象園数																		
平成9年度	4,918	1園																		
平成10年度	4,410	1園																		
平成11年度	—	—																		
平成12年度	—	—																		
				対 応 策																
				<p>・徳山市が実施している国の補助制度を基本として、それに未法人対象の県制度を取り込んだ形での新たな制度の創設が必要である。</p>																
				調 整 案																
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . (徳山市) の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) その他( )</p>																
根 拠 法 令 等																				
【学校法人の助成に関する条例】 6822																				

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校の状況
事業名	私立幼稚園助成〔障害児教育費補助〕			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	

現況

徳山市	新南陽市	熊毛町
-----	------	-----

〔私立幼稚園障害児教育補助金〕  
 趣旨：私立幼稚園における障害児教育の振興を図るため、財団法人山口県私立幼稚園協会が行う私立幼稚園障害児教育費補助事業に対し、補助金を交付する。  
 補助の対象等：市は、毎年度予算の範囲内において、協会が次の各号のいずれにも該当する補助事業を行うために要する経費について、その一部を協会に対し、補助金として交付する。  
 (1) 障害児認定要領に定める障害児の在園する私立幼稚園に対し、協会が補助金を交付する事業  
 (2) 県から市の補助金の額と同額以上の当該補助事業に係る補助金を受けて行う事業  
 補助金の交付の申請  
 ・協会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けようとする年度の10月31日までに教育委員会を経て市長に提出しなければならない。  
 (1) 事業計画書 (2) 収支予算書  
 実績報告  
 協会は、当該補助事業が完了したときは、遅滞なく補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて徳山市教育委員会を経て市長に提出しなければならない。  
 (1) 事業実績書 (2) 収支決算書

障害児認定要領

障害の種類	障害の程度
視覚障害	身体障害者障害程度等級表の6級
聴覚障害	身体障害者障害程度等級表の6級
肢体不自由	身体障害者障害程度等級表の7級
病弱・虚弱	先天的又は後天的な原因により身体諸機能の異常を示し、登園停止の必要を認める程度ではないが、長期の生活規制を必要とするもの
知的障害	日常生活に差し支えない程度に身の事柄を処理することはできるが、抽象的な思考が困難であるもの(「知的障害判別基準」の4度)
言語障害	発生又は発語が不完全で集団生活に差し支える程度の言語障害を示すもの
情緒障害	知能には、はなはだしい欠陥は認められないが、性格の偏りが著しく、そのため環境への適応が困難であるもの

算出根基：97,000円(障害児1人当たり)×1人  
 [12年度決算] 97千円  
 [13年度予算] 388千円

目的：私立幼稚園における障害児教育の振興を図る。

私立幼稚園特別振興補助金  
 [12年度決算] 97,000円  
 [13年度予算] 98,000円

【私立幼稚園障害児教育費補助金】  
 趣旨：私立幼稚園における障害児教育の充実を図るため、財団法人山口県私立幼稚園協会が行う障害児教育費補助事業に対し補助金を交付する。  
 補助の対象等：町は毎年度予算の範囲内において、協会が次の補助事業を行うために要する経費についてその一部を協会に対し補助金として交付する。  
 ・障害児認定要領に定める障害児の在園する私立幼稚園に対し、協会が補助金を交付する事業。  
 補助金の交付申請：協会は、当該事業補助事業を完了したときは、遅滞なく補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。  
 実績報告書 収支決算書

[12年度決算] 194千円  
 [13年度予算] 0千円(補正予算で対応)

根拠法令等

根拠法令等

根拠法令等

【私立幼稚園障害児教育費補助金交付要綱】

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校の状況
事業名	私立幼稚園助成〔障害児教育費補助〕			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
なし					
				対	応
				策	
				・県の補助制度であり、要綱を定めているのは徳山市のみであるため、それを基本に調整する。	
				調	
				整	
				案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (徳山市)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  ( ) その他( )	
根拠法令等					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校の状況
事業名	学校法人〔私立高校〕等への助成			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>私学運営費の一部を補助することにより私学運営の拡充を図る。 学校法人が市に援助の申請をしようとするときは、申請書に次に掲げる書類をそえて市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 理由書 (2) 援助による事業その他の計画書 (3) 収支予算書(最近年度のもの) (4) 財産目録(大項のみ) (5) 貸借対照表 (6) 収支計算書 (7) 生徒の在学数及び職員組織</p> <p>〔補助額：桜ヶ丘学園〕 算出：教育機器購入費×1/3〔限度額300万円〕+3000円×人数 ・10年度：4,980,000円 =3,000円×660人+300万円 ・11年度：5,043,000円 =3,000円×681人+300万円 ・12年度：4,965,000円 =3,000円×655人+300万円</p>		<p>私学運営費の一部を補助することにより私学運営の拡充を図る。</p> <p>〔補助額：桜ヶ丘学園〕 算出：備品購入費×居住地区生徒比率×40% ・10年度：606,000円 ・11年度：554,000円 ・12年度：714,000円</p>		<p>〔補助額：桜ヶ丘学園〕 ・10年度：200,000円(1人当たり1万円を目安に補助) ・11年度：200,000円(1人当たり1万円を目安に補助) ・12年度：97,000円(施設設備整備額×居住地区生徒比率×40%)</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
【学校法人の助成に関する条例】					

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	幼稚園・小学校・中学校の状況
事業名	学校法人〔私立高校〕等への助成			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題	
〔補助額：桜ヶ丘学園〕 ・10年度： 0円（居住地区生徒がいない） ・11年度： 0円（居住地区生徒がいない） ・12年度： 0円（居住地区生徒がいない）				・各市町とも補助しているが算出の方法が異なっている。	
				対 応 策	
				・徳山市の制度を基本として調整する。 ・施設整備費を据え置き、生徒一人当たり3,000円を補助した場合 （平成13年5月1日比較）	
				$737人 \times 3,000円 = 2,211,000円$ $施設整備分(1/3で300万円限度) = 3,000,000円$ $合 計 \quad \quad \quad 5,211,000円$	
				(737人は、平成13年5月1日現在の2市2町生徒数)	
				調 整 案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (徳山市)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。	
根 拠 法 令 等					
				( ) その他( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	徳山朝鮮初中級学校補助			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
徳山朝鮮初中級学校教育条件整備費補助金 ・補助額 施設整備事業 1校につき20万円を限度 管理運営事業 生徒1人当たり1万円を限度  〔徳山朝鮮初中級学校補助金交付要綱〕 目的 徳山朝鮮初中級学校の教育の振興、充実を図るため学校に対し補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。 補助対象等 毎年度予算の範囲内において、学校の教育条件を整備充実するために要する経費のうち、その一部を補助金として交付する。		徳山朝鮮初中級学校教育条件整備費補助金 ・補助額 100,000円  ・施設設備整備事業 ・教材・教具等整備事業 ・教員研修等事業		徳山朝鮮初中級学校教育条件整備費補助金 徳山朝鮮初中級学校 補助額 50,000円 ・施設設備整備事業 ・教材、教具等整備事業	
補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金額		
施設整備事業	1. 施設整備費(校舎・校地) 2. 教育機器備品購入費 3. 図書購入費	1/3	1校につき20万円を限度とする		
管理運営事業	1. 教職員の人件費 2. 文化祭、研究発表会等の学校行事に要する経費 3. 教員の研修、教育研究活動等に要する経費 4. その他(教材・教具等整備事業)	1/6	徳山市在住の生徒1人当たり1万円を限度とする		
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
〔徳山朝鮮初・中級学校補助金交付要綱〕					

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	徳山朝鮮初中級学校補助			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	
現況				分析点	
鹿野町					
なし				・鹿野町なし ・各市町で算出方法が異なる。	
				対応策	
				・算出方法が異なるため、新たな制度を創設する。 なお、徳山市の例により2市2町分を計算した場合 19人(13年度生徒数) × 10,000円 = 190,000円 施設整備費(1/3で20万円限度) = 200,000円 合計 390,000円	
				調整案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  ( ) その他( )	
根拠法令等					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	特殊学級就学奨励費の補助			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	

現況

徳山市	新南陽市	熊毛町																											
<p>補助の目的 特殊学級に在籍する児童・生徒及び通級による指導を受ける児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のため必要な経費について、その負担能力の程度に応じ、その経費の一部を補助する。</p> <p>認定区分 特殊学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、保護者の属する世帯のその前年の収入額が需要額の2.5倍未満であるときは、奨励費を支給する。ただし、「就学困難な児童生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」により、要保護者又は準要保護者と認定され、就学に係る経費を給付されている児童・生徒の保護者については、奨励費のうち職場実習交通費のみ支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入額が需要額の2.5倍以上の世帯に属する特殊学級に在籍する児童・生徒の保護者には、奨励費のうち通学費及び職場実習交通費のみ支給する。</li> <li>通級による指導を受ける児童・生徒の保護者に対し、奨励費のうち通学費を支給する。</li> </ul> <p>奨励費の申請 奨励費の交付決定 奨励費の請求 奨励費の支給</p> <p>【奨励費】</p> <p>平成13年度 (単位 円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校給食費</td> <td>(年額)実費の1/2</td> <td>(年額)実費の1/2</td> </tr> <tr> <td>通学費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td>職場実習交通費</td> <td>-</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td>修学旅行費</td> <td>実費の1/2</td> <td>実費の1/2</td> </tr> <tr> <td>学用品・通学用品</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1学年</td> <td>6,305</td> <td>11,940</td> </tr> <tr> <td>品・校外活動費その他</td> <td>7,390</td> <td>13,025</td> </tr> <tr> <td>新入学児童生徒学用品費等</td> <td>19,900</td> <td>22,900</td> </tr> </tbody> </table>	区分	小学校	中学校	学校給食費	(年額)実費の1/2	(年額)実費の1/2	通学費	実費	実費	職場実習交通費	-	実費	修学旅行費	実費の1/2	実費の1/2	学用品・通学用品			第1学年	6,305	11,940	品・校外活動費その他	7,390	13,025	新入学児童生徒学用品費等	19,900	22,900	<p>国の「特殊教育就学奨励費負担金等に係る事務処理要領」により対応</p>	<p>国の「特殊教育就学奨励費負担金等に係る事務処理要領」により対応</p>
区分	小学校	中学校																											
学校給食費	(年額)実費の1/2	(年額)実費の1/2																											
通学費	実費	実費																											
職場実習交通費	-	実費																											
修学旅行費	実費の1/2	実費の1/2																											
学用品・通学用品																													
第1学年	6,305	11,940																											
品・校外活動費その他	7,390	13,025																											
新入学児童生徒学用品費等	19,900	22,900																											

平成13年度

区分	給食費	学用品費等	修学旅行費	新入学児童生徒学用品費等	通学費
徳山市	小・中学校とも半額 ・小学校(セ)110円/1食 ・中学校(セ)125円/1食	小・中学校とも半額 ・小学1年 6,305円 ・小学2~6年 7,390円	・中学1年 11,940円 ・中学2~3年 13,025円	小学校 19,900円 中学校 22,900円	交通機関の旅客運賃の実費 校区外からの通学者で自家用車で通学するものの燃料費
新南陽市	小・中学校とも半額 ・小学校(セ)115円/1食 ・中学校(セ)130円/1食	小・中学校とも半額 ・小学1年 6,305円 ・小学2~6年 7,390円	・中学1年 11,940円 ・中学2~3年 13,025円	小学校 19,900円 中学校 22,900円	交通機関の旅客運賃の実費

根拠法令等

根拠法令等

根拠法令等

【特殊教育就学奨励費補助金交付要綱】



事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																				
事業名	研究指定校等の補助			協議事項	補助金・負担金等の取扱い																				
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード																					
現			況																						
徳山市		新南陽市		熊毛町																					
<p>【教育委員会研究指定校等補助金交付要綱】</p> <p>目的：教育委員会より指定された研究指定校（園）研究協力校及び研究推進校（以下「研究指定校等」という。）が行う研究事業に係わる補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>補助対象等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究指定校等が行う研究事業に要する経費のうち補助対象となる経費及び補助金の額は、下記のとおりとし、予算の範囲内において当該研究指定校等に対して補助する。</li> <li>研究事業に要する経費：報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>補助限度額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究指定校</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>全国的規模の大会指定校</td> <td>300,000</td> </tr> <tr> <td>国（文部省）の指定校に係る研究指定校</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>県の指定校に係る研究指定校</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>研究指定協力校</td> <td>150,000</td> </tr> <tr> <td>研究指定校（紙上発表）</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>・小・中学校併設校で、同一年度に同一研究領域を行う研究指定校</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>・小・中学校で、同一年度に同一研究領域の指定校が、同時に発表する小・中学校の一方の研究指定校</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>研究推進校</td> <td>300,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>補助額</p> <p>平成13年度 102万円 1校17万円×5校（小、中学校） 1園17万円×1園（幼稚園）</p> <p>平成14年度 90万円 1校15万円×5校（小、中学校） 1園15万円×1園（幼稚園）</p>		内 容	補助限度額（円）	研究指定校	200,000	全国的規模の大会指定校	300,000	国（文部省）の指定校に係る研究指定校	100,000	県の指定校に係る研究指定校	200,000	研究指定協力校	150,000	研究指定校（紙上発表）	100,000	・小・中学校併設校で、同一年度に同一研究領域を行う研究指定校	100,000	・小・中学校で、同一年度に同一研究領域の指定校が、同時に発表する小・中学校の一方の研究指定校	100,000	研究推進校	300,000	<p>〔特色ある学校づくり推進事業〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>実施期間 平成14年度から新規</li> <li>目的：これからの学校が、家庭や地域社会と協同して子供を育てていくという視点に立って学校運営を推進し、地域における生涯学習の拠点としての役割を果たしていく必要があるこの時期に、開かれた学校づくりのための開かれた教育活動を、各学校が主体的に創意工夫して積極的に推進していき同時にふるさとを愛する心を育てる。</li> <li>補助額 年間62万円：1校7万円×8校（小、中学校） 1園2万円×3園（幼稚園） 交付金の使途：交付金であるので目的に添うものであれば使途は自由。ただし、飲食は不可 領収書が必要</li> <li>活動例 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設開放、学習機会の提供：ふれあい活動</li> <li>地域人材の活動：講師として（課外授業）授業の準備や教材作成の面で</li> <li>地域教材の開発：ふるさと発見（地理、文化、人物）</li> <li>体験活動</li> </ul> </li> </ol>		なし	
内 容	補助限度額（円）																								
研究指定校	200,000																								
全国的規模の大会指定校	300,000																								
国（文部省）の指定校に係る研究指定校	100,000																								
県の指定校に係る研究指定校	200,000																								
研究指定協力校	150,000																								
研究指定校（紙上発表）	100,000																								
・小・中学校併設校で、同一年度に同一研究領域を行う研究指定校	100,000																								
・小・中学校で、同一年度に同一研究領域の指定校が、同時に発表する小・中学校の一方の研究指定校	100,000																								
研究推進校	300,000																								
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																					
【教育委員会研究指定校等補助金交付要綱】																									

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	研究指定校等の補助			協議事項	補助金・負担金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	
現況				分析点	
鹿野町				問題	
なし				<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳山市と新南陽市の補助額が異なる。</li> <li>・熊毛町、鹿野町は、制度がない。</li> </ul>	
				対応策	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付要綱を定めている徳山市の例により調整する。</li> </ul>	
				調整案	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</li> <li>( ) 2. (徳山市)の例により調整する。</li> <li>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</li> <li>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</li> <li>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</li> <li>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</li> </ul>	
根拠法令等					
				( ) その他( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																																																																															
事業名	遠距離児童・生徒通学費補助			協議事項	補助金・交付金等の取扱い																																																																															
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育	コード																																																																																
現			況																																																																																	
徳山市		新南陽市		熊毛町																																																																																
<p>【遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱】</p> <p>目的：学校統合等による遠距離通学児童・生徒の通学費について、その一部又は全部を補助することにより、保護者負担の軽減を図り、もって義務教育の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>補助金交付対象者</p> <p>学校統合等により</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 おおむね片道4km以上</li> <li>・中学校 おおむね片道6km以上</li> </ul> <p>学校統合等の際に補助金の交付を条件として通学している者</p> <p>通学のためのバス路線がないか又はバスの運行が1日2便以下の分校を通学区とする者で市が当該分校を継続して休校の措置にしているため、本校への学区外通学を要する者</p> <p>補助額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通学の方法</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス</td> <td>4月8日から7月20日までの定期代 9月1日から12月24日までの定期代 1月8日から3月26日（最終学年においては卒業式当日）までの定期代 その他、長期休業中に学校行事等で登校する場合には、バスを使用する場合に限り、実費を補助</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>実費</td> </tr> <tr> <td>自家用自動車</td> <td>児童・生徒の通学に伴う燃料費（ガソリン及び軽油）の実費</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補助額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平成10年度</th> <th colspan="2">平成11年度</th> <th colspan="2">平成12年度</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>金額(円)</th> <th>人数</th> <th>金額(円)</th> <th>人数</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バス</td> <td>10</td> <td>618,300</td> <td>11</td> <td>692,270</td> <td>13</td> <td>807,370</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>2</td> <td>52,328</td> <td>1</td> <td>53,001</td> <td>1</td> <td>53,339</td> </tr> <tr> <td>タクシー</td> <td>5</td> <td>621,150</td> <td>5</td> <td>728,810</td> <td>8</td> <td>1,662,190</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17</td> <td>1,291,778</td> <td>17</td> <td>1,474,081</td> <td>22</td> <td>2,522,899</td> </tr> </tbody> </table> <p>中学校生徒は該当なし</p>		通学の方法	補助額	バス	4月8日から7月20日までの定期代 9月1日から12月24日までの定期代 1月8日から3月26日（最終学年においては卒業式当日）までの定期代 その他、長期休業中に学校行事等で登校する場合には、バスを使用する場合に限り、実費を補助	タクシー	実費	自家用自動車	児童・生徒の通学に伴う燃料費（ガソリン及び軽油）の実費		平成10年度		平成11年度		平成12年度		人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)	バス	10	618,300	11	692,270	13	807,370	自家用	2	52,328	1	53,001	1	53,339	タクシー	5	621,150	5	728,810	8	1,662,190	合計	17	1,291,778	17	1,474,081	22	2,522,899	<p>【和田地区通学費補助】</p> <p>和田小学校への統合に伴う、旧小学校区の通学者に通学バス賃（バス定期券購入代金）を全額補助。</p> <p>和田小学校児童のうち、旧馬神小学校区・旧高瀬小学校区の児童でバス通学する者</p> <p>自家用車による送迎通学児童に対する燃料費等の補助は行わない。</p> <p>補助期間：1年間</p> <p>現在の和田小学校は、旧和田小学校、旧馬神小学校・旧高瀬小学校の3校が統合したもの。</p> <p>旧和田小学校のうち、大谷地区や升谷地区等、6km程度通学距離がある地区もあるが、バス路線や通行時間等の関係上、すべて徒歩通学又は自家用車による送迎通学である。</p> <p>【補助額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象児童数</th> <th>補助額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>27人</td> <td>1,408,480</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>30人</td> <td>1,561,080</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>26人</td> <td>1,363,760</td> </tr> </tbody> </table>			対象児童数	補助額(円)	平成10年度	27人	1,408,480	平成11年度	30人	1,561,080	平成12年度	26人	1,363,760	<p>【熊毛中学校生徒の通学援助】</p> <p>目的：熊毛中学校に通学する生徒の通学の便宜をはかる。</p> <p>援助対象者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>援助の対象者</th> <th>援助の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大字八代地域に住所を有する生徒</td> <td>八代地域と中学校間を運行するスクールバスを無償で利用させる</td> </tr> <tr> <td>上記以外の地域については、中学校の校門より6キロメートルを超える通学路の距離を持つ地区に住所を有する生徒</td> <td>生徒1人当たり1回限り50,000円を給付する</td> </tr> </tbody> </table> <p>【補助額】の6キロメートルを超える生徒分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>該当生徒数</th> <th>補助額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>2</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>スクールバスの補助額は別添</p>		援助の対象者	援助の内容	大字八代地域に住所を有する生徒	八代地域と中学校間を運行するスクールバスを無償で利用させる	上記以外の地域については、中学校の校門より6キロメートルを超える通学路の距離を持つ地区に住所を有する生徒	生徒1人当たり1回限り50,000円を給付する		該当生徒数	補助額(円)	平成10年度	0	0	平成11年度	2	100,000	平成12年度	0	0
通学の方法	補助額																																																																																			
バス	4月8日から7月20日までの定期代 9月1日から12月24日までの定期代 1月8日から3月26日（最終学年においては卒業式当日）までの定期代 その他、長期休業中に学校行事等で登校する場合には、バスを使用する場合に限り、実費を補助																																																																																			
タクシー	実費																																																																																			
自家用自動車	児童・生徒の通学に伴う燃料費（ガソリン及び軽油）の実費																																																																																			
	平成10年度		平成11年度		平成12年度																																																																															
	人数	金額(円)	人数	金額(円)	人数	金額(円)																																																																														
バス	10	618,300	11	692,270	13	807,370																																																																														
自家用	2	52,328	1	53,001	1	53,339																																																																														
タクシー	5	621,150	5	728,810	8	1,662,190																																																																														
合計	17	1,291,778	17	1,474,081	22	2,522,899																																																																														
	対象児童数	補助額(円)																																																																																		
平成10年度	27人	1,408,480																																																																																		
平成11年度	30人	1,561,080																																																																																		
平成12年度	26人	1,363,760																																																																																		
援助の対象者	援助の内容																																																																																			
大字八代地域に住所を有する生徒	八代地域と中学校間を運行するスクールバスを無償で利用させる																																																																																			
上記以外の地域については、中学校の校門より6キロメートルを超える通学路の距離を持つ地区に住所を有する生徒	生徒1人当たり1回限り50,000円を給付する																																																																																			
	該当生徒数	補助額(円)																																																																																		
平成10年度	0	0																																																																																		
平成11年度	2	100,000																																																																																		
平成12年度	0	0																																																																																		
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																																																																																
【遠距離児童・生徒通学費補助金交付要綱】				【熊毛中学校生徒の通学援助条例】1505																																																																																

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																														
事業名	遠距離児童・生徒通学費補助			協議事項	補助金・交付金等の取扱い																														
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育	コード																															
現況			分析																																
鹿野町																																			
<p>【児童、生徒遠距離通学費補助金】 鹿野町に住所を有し、町立学校の児童、生徒（中学校統合に伴う通学生徒の優遇に関する条例の適用をうける者を除く）で各学校までの通学距離が小学校においては4 km以上、中学校においては6 km以上の者に対して通学費を補助する。</p> <p>補助額 乗合自動車を利用する者は、その者が最寄の停留所より各学校への通学に要した定期券の半額以内とする。 自動車を使用する児童は、年額12,000円以内とし、生徒には在学期間を通じて自転車1台購入相当額(36,000円以内)を支給する。 徒歩等で通学するものは、前2号のうちいずれか低い額とする。 通学距離：自宅あるいはこれに準ずる住所から各学校までを測定したもの</p> <p>【補助額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>対象者数</th> <th>補助額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>15人</td> <td>290,387</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>11人</td> <td>220,180</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>14人</td> <td>209,284</td> </tr> </tbody> </table> <p>【中学校統合に伴う通学生徒の優遇に関する条例】 鹿野中学校大朝分校及び金峰分校の統合に伴い、大朝分校通学区域、金峰分校通学区域及び清涼寺区の生徒が本校に通学する場合には、その生徒に優遇措置をこつずる。</p> <p>優遇措置 乗合自動車を利用する者は、自宅あるいはこれに準ずる住所の最寄の停留所より鹿野停留所間の乗合自動車定期乗車券を交付する。 自転車を使用する者は、在学期間を通じて自転車1台を支給する。</p> <p>【補助額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">該当生徒</th> </tr> <tr> <th>定期券代(円)</th> <th>自転車(台数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成10年度</td> <td>886,480</td> <td>0(0)</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>平成11年度</td> <td>493,780</td> <td>0(0)</td> <td>3人</td> </tr> <tr> <td>平成12年度</td> <td>600,700</td> <td>0(0)</td> <td>3人</td> </tr> </tbody> </table>			年度	対象者数	補助額(円)	平成10年度	15人	290,387	平成11年度	11人	220,180	平成12年度	14人	209,284	年度	事業費		該当生徒	定期券代(円)	自転車(台数)	平成10年度	886,480	0(0)	5人	平成11年度	493,780	0(0)	3人	平成12年度	600,700	0(0)	3人	<p>・徳山市は、おおむね小学校4 km中学校6 km以上の通学者及び学校統合等の際に、補助金の交付を条件としている者も対象としている。また、バス賃以外に自家用車及びタクシーも認めている。</p> <p>・新南陽市は、和田小学校の統合に際して、対象者にバス賃のみ対象。</p> <p>・熊毛町は、6 kmを超える通学者に生徒一人一回に限り5万円給付。</p> <p>・鹿野町は、中学校の統合による優遇措置を受ける者はバス賃または自転車1台を在学期間を通じて支給。優遇措置者以外、小学校4 km、中学校6 km以上バス賃の半額。自動車を利用する児童は年額1万2千円以内、生徒は在学期間を通じて自転車1台購入相当額(3万6千円)を支給。徒歩等による者にも支給。</p>		
年度	対象者数	補助額(円)																																	
平成10年度	15人	290,387																																	
平成11年度	11人	220,180																																	
平成12年度	14人	209,284																																	
年度	事業費		該当生徒																																
	定期券代(円)	自転車(台数)																																	
平成10年度	886,480	0(0)	5人																																
平成11年度	493,780	0(0)	3人																																
平成12年度	600,700	0(0)	3人																																
			対 応 策																																
			<p>・学校の立地条件が違っており、各市町で取扱いが異なる。学校の統廃合時の約束事になっているため調整は困難である。</p> <p>・特に徳山市は、小規模校が多い現状から、今後学校の配置を検討して地域のバス便やスクールバスの運行など遠距離通学者に対する措置を整理・充実して統廃合を進める必要がある。</p>																																
			調 整 案																																
			<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) その他( )</p>																																
根 拠 法 令 等																																			
<p>【中学校統合に伴う通学生徒の優遇に関する条例】4642 【児童、生徒遠距離通学費補助金に関する条例】4639 【児童、生徒遠距離通学費補助金に関する条例施行規則】4640</p>																																			

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進												
事業名	通学バスの運行補助			協議事項	補助金・負担金等の取り扱い												
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育	コード													
現況				分析													
				問題点													
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>名称</th> <th>内容</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>通学バス運行費補助金(矢櫃・川曲)</td> <td>児童生徒の交通機関の確保</td> <td style="text-align: right;">2,931</td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>和田地区通学バス運行補助金</td> <td>旧高瀬小、旧馬神小の和田小への統廃合によりバス路線の継続運行に対して補助</td> <td style="text-align: right;">1,720</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">金額は平成13年度</p>					名称	内容	金額(千円)	徳山市	通学バス運行費補助金(矢櫃・川曲)	児童生徒の交通機関の確保	2,931	新南陽市	和田地区通学バス運行補助金	旧高瀬小、旧馬神小の和田小への統廃合によりバス路線の継続運行に対して補助	1,720		
	名称	内容	金額(千円)														
徳山市	通学バス運行費補助金(矢櫃・川曲)	児童生徒の交通機関の確保	2,931														
新南陽市	和田地区通学バス運行補助金	旧高瀬小、旧馬神小の和田小への統廃合によりバス路線の継続運行に対して補助	1,720														
				対応策													
				<p>・学校の立地条件が違っており、各市町で取り扱いが異なる。学校の統廃合時の状況もあり、現行どおりとする。</p>													
				調整案													
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。                  ( ) 2 . ( ) の例により調整する。                  ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。                  ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。                  ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                  ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) その他( )</p>													

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	
事業名	小中学校体育文化活動補助			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	教育総務	コード	
現況				分析	
				問題点	
	名称	補助団体等	目的・効果	H12年度 決算額 (千円)	・大会の実施方法によって経費に差が生じる。 小学校・中学校の児童生徒が一同に集まって大会等の活動を実施する方法 ・1日で終了しない種目が出てくる 予選会方式[ブロック単位(旧市町単位)]で実施する方法
徳山市	小学校体育連盟活動費補助金	徳山市小学校体育連盟	保護者負担の軽減、児童の運動能力の向上と心身の鍛錬ができる	68	
	中学校体育連盟活動費補助金	徳山市中学校体育連盟	同上	6,256	
	中学校文化クラブ連盟活動費補助金	徳山市中学校文化クラブ連盟	文化の向上と情操教育のレベルアップ	517	
新南陽市	市小学校体育連盟補助金	新南陽市小学校体育連盟	父兄負担の軽減、児童の運動能力の向上と心身の鍛錬ができる	315	
	市中学校体育連盟補助金	新南陽市中学校体育連盟	同上	2,700	
熊毛町	定期演奏会開催補助金	熊毛中学校長	吹奏楽部の演奏会により部員の技術を向上させ、地域の人々や保護者に文化に対する理解を深める	250	
	クラブ活動助成補助金	熊毛中学校長	県大会等への参加旅費、宿泊補助	495	
	近郊バレーボール大会開催補助金	熊毛中学校長	町内の人々の関心を深める	0	
鹿野町	クラブ活動生徒派遣費助成金	各学校長	各クラブ活動のバス借上げ料を補助	360	
	体育部等部活動指導奨励交付金	中学校長	生徒の部活動の指導を行うため必要とする経費に対し交付金を交付し部活動の奨励を図る	50	
				対応策	
				・小・中学校時代の運動部、文化部活動は、今後の人間形成や技術の向上に果たす役割は大きく、将来にわたる体育、文化の振興に対する影響は大きい。 従って、行政の最大限の支援は不可欠であるため、各市町の特徴を加味して学校教育・社会教育の組織等の編成も含めて新市移行後速やかに調整することとする。	
				調整案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  ( ) その他( )	

熊毛町、鹿野町には、中学校が1校しかない。

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	社会教育の状況	小項目	生涯学習																																																																																									
事業名	社会教育団体等補助金			協議事項	補助金・交付金等の取扱い																																																																																									
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																																																																																										
現況				分析																																																																																										
【平成12年度決算額】				問題点																																																																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">団体名</th> <th colspan="4" style="text-align: right;">(単位：千円)</th> </tr> <tr> <th>徳山市</th> <th>新南陽市</th> <th>熊毛町</th> <th>鹿野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(連合)婦人会</td> <td style="text-align: right;">320</td> <td style="text-align: right;">324</td> <td></td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td>女性団体連絡協議会</td> <td style="text-align: right;">120</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td>女性会</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">162</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ユネスコ協会</td> <td style="text-align: right;">240</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>よくする会</td> <td style="text-align: right;">300</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(連合)青年団</td> <td style="text-align: right;">203</td> <td style="text-align: right;">108</td> <td></td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td>子ども会育成連絡協議会</td> <td style="text-align: right;">389</td> <td style="text-align: right;">270</td> <td style="text-align: right;">187</td> <td style="text-align: right;">75</td> </tr> <tr> <td>単位子ども会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">158</td> </tr> <tr> <td>P T A 連合会</td> <td style="text-align: right;">162</td> <td style="text-align: right;">108</td> <td style="text-align: right;">135</td> <td style="text-align: right;">70</td> </tr> <tr> <td>B B S 会</td> <td style="text-align: right;">49</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B S ・ G S ・ 海洋少年団</td> <td style="text-align: right;">171</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レクリエーションサークルめだか</td> <td></td> <td style="text-align: right;">36</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ジュニアリーダーズクラブ</td> <td></td> <td style="text-align: right;">45</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>郷土芸能及び文化財保存団体</td> <td style="text-align: right;">600</td> <td></td> <td style="text-align: right;">156</td> <td></td> </tr> <tr> <td>文化協会</td> <td style="text-align: right;">360</td> <td style="text-align: right;">778</td> <td style="text-align: right;">360</td> <td style="text-align: right;">685</td> </tr> <tr> <td>孝女阿米顕彰会</td> <td style="text-align: right;">36</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				団体名	(単位：千円)				徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	(連合)婦人会	320	324		400	女性団体連絡協議会	120			50	女性会			162		ユネスコ協会	240				よくする会	300				(連合)青年団	203	108		100	子ども会育成連絡協議会	389	270	187	75	単位子ども会				158	P T A 連合会	162	108	135	70	B B S 会	49				B S ・ G S ・ 海洋少年団	171				レクリエーションサークルめだか		36			ジュニアリーダーズクラブ		45			郷土芸能及び文化財保存団体	600		156		文化協会	360	778	360	685	孝女阿米顕彰会	36				<p>・補助団体にばらつきがある。</p>	
団体名	(単位：千円)																																																																																													
	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町																																																																																										
(連合)婦人会	320	324		400																																																																																										
女性団体連絡協議会	120			50																																																																																										
女性会			162																																																																																											
ユネスコ協会	240																																																																																													
よくする会	300																																																																																													
(連合)青年団	203	108		100																																																																																										
子ども会育成連絡協議会	389	270	187	75																																																																																										
単位子ども会				158																																																																																										
P T A 連合会	162	108	135	70																																																																																										
B B S 会	49																																																																																													
B S ・ G S ・ 海洋少年団	171																																																																																													
レクリエーションサークルめだか		36																																																																																												
ジュニアリーダーズクラブ		45																																																																																												
郷土芸能及び文化財保存団体	600		156																																																																																											
文化協会	360	778	360	685																																																																																										
孝女阿米顕彰会	36																																																																																													
				対応策																																																																																										
				<p>・基本的には、自主運営団体に対して活動費の一部を補助することで調整する。          なお、「孝女阿米顕彰会」については、現行のまま新市に引き継ぐこととする。</p>																																																																																										
				調整案																																																																																										
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。          ( ) 2 . ( ) の例により調整する。          ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。          ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。          ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。          ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。            ( ) その他 ( )</p>																																																																																										

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	同和教育の状況	小項目	
事業名	同和対策進学奨励費			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	

現 況

入学支度金

区分	徳山市			新南陽市			熊毛町			鹿野町		
	単価	人数	支給額	単価	人数	支給額	単価	人数	支給額	単価	人数	支給額
平成11年度	公立高校	21,000	3	63,000	10,000	0	0	5,000	0	0		
	私立高校	29,000	3	87,000	10,000	2	20,000	5,000	0	0		
	国公立大学	42,000	1	42,000	50,000	0	0	10,000	0	0		
	私立大学	48,000	1	48,000	50,000	1	50,000	10,000	0	0		
平成12年度	公立高校	21,000	7	147,000	10,000	0	0	5,000	0	0		
	私立高校	29,000	3	87,000	10,000	0	0	5,000	0	0		
	国公立大学	42,000	0	0	50,000	0	0	10,000	0	0		
	私立大学	48,000	1	48,000	50,000	0	0	10,000	0	0		

進学奨励費

区分	徳山市			新南陽市			熊毛町			鹿野町		
	単価	人数	支給額	単価	人数	支給額	単価	人数	支給額	単価	人数	支給額
平成11年度	公立高校	5,000	16	×12月 = 930,000	3,000	0	×12月 = 0	2,000	0	×12月 = 0		
	私立高校	9,000	10	×12月 = 1,080,000		2	×12月 = 72,000		2,000	0	×12月 = 0	
	国公立大学	9,000	1	×12月 = 108,000	6,000	0	×12月 = 0	4,000	0	×12月 = 0		
	私立大学	10,000	4	×12月 = 480,000		1	×12月 = 72,000		4,000	0	×12月 = 0	
平成12年度	公立高校	5,000	18	×12月 = 1,080,000	3,000	0	×12月 = 0	2,000	0	×12月 = 0		
	私立高校	9,000	9	×12月 = 882,000		1	×12月 = 36,000		2,000	0	×12月 = 0	
	国公立大学	9,000	1	×12月 = 108,000	6,000	0	×12月 = 0	4,000	0	×12月 = 0		
	私立大学	10,000	3	×12月 = 360,000		1	×12月 = 72,000		4,000	0	×12月 = 0	

返納等有り

返納等有り

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	同和教育の状況	小項目													
事業名	同和対策進学奨励費			協議事項	補助金・交付金等の取扱い												
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード													
現況				分析													
熊毛町				問題点													
<p>【同和対策就学経費に係る給付要綱】</p> <p>目的：町内の同和地区及び同和地区外に居住する同和地区出身者の子弟の就学に必要な経費につき町が助成することにより、教育の充実を図りもって同和問題の解決の促進を図る。</p> <p>給付の対象及び資格要件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> <th>資格要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小中学校就学援助費</td> <td>要保護及び準要保護児童援助費給与基準による額（ただし、新入学児童学用品費、医療費は除く）</td> <td>町内の同和地区内及び地区外に居住する同和地区出身者の子弟で在学する者であること。要保護及び準要保護援助費給与対象者を除く。</td> </tr> <tr> <td>高等学校就学資金</td> <td>1人1月 2,000円</td> <td>町内の同和地区内及び地区外に居住する同和地区出身者の子弟で在学する者であること。要保護及び準要保護援助費給与対象者を除く。 本件でいう高等学校とは高等学校及び高等専門学校の第1, 2, 3学年を含むものとする。</td> </tr> <tr> <td>大学就学資金</td> <td>1人1月 4,000円</td> <td>町内の同和地区内及び地区外に居住する同和地区出身者の子弟で在学する者であること。要保護及び準要保護援助費給与対象者を除く。 本件でいう大学とは大学、短期大学及び高等専門学校の第4, 5学年を含むものとする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>異動の届出：給付を受ける者が、次の各号に掲げる事由が発生した時は、本人又は保護者は速やかにその旨を町長に届けなければならない。</p> <p>休学したとき 復学したとき 転学したとき 本人が転居又は改姓したとき 退学したとき</p> <p>施行期日：この要綱は、昭和57年9月30日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。</p> <p>有効期間：この訓令は、平成13年3月31日限り、その効力を失う。</p>				種類	金額	資格要件	小中学校就学援助費	要保護及び準要保護児童援助費給与基準による額（ただし、新入学児童学用品費、医療費は除く）	町内の同和地区内及び地区外に居住する同和地区出身者の子弟で在学する者であること。要保護及び準要保護援助費給与対象者を除く。	高等学校就学資金	1人1月 2,000円	町内の同和地区内及び地区外に居住する同和地区出身者の子弟で在学する者であること。要保護及び準要保護援助費給与対象者を除く。 本件でいう高等学校とは高等学校及び高等専門学校の第1, 2, 3学年を含むものとする。	大学就学資金	1人1月 4,000円	町内の同和地区内及び地区外に居住する同和地区出身者の子弟で在学する者であること。要保護及び準要保護援助費給与対象者を除く。 本件でいう大学とは大学、短期大学及び高等専門学校の第4, 5学年を含むものとする。	<p>・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地対財特法)は、平成13年度末で失効。現法で国が個人貸与事業として実施している「山口県地域改善対策進学奨励費」については、平成14年3月31日において、高校・大学に在学中でこの奨学金の貸与を受けている者が当該学校を修了又は退学するまで、経過措置対策事業として継続される。</p> <p>本事業は、個人給付事業の単市(単町)事業で、鹿野町を除く2市1町が実施している。事業の存続については、国制度の事業が完了するまで継続していく必要があるが、交付単価がそれぞれ異なる。</p> <p>・徳山市は、経過措置により平成16年度まで実施する。</p> <p>・新南陽市は、平成15年度以降給付なし。</p> <p>・熊毛町は、平成13年度より制度廃止。</p>	
種類	金額	資格要件															
小中学校就学援助費	要保護及び準要保護児童援助費給与基準による額（ただし、新入学児童学用品費、医療費は除く）	町内の同和地区内及び地区外に居住する同和地区出身者の子弟で在学する者であること。要保護及び準要保護援助費給与対象者を除く。															
高等学校就学資金	1人1月 2,000円	町内の同和地区内及び地区外に居住する同和地区出身者の子弟で在学する者であること。要保護及び準要保護援助費給与対象者を除く。 本件でいう高等学校とは高等学校及び高等専門学校の第1, 2, 3学年を含むものとする。															
大学就学資金	1人1月 4,000円	町内の同和地区内及び地区外に居住する同和地区出身者の子弟で在学する者であること。要保護及び準要保護援助費給与対象者を除く。 本件でいう大学とは大学、短期大学及び高等専門学校の第4, 5学年を含むものとする。															
				対応策													
				<p>・2市2町が新市移行後、国の事業に合わせ同期間(平成16年度末日まで)実施していく。</p> <p>・交付単価は、徳山市の現行の単価とする。</p>													
				調整案													
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. (徳山市)の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>( ) その他( )</p>													
【同和対策就学経費に係る給付要綱】 1503・36																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	教育・文化	中項目	同和教育の状況	小項目	
事業名	企業職場同和教育連絡協議会運営費補助			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード	
現況				分	析
徳山市				問	題
支出先：徳山市企業職場同和教育連絡協議会 目的：会員相互が連携して企業職場の同和教育の推進を図る 平成12年度補助額 ・70千円 算出根基 ・協議会運営費の一部補助				・徳山市のみ実施している。	
				対	応
				・新市移行後は、この協議会を拡充化する必要があるため、全域の企業等に対し、加入促進を図ることとし、それに伴う助成額の増額が必要となる。	
				調 整 案	
				( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . ( ) の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。	
根 拠 法 令 等				根 拠 法 令 等	
				( ) その他 ( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	社会体育の状況	小項目	スポーツの推進																																																																																				
事業名	スポーツの推進団体			協議事項	補助金・交付金等の取扱い																																																																																				
専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育	コード																																																																																					
現			況																																																																																						
徳山市		新南陽市		熊毛町																																																																																					
<p>【財団法人 徳山市体育協会】                  事務所：大字徳山字大菖蒲ヶ浴4 2 7番 徳山市総合スポーツセンター内                  法人目的：市民の体力の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。                  加盟団体                  運動競技を代表する市単位の団体                  学校スポーツを代表する市単位の団体                  その他理事会及び評議員会の議決を経て指定した団体</p> <p>【体育振興会連合会】                  事務所：徳山市教育委員会市民スポーツ課                  目的：各地区体育振興会相互の連絡調整と会員の研修並びに親睦につとめ、社会体育の振興発展に寄与することを目的とする。                  組織：各地区体育振興会会長をもって組織する。                  役員：会長(1名)、副会長(2名)、監事(2名)、会計(1名)                  役員任期：1年                  会計：本会の経費は、会費・補助金・寄付金及びその他の収入をもって充てる</p> <p>【地区体育振興会補助金交付要綱】                  目的：地域スポーツの普及・振興を図るため、地区体育振興会の活動を助成するため支給する。</p> <p>【団体補助】                  (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>H 8年度</th> <th>H 9年度</th> <th>H 10年度</th> <th>H 11年度</th> <th>H 12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育振興会</td> <td>150,000</td> <td>150,000</td> <td>135,000</td> <td>135,000</td> <td>135,000</td> </tr> <tr> <td>団体数</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,300,000</td> <td>3,300,000</td> <td>2,970,000</td> <td>2,970,000</td> <td>2,970,000</td> </tr> </tbody> </table>		団体名	H 8年度	H 9年度	H 10年度	H 11年度	H 12年度	体育振興会	150,000	150,000	135,000	135,000	135,000	団体数	22	22	22	22	22	合計	3,300,000	3,300,000	2,970,000	2,970,000	2,970,000	<p>【財団法人 新南陽市体育協会】                  事務所：新南陽市中央町4番10号                  目的：スポーツの振興、市民の体力の向上及びスポーツ精神の高揚を図ることを目的とする。                  加盟団体                  スポーツを競技別に統轄する市単位の団体                  学校スポーツを代表する市単位の団体                  その他、理事会及び評議員会の議決を得て指定した団体</p> <p>【団体補助】                  (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>H 8年度</th> <th>H 9年度</th> <th>H 10年度</th> <th>H 11年度</th> <th>H 12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スポーツ少年団</td> <td>945,000</td> <td>945,000</td> <td>810,000</td> <td>520,000</td> <td>520,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>27団体</td> <td>27団体</td> <td>27団体</td> <td>26団体</td> <td>26団体</td> </tr> <tr> <td>地区体育振興(4地区)</td> <td>2,400,000</td> <td>2,400,000</td> <td>2,160,000</td> <td>1,200,000</td> <td>1,200,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,345,000</td> <td>3,345,000</td> <td>2,970,000</td> <td>1,720,000</td> <td>1,720,000</td> </tr> </tbody> </table>		団体名	H 8年度	H 9年度	H 10年度	H 11年度	H 12年度	スポーツ少年団	945,000	945,000	810,000	520,000	520,000		27団体	27団体	27団体	26団体	26団体	地区体育振興(4地区)	2,400,000	2,400,000	2,160,000	1,200,000	1,200,000	合計	3,345,000	3,345,000	2,970,000	1,720,000	1,720,000	<p>【体育協会会則】                  事務所：教育委員会事務局                  組織：町内の各種体育団体、官庁、学校、青年団、女性会及び町内在住の体育愛好者を以って組織する。                  目的：体育を振興し体力の向上をはかって体育文化の発展を期することを目的とする。                  事業                  体育大会、講習会等体育に関する各種行事の開催                  体育関係団体並びにその事業の連絡調整                  体育振興に関する宣伝啓発                  体育の指導奨励                  その他協会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>【武道振興会規約】                  目的：振興会は、会員相互の親睦、心身の鍛錬、体力の向上をはかり、もって武道の振興を期する。</p> <p>【スポーツ少年団本部規約】                  事務局：教育委員会内                  目的：スポーツを通して青少年の健全な心身を育てることを目的とするスポーツ少年団の育成指導並びに連絡調整を図る。                  事業                  スポーツ少年団の登録                  スポーツ少年団指導者の養成                  スポーツ少年団活動の指導援助                  スポーツテストの実施                  関係団体との連絡調整                  青少年のスポーツに関する調査、研究</p> <p>【団体補助】                  (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>H 8年度</th> <th>H 9年度</th> <th>H 10年度</th> <th>H 11年度</th> <th>H 12年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育協会</td> <td>1,189,000</td> <td>699,000</td> <td>629,000</td> <td>1,428,000</td> <td>647,000</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興会</td> <td>150,000</td> <td>150,000</td> <td>135,000</td> <td>135,000</td> <td>162,000</td> </tr> <tr> <td>武道振興会</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> <td>27,000</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,369,000</td> <td>879,000</td> <td>791,000</td> <td>1,563,000</td> <td>809,000</td> </tr> </tbody> </table>		団体名	H 8年度	H 9年度	H 10年度	H 11年度	H 12年度	体育協会	1,189,000	699,000	629,000	1,428,000	647,000	スポーツ振興会	150,000	150,000	135,000	135,000	162,000	武道振興会	30,000	30,000	27,000	0	0	合計	1,369,000	879,000	791,000	1,563,000	809,000
団体名	H 8年度	H 9年度	H 10年度	H 11年度	H 12年度																																																																																				
体育振興会	150,000	150,000	135,000	135,000	135,000																																																																																				
団体数	22	22	22	22	22																																																																																				
合計	3,300,000	3,300,000	2,970,000	2,970,000	2,970,000																																																																																				
団体名	H 8年度	H 9年度	H 10年度	H 11年度	H 12年度																																																																																				
スポーツ少年団	945,000	945,000	810,000	520,000	520,000																																																																																				
	27団体	27団体	27団体	26団体	26団体																																																																																				
地区体育振興(4地区)	2,400,000	2,400,000	2,160,000	1,200,000	1,200,000																																																																																				
合計	3,345,000	3,345,000	2,970,000	1,720,000	1,720,000																																																																																				
団体名	H 8年度	H 9年度	H 10年度	H 11年度	H 12年度																																																																																				
体育協会	1,189,000	699,000	629,000	1,428,000	647,000																																																																																				
スポーツ振興会	150,000	150,000	135,000	135,000	162,000																																																																																				
武道振興会	30,000	30,000	27,000	0	0																																																																																				
合計	1,369,000	879,000	791,000	1,563,000	809,000																																																																																				
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																																																																																					
<p>【財団法人 徳山市体育協会寄附行為】                  【体育振興会連合会規約】                  【地区体育振興会補助金交付要綱】</p>																																																																																									



事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	老人福祉施設整備補助		協議事項	補助金, 交付金等の取り扱い	
専門部会名	福祉部会		分科会名	高齢障害分科会	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
老人福祉施設等の整備に対して助成を行う。				平成12年度実績なし	
平成12年度実績		平成12年度実績			
補助金の名称		補助金の名称		補助金額	
特別養護老人ホーム友愛園建設費補助金		特別養護老人ホーム天王園建設費補助金		200千円	
特別養護老人ホーム天王園建設費補助金		特別養護老人ホーム福寿荘建設費補助金		19,880千円	
特別養護老人ホームやまなみ荘建設費補助金		軽費老人ホームケアハウス新南陽建設費補助金		25,441千円	
やすらぎ苑ショートステイ専用居室建設費補助金		福寿荘増築費補助金		4,955千円	
やすらぎ苑デイサービスセンター建設費補助金		総計		50,476千円	
やすらぎ苑在宅介護支援センター建設費補助金					
鼓ヶ浦老人デイサービスセンター建設費補助金					
鼓ヶ浦在宅介護支援センター建設費補助金					
総計					
11,693千円					
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
徳山市社会福祉法人に対する助成に関する条例		新南陽市社会福祉法人の助成に関する条例		社会福祉法人の助成に関する条例	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	老人福祉施設整備補助			協議事項	補助金, 交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
平成12年度実績					
補助金の名称		補助金額			
特別養護老人ホーム友愛園建設費補助金		284千円			
特別養護老人ホーム	} やまなみ荘建設費補助金	19,455千円			
デイサービスセンター					
在宅介護支援センター					
総計		19,739千円			
				対 応 策	
				現行のまま新市に引き継ぐ。	
				調 整 案	
				<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ( )の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。	
				その他	
				( )	
根 拠 法 令 等					
社会福祉法人の助成に関する条例					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	障害児(者)福祉施設整備補助			協議事項	補助金, 交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
<b>現</b>			<b>況</b>		
<b>徳山市</b>		<b>新南陽市</b>		<b>熊毛町</b>	
障害児(者)福祉施設等の整備に対して助成を行う。					
平成12年度実績 補助金の名称                      補助金額 知的障害者施設鹿野学園建設費補助金                      1,027 千円 周陽作業所建設費補助金                      964 千円 鼓ヶ浦身体障害者療護施設・デイサービスセンター建設費補助金                      3,999 千円 鼓ヶ浦整肢学園整備費補助金                      61,179 千円 <hr/> 総計    67,169 千円		平成12年度実績 補助金の名称                      補助金額 知的障害者施設鹿野学園建設費補助金                      545 千円 つくし園増改築費補助金(債務)                      8,156 千円 鼓ヶ浦整肢学園増改築補助金                      9,675 千円 <hr/> 総計    18,376 千円		平成12年度実績 補助金の名称                      補助金額 重度心身障害者施設整備補助金                      3,636 千円 <hr/> 総計    3,636 千円	
<b>根拠法令等</b>		<b>根拠法令等</b>		<b>根拠法令等</b>	
徳山市社会福祉法人に対する助成に関する条例		新南陽市社会福祉法人の助成に関する条例		社会福祉法人の助成に関する条例	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	障害児(者)福祉施設整備補助			協議事項	補助金, 交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現況				分析点	
鹿野町				問題	
平成12年度実績 補助金の名称 知的障害者施設鹿野学園建設費補助金 鼓ヶ浦整肢学園補助金 <hr/> 総計				補助金額 346千円 1,141千円 <hr/> 1,487千円	
				対 応 策	
				現行のまま新市に引き継ぐ。	
				調 整 案	
根 拠 法 令 等				( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . ( ) の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。	
社会福祉法人の助成に関する条例				その他 ( )	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	社会福祉団体	小項目	
事業名	社会福祉団体補助金		協議事項	補助金、交付金等の取り扱い	
専門部会名	福祉専門部会	分科会名	社会福祉分科会、児童母子分科会	コード	
現況				分析	
				問題点	
補助団体の名称	目的・効果	市町名	補助金の名称	平成12年度決算額(千円)	
人権擁護委員協議会	基本的人権擁護のための活動費	徳	人権擁護委員協議会補助金	264	
		新	人権擁護委員補助金	117	
		熊	人権擁護委員会徳山支部補助金	64	
		鹿	徳山人権擁護委員協議会補助金	40	
保護司会	地区更生保護事業の推進を図る	徳	徳山地区保護司会活動費補助金	135	
		新	新南陽鹿野地区保護司会補助金	100	
		熊	周防中保護司会(下松地区保護司会)補助金	75	
		鹿	新南陽鹿野地区保護司会補助金	36	
更生保護婦人会	地区更生保護事業の推進を図る	徳	徳山地区更生保護婦人会活動費補助金	40	
		新			
		熊	更生保護婦人会補助金	45	
遺族会	戦没者の慰霊顕彰及び遺族の福祉の増進を図る	鹿	鹿野町更生保護婦人会補助金	40	
		徳	徳山市連合遺族会活動費補助金	656	
		新	遺族会事業補助金	760	
		熊	遺族会補助金	569	
傷痍軍人会	更生援護事業、相談業務の促進を図る	鹿	鹿野町遺族会補助金	856	
		徳	徳山市傷痍軍人会活動費補助金	89	
		新	傷痍軍人会補助金	45	
		熊	(熊毛町社会福祉協議会を通じ補助)	(27)	
原爆被爆者の会	被爆者の健康と福祉の増進を図る	鹿	(遺族会補助金に併せて給付)		
		徳	徳山被爆者の会補助金	220	
		新	市原爆被爆者の会補助金	100	
		熊			
ゲートボール協会	ゲートボールを通じて老人の健康増進を図る。	鹿			
		徳			
		新	町ゲートボール協会補助金	200	
母親クラブ	母親クラブの促進を図り、地域児童の福祉向上に資する	鹿	鹿野町ゲートボール協会補助金	80	
		徳	母親クラブ育成費補助金(10クラブ)	1,890	
		新			
		熊	母親クラブ補助金(6クラブ)	1,134	
母子寡婦福祉連合会	母子家庭及び寡婦の福祉の向上を図る	鹿			
		徳	徳山市母子寡婦福祉連合会活動費補助金	130	
		新	新南陽市母子寡婦福祉連合会補助金	99	
		熊	(熊毛町社会福祉協議会を通じ補助)	(54)	
鹿	鹿野町母子寡婦福祉会補助金	50			
				対応策	
				公共的団体については、新市移行後速やかに統合整備されることが望ましいものであり、できるだけ早い時期に当該団体の理解と協力のもと、補助金について統一していく。	
				調整案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他 ( )	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	社会福祉団体	小項目																																																										
事業名	社会福祉団体補助金		協議事項	補助金、交付金等の取り扱い																																																										
専門部会名	福祉専門部会	分科会名	高齢障害	コード																																																										
現況				分析																																																										
				問題点																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>補助団体の名称</th> <th>目的・効果</th> <th>市町名</th> <th>補助金の名称</th> <th>平成12年度決算額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">障害者団体等</td> <td rowspan="5">障害者相互の親睦を深め、福祉の推進、教養文化の向上と自立更生の促進に資する</td> <td>徳</td> <td>徳山市身体障害者団体連合会補助金</td> <td>1,058</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新</td> <td>身体障害者福祉更生会補助金</td> <td>85</td> </tr> <tr> <td>盲人福祉協会補助金</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>腎友会補助金</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>熊</td> <td>(社会福祉協議会が実施)</td> <td>(45)</td> </tr> <tr> <td>鹿</td> <td>鹿野町身体障害者団体連合会補助金</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">障害児親の会</td> <td rowspan="5">会の運営を援助し、心身障害児の福祉の向上と自立更生を図る</td> <td rowspan="3">徳</td> <td>徳山市手をつなぐ親の会活動費補助金</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>徳山ことばの教室親の会活動費補助金</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>徳山市肢体不自由児父母の会活動費補助金</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>心身障害児親の会補助金</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>熊</td> <td>(社会福祉協議会が実施)</td> <td>(9)</td> </tr> <tr> <td>鹿</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">ボランティア団体</td> <td rowspan="5">ボランティア活動費の一部助成</td> <td rowspan="2">徳</td> <td>徳山市手話奉仕会活動費補助金</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>点訳やまびこの会活動費補助金</td> <td>460</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>(社会福祉協議会が実施)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熊</td> <td>(社会福祉協議会が実施)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿</td> <td>(社会福祉協議会が実施)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				補助団体の名称	目的・効果	市町名	補助金の名称	平成12年度決算額(千円)	障害者団体等	障害者相互の親睦を深め、福祉の推進、教養文化の向上と自立更生の促進に資する	徳	徳山市身体障害者団体連合会補助金	1,058	新	身体障害者福祉更生会補助金	85	盲人福祉協会補助金	30	腎友会補助金	30	熊	(社会福祉協議会が実施)	(45)	鹿	鹿野町身体障害者団体連合会補助金	50	障害児親の会	会の運営を援助し、心身障害児の福祉の向上と自立更生を図る	徳	徳山市手をつなぐ親の会活動費補助金	135	徳山ことばの教室親の会活動費補助金	72	徳山市肢体不自由児父母の会活動費補助金	135	新	心身障害児親の会補助金	120	熊	(社会福祉協議会が実施)	(9)	鹿			ボランティア団体	ボランティア活動費の一部助成	徳	徳山市手話奉仕会活動費補助金	140	点訳やまびこの会活動費補助金	460	新	(社会福祉協議会が実施)		熊	(社会福祉協議会が実施)		鹿	(社会福祉協議会が実施)		<p>障害者団体の連合組織を作っている市町と作っていない市町がある。</p>	
補助団体の名称	目的・効果	市町名	補助金の名称	平成12年度決算額(千円)																																																										
障害者団体等	障害者相互の親睦を深め、福祉の推進、教養文化の向上と自立更生の促進に資する	徳	徳山市身体障害者団体連合会補助金	1,058																																																										
		新	身体障害者福祉更生会補助金	85																																																										
			盲人福祉協会補助金	30																																																										
			腎友会補助金	30																																																										
		熊	(社会福祉協議会が実施)	(45)																																																										
鹿	鹿野町身体障害者団体連合会補助金	50																																																												
障害児親の会	会の運営を援助し、心身障害児の福祉の向上と自立更生を図る	徳	徳山市手をつなぐ親の会活動費補助金	135																																																										
			徳山ことばの教室親の会活動費補助金	72																																																										
			徳山市肢体不自由児父母の会活動費補助金	135																																																										
		新	心身障害児親の会補助金	120																																																										
		熊	(社会福祉協議会が実施)	(9)																																																										
鹿																																																														
ボランティア団体	ボランティア活動費の一部助成	徳	徳山市手話奉仕会活動費補助金	140																																																										
			点訳やまびこの会活動費補助金	460																																																										
		新	(社会福祉協議会が実施)																																																											
		熊	(社会福祉協議会が実施)																																																											
		鹿	(社会福祉協議会が実施)																																																											
				対応策																																																										
				<p>2市2町に渡る横断的な団体連合会を作り、窓口を一本化してもらい、そこを通じての補助金方式とする。(団体連合会への補助)                  ボランティア団体についてもボランティア連絡協議会(現在は新南陽市のみにある)を作り、そこを通じての補助金方式とする。                  メニュー方式による委託事業に付いては、これまでの通り、委託料で処理する。補助額については、新市移行後予算の中で調整する。</p>																																																										
				調整案																																																										
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。                  ( ) 2. ( ) の例により調整する。                  ( ) 3. 新たに制度等を創設する。                  ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。                  ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                  ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他                  ( )</p>																																																										

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	老人クラブ助成		協議事項	補助金、交付金等の取り扱い	
専門部会名	福祉部会		分科会名	高齢障害分科会	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>目的 老人クラブ及び老人クラブ連合会が、高齢者の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのための幅広い社会活動を行っていくうえで必要な諸経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>対象老人クラブについて (1) 組織 会員の年齢は、概ね60歳以上とする。 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度のおおむね同一地域内に居住するものとする。 会員数は、おおむね50人以上とする。ただし地域性を勘案して、市長が特に必要と認めたものは、この限りでない。 会員の互選による代表者1名を置くとともに、必要に応じて役員を置くものとする。</p> <p>(2) 運営 老人クラブの運営は、会員により自主的に行われるものとする。 会員はクラブ活動費に充てるため、会費を納入するものとする。</p> <p>(3) 活動 老人クラブは、社会奉仕活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくりに係る各種活動、その他の社会活動を総合的に実施するものとする。 老人クラブ活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし相当数の会員が、常時参加するものとする。</p> <p>対象老人クラブ連合会について 前項に規定する老人クラブで組織された徳山市老人クラブ連合会をいう。</p> <p>補助対象事業 (1) 社会奉仕等の地域活動 (2) 教養講座や研修会の開催 (3) 健康増進事業 (4) 生きがい対策事業 (5) 調査研究事業 (6) 世代間のふれあい交流事業 (7) その他老人クラブ活動の活性化や組織の充実を図るために必要な事業</p> <p>補助金額 (1) 老人クラブに対するもの 均等割り 4,800円 × 活動月数 人員割り [会員数 - 基本会員数(50人)] × 500円以内 ただし、10,000円を限度とする。 新設奨励費 20,000円以内 ただし、2年を限度とする。</p> <p>(2) 老人クラブ連合会に対するもの 人員割り 240,000円 + 90円 × 会員数 クラブ割り 10,000円以内 × 老人クラブ数 × 活動月数</p> <p>平成12年度実績 補助対象クラブ数 115クラブ 加入者数 6,650人 活動延月数 1,380月 老人クラブ補助金額 7,380,900円 老人クラブ連合会補助金額 2,004,600円 健康づくり推進活動費補助金 1,047,000円</p>		<p>目的 老人クラブ活動の活性化や組織の充実を図り、老人福祉の増進に寄与するため、老人クラブ及び老人クラブ連合会に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>対象老人クラブについて (1) 組織 老人クラブは、これに参加しようとする老人を差別することなく会員に加えるものとする。 老人クラブは、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。 会員の年齢は、概ね60歳以上とする。 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者とする。 会員数は、おおむね50人以上とする。</p> <p>(2) 運営 老人クラブの運営は、会員により自主的に行われるものとする。 老人クラブに会員の互選による代表者を1人置くものとする。</p> <p>(3) 活動 老人クラブは、社会奉仕活動、生きがいを高めるための各種活動及び健康づくりに係わる各種活動を総合的に実施するものとする。 老人クラブの活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、おおむね30人以上の会員が、常時参加するものとする。</p> <p>対象老人クラブ連合会について 前項に規定する老人クラブで組織された老人クラブ連合会をいう。</p> <p>補助対象事業 一般事業 (1) 社会奉仕活動 (2) 老人教養講座開催 (3) 健康増進事業 特別事業 (1) 伝統産品伝承事業 (2) 特産品モデル生産事業 (3) 生産物販売事業 (4) 伝統芸能継承事業 (5) 老人と子どものふれあい事業 (6) その他</p> <p>補助金額 (1) 老人クラブの一般事業に対するもの 均等割り 6,000円 × 活動月数 人員割り 200円 × 会員数(年度当初)</p> <p>(2) 老人クラブの特別事業に対するもの 特別事業に係る経費の2分の1以内とし、50,000円を上限とする。</p> <p>(3) 老人クラブ連合会に対するもの 1,200円 × 老人クラブ数 × 活動月数</p> <p>平成12年度実績 補助対象クラブ数 36クラブ 加入者数 2,164人 活動延月数 432月 老人クラブ補助金額 3,024,800円 老人クラブ連合会補助金額 518,400円</p>		<p>平成12年度実績 補助対象クラブ数 28クラブ 老人クラブ助成金額 1,303,680円 町老人クラブ連合会補助金額 (スポーツ健康等事業費で査定) 412,000円 委託料(高齢者生きがい健康づくり事業) 1,723,000円</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
徳山市老人クラブ活動費補助金交付要綱		新南陽市老人クラブ補助金交付要綱			

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業						
事業名	老人クラブ助成			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い						
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード							
現況				分析							
鹿野町											
<p>平成12年度実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">補助対象クラブ数</td> <td style="text-align: right;">12クラブ</td> </tr> <tr> <td>老人クラブ補助金額</td> <td style="text-align: right;">731,000円</td> </tr> <tr> <td>老人クラブ連合会補助金額</td> <td style="text-align: right;">412,000円</td> </tr> </table>			補助対象クラブ数	12クラブ	老人クラブ補助金額	731,000円	老人クラブ連合会補助金額	412,000円			
補助対象クラブ数	12クラブ										
老人クラブ補助金額	731,000円										
老人クラブ連合会補助金額	412,000円										
			<p>地域によりクラブの運営形態が相違。 2市2町にある連合会の一本化が必要。</p>								
			対 応 策								
			<p>猶予期間(3年~5年)を設けて、連合会の一本化を目指す。 基本補助額は国の基準に合わせ、活動補助メニューを準備して、活動費の上乗せ補助を行う。(活動型(事業型)老人クラブに移行していく) 猶予期間中は現行補助を行い、各クラブの組織強化と活性化を図る。 猶予期間中は、活動型老人クラブのモデルクラブをつくり、他クラブの組織整備や魅力ある事業展開の推進を図る。</p>								
			調 整 案								
			<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>								
根 拠 法 令 等											
			<p>その他 ( )</p>								

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	民生委員・児童委員等の状況	小項目	
事業名	民生委員・児童委員（主任児童委員）			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	社会福祉	コード	

現況

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行ない、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

民生委員の職務  
 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。  
 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。  
 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。  
 社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。  
 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。

民生委員の定数（民生委員法第4条）  
 厚生労働大臣の基準に従い、都道府県知事が、前条の区域（市町村の区域）ごとに、その区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聞いて、これを定める。

民生委員の委嘱（民生委員法第5条）  
 都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱する。

児童委員は、市町村の区域に置かれ、民生委員法（昭和23年法律第198号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。また、厚生労働大臣は民生委員法第5条の規定による推薦によつて、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。（児童福祉法第12条）

児童委員の職務（児童福祉法第12条の2）  
 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。  
 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。  
 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を営む者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。  
 児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の社会福祉主事の行う職務に協力すること。  
 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。  
 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。児童及び妊産婦につき、常にその生活及び環境の状態をつまびらかにし、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をするとともに、児童福祉司又は社会福祉事業法に規定する福祉に関する事務所（福祉事務所）の社会福祉主事の行う職務に協力するものとする。（児童福祉法第12条の2）

2市2町の民生委員・児童委員、主任児童委員の状況

区分	徳山市	新南陽市	熊毛町	鹿野町	合計	
定数	民生委員・児童委員	208	59	34	19	320
	主任児童委員	38	4	2	1	45
任期	H13.12.1～H16.11.30	H13.12.1～H16.11.30	H13.12.1～H16.11.30	H13.12.1～H16.11.30		
活動費補助金 (県費)	一人年額 会長 143,040円 一般 60,300円	一人年額 総務 70,920円 副総務 60,000円 一般 59,600円	一人年額 会長 72,220円 一般 60,300円	一人年額 総務 77,120円 一般 65,200円		

徳山市社会福祉調査会（徳山市社会福祉調査会規則）

徳山市においては、民生委員法に基づき選任された、民生委員、主任児童委員を、徳山市社会福祉調査会委員に委嘱している。

定数 会長 1人  
 副会長 3人  
 委員

任期 委員の任期は3年とする。但し、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

組織 大会 …… 必要に応じ、市長が招集  
 支部長会議（19支部） …… 通常毎年10回、市長が必要と認めた場合は臨時に招集。

調査会に付議すべき事項  
 要援護者の援護に関すること。  
 地域社会の環境改善に関すること。  
 社会事業に対する連絡調整に関すること。

分析

問題点  
 担当地区ごとの世帯数が違う。  
 社会福祉調査会は徳山市のみにある組織

対応策

担当地区の割振りについては、担当地区の広さや世帯数、住民の状況（高齢者が多いかどうかなど）等を勘案しながら、新市移行後、随時調整する。

調整案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. ( ) の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- ( ) その他
- ( )

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	公共的団体	小項目	
事業名	社会福祉協議会への補助金の状況			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
社会福祉協議会運営費補助金 72,289 千円 社会福祉協議会の運営と福祉事業の組織的活動の促進を図る。 職員の人件費及び運営費		社会福祉協議会運営費補助金 26,299 千円 職員の人件費及び運営費  心配ごと相談所設置交付金 54 千円 社会福祉協議会が行う心配ごと相談事業の相談員 5 名の活動・研修等に対して補助 総事業費 337 千円のうち国、県、市が各々1/3 の額を補助するもので、市負担分として支出  在宅福祉サービス促進事業補助金 2,115 千円 福祉員の活動の充実を図る 活動費の一部を補助		社会福祉協議会補助金 9,983 千円 〔 職員の人件費及び運営費 心配ごと相談、戦没者追悼式 ボランティアセンター活動事業補助金 812 千円	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	公共的団体	小項目	
事業名	社会福祉協議会への補助金の状況			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
社会福祉協議会運営費補助金 職員の人件費及び運営費	9,362 千円			補助金の内容が相違する。	
ボランティア育成事業補助金 ボランティア活動保険の助成 掛け金の一部を補助	305 千円				
				対	応
				事務局人件費と運営費については補助する。 事業に伴う人件費については、事業の委託料で措置する。	
				調	整
				<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ( ) の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。	
根拠法令等				その他 ( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	友愛訪問活動		協議事項	補助金、交付金等の取り扱い	
専門部会名	福祉部会		分科会名	高齢障害分科会	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>独居老人に対して地域の友愛訪問グループのメンバーが訪問活動を実施することにより、地域社会における暖かい見守りを促進する。</p> <p>対象者 65歳以上の独居老人</p> <p>事業内容 ア 安否の確認 イ 生活、身上、その他必要な相談、助言 ウ 担当区域の民生委員、保健婦及び警察官等関係機関との連絡協力</p> <p>訪問回数 原則として月3回、但し対象者の実情により適宜訪問する。</p> <p>活動費助成額 1グループ当たり 年額6,500円 (別に市社協より年額5,500円)</p> <p>訪問員の構成 民生委員1名+友愛訪問員3名(民生委員の担当地区で1グループ)</p> <p>実施主体 市が社会福祉協議会に委託して実施</p> <p>平成12年度実績 友愛訪問員数 221グループ 723名 訪問対象者 3,034名 決算額 1,968千円</p>		<p>新南陽市社会福祉協議会が行う友愛訪問活動に対し補助を行う。</p> <p>訪問対象者 独居・ねたきり高齢者</p> <p>訪問員の構成 福祉委員が兼任している。</p> <p>対象者数 462人</p> <p>活動費助成額 訪問対象者1人当たり 1,500円</p> <p>平成12年度実績 友愛訪問員数 462グループ 決算額 693千円</p>		<p>ひとり暮らし老人等に対して地域の友愛訪問グループ(単位老人クラブ)のメンバーが訪問活動を実施することにより、地域社会における暖かい見まもりを促進する。</p> <p>対象者 ひとり暮らし老人等</p> <p>訪問活動の内容 ア 安否の確認 イ 話し相手 ウ 生活、身上及びその他必要な相談、助言</p> <p>実施主体 町は、老人クラブ連合会に委託して実施する。</p> <p>活動費助成額 町老人クラブ連合会へ一括して助成額を支払っている。</p> <p>平成12年度実績 友愛訪問員グループ 24グループ 決算額 300千円</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	友愛訪問活動			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題 点	
<p>ひとり暮らし老人等に対して地域の友愛訪問グループのメンバーが訪問を行うことにより、地域における暖かいみまもりを促進する。</p> <p>対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし老人とする。ただし、必要に応じて要援護を要する高齢者世帯も対象とする。</p> <p>訪問活動の内容 ア 安否の確認 イ 日常生活に関する相談、助言 ウ 町、事業者、民生委員、警察官等への連絡、協力</p> <p>実施主体 町は、鹿野町社会福祉協議会(事業者)に委託して実施する。</p> <p>実施方法 事業者は、地域の篤志奉仕者で構成される「友愛訪問グループ」に事業を委託して実施するものとし、おおむね週1回以上の訪問を行う。</p> <p>活動費助成額 1グループ当り 年額 12,000円(定額) 実績に応じて上積みをしている。</p> <p>平成12年度実績 友愛訪問員数 16グループ</p>				<p>対象年齢が相違する。 実施団体が相違する。 補助金額が相違する。</p>	
				対 応 策	
				<p>対象者は、概ね65歳以上のひとり暮らし老人とする。 社会福祉協議会へ業務委託し、地域の状況に応じたグループに協議会が依頼する。 活動費助成額については、基本額+活動実績で補助することとし、金額については新市移行後調整する。 地域割は民生委員の担当地区を基準とし、活動グループに人数は問わない。 訪問回数は、月3回以上とする。</p>	
				調 整 案	
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>	
根 拠 法 令 等					
鹿野町友愛訪問活動事業実施要領				<p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業																		
事業名	ねたきり老人訪問理髪			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い																		
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード																			
<b>現況</b>																							
<b>徳山市</b>		<b>新南陽市</b>		<b>熊毛町</b>																			
<p>本市に居住する在宅のねたきり老人宅に理容師及び美容師を派遣し、散髪、洗髪、顔そり等の理髪サービスを実施することにより、老人の快適な生活の確保と衛生の保持を図る。</p> <p>実施主体 山口県理容環境衛生同業組合徳山支部、新南陽支部及び周央支部並びに山口県美容業環境衛生同業組合徳山支部及び新南陽支部</p> <p>対象者 概ね65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害等により臥床しているなど、理容店又は美容店において理髪サービスを受けることが困難であると市長が認めたる者</p> <p>実施方法 1 このサービスを受けようとする者は、原則として直接支部加盟のサービス事業参加店に申し込む。 2 利用者はサービスを受けたときは、直接、通常料金を参加店に支払う。 3 参加店は、サービスを実施したときは、利用者から訪問美容・理容券を受け取り当該支部長に提出する。 4 支部は、補助金の交付を受けようとするときは、ねたきり老人訪問理髪サービス事業補助金請求書に、利用者から回収した訪問理容・美容券を添付して市長に提出する。</p> <p>利用回数 1人年3回を限度とする。</p> <p>補助基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事業の広報に要する経費</td> <td rowspan="4">— 実費</td> </tr> <tr> <td>(2) 理容・美容券の作成に要する経費</td> </tr> <tr> <td>(3) 事業に関する研修会、説明会等に要する経費</td> </tr> <tr> <td>(4) 理・美容師が対象者宅への訪問に要する経費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人1回当たり2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成12年度実績 利用実人数 8人 利用延回数 13回</p>		補助対象経費	補助基準額	(1) 事業の広報に要する経費	— 実費	(2) 理容・美容券の作成に要する経費	(3) 事業に関する研修会、説明会等に要する経費	(4) 理・美容師が対象者宅への訪問に要する経費		1人1回当たり2,000円	<p>本市に居住する在宅のねたきり老人宅に理容師及び美容師を派遣し、散髪、洗髪、顔そり等の理髪サービスを実施することにより、老人の快適な生活の確保と衛生の保持を図る。</p> <p>事業の委託 山口県理容環境衛生同業組合新南陽支部及び山口県美容環境衛生同業組合新南陽支部に委託し、各組合加入店において実施する。</p> <p>対象者 市内に居住するおおむね65歳以上の単身者、高齢世帯のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、身体上又は精神上的の障害等により、理容店又は美容店において理髪サービスを受けることが困難なもの。</p> <p>利用回数 1人年2回を限度とする。</p> <p>利用申請 1 この事業を受けようとする者は、訪問理髪サービス利用申請書を市長に提出する。 2 市長は、速やかに利用の要否について決定し、理容の決定をしたときは、訪問理容・美容券を対象者に交付するものとする。</p> <p>利用者負担 理美容実費は利用者の負担とする。</p> <p>平成12年度実績 利用実人数 2人 利用延回数 2回</p>		<p>本町内の在宅ねたきり老人宅に理容師及び美容師を派遣し、散髪、洗髪、顔そり等の理髪サービスを実施することにより、老人の快適な生活の確保と衛生の保持を図る。</p> <p>実施主体 山口県理容環境衛生同業組合周東支部及び山口県美容業環境衛生同業組合周東支部とする。</p> <p>対象者 おおむね65歳以上の者であって、身体上又は精神上的の障害等の理由により臥床しているなど、理容店又は美容店において理髪サービスを受けることが困難であると町長が認めたる者</p> <p>理髪料 利用者はサービスを受けたときは、直接、通常料金を参加店に支払う。</p> <p>利用回数 1人当たり年2回を限度とする。</p> <p>補助金の対象等 1 予算の範囲内において、理・美容組合が実施するねたきり老人訪問理髪サービス事業に要する経費について補助金を交付する。 2 補助金の交付を申請する理・美容組合は、補助金の交付を受けようとするときは、ねたきり老人訪問理髪サービス事業補助金交付申請書に補助金所要額調書及び事業実施計画書を添付して町長に提出する。</p> <p>補助基準額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事業の広報に要する経費</td> <td rowspan="4">— 実費</td> </tr> <tr> <td>(2) 理容・美容券の作成に要する経費</td> </tr> <tr> <td>(3) 事業に関する研修会、説明会等に要する経費</td> </tr> <tr> <td>(4) 理・美容師が対象者宅への訪問に要する経費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1人1回当たり2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成12年度実績 (1)、(2)、(3) 31,600円 (4) 実績なし</p>		補助対象経費	補助基準額	(1) 事業の広報に要する経費	— 実費	(2) 理容・美容券の作成に要する経費	(3) 事業に関する研修会、説明会等に要する経費	(4) 理・美容師が対象者宅への訪問に要する経費		1人1回当たり2,000円
補助対象経費	補助基準額																						
(1) 事業の広報に要する経費	— 実費																						
(2) 理容・美容券の作成に要する経費																							
(3) 事業に関する研修会、説明会等に要する経費																							
(4) 理・美容師が対象者宅への訪問に要する経費																							
	1人1回当たり2,000円																						
補助対象経費	補助基準額																						
(1) 事業の広報に要する経費	— 実費																						
(2) 理容・美容券の作成に要する経費																							
(3) 事業に関する研修会、説明会等に要する経費																							
(4) 理・美容師が対象者宅への訪問に要する経費																							
	1人1回当たり2,000円																						
<b>根拠法令等</b>		<b>根拠法令等</b>		<b>根拠法令等</b>																			
徳山市ねたきり老人等訪問理髪サービス事業実施要綱		新南陽市介護予防・生活支援事業実施要領		熊毛町ねたきり老人訪問理髪サービス事業実施要綱																			

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業									
事業名	ねたきり老人訪問理髪			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い									
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード										
現況				分析点										
鹿野町				問題点										
<p>本町に居住する在宅ねたきり老人宅に理容師及び美容師を派遣し、散髪、洗髪、顔そり等の理髪サービスを実施することにより、老人の快適な生活の確保と衛生の保持を図る。</p> <p>実施主体 山口県理容環境衛生同業組合徳山支部及び山口県美容業環境衛生同業組合徳山支部とする。</p> <p>対象者 おおむね65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害等の理由により臥床しているなど、理容店又は美容店において理髪サービスを受けることが困難であると町長が認めたる者</p> <p>実施方法 1 このサービスを受けようとする者は、原則として直接支部加盟のサービス事業参加店に申し込む。 2 利用者はサービスを受けたときは、直接、通常料金を参加店に支払う。 3 参加店は、サービスを実施したときは、利用者から訪問美容・理容券を受け取り当該支部長に提出する。 4 支部は、補助金の交付を受けようとするときは、ねたきり老人訪問理髪サービス事業補助金請求書に、利用者から回収した訪問美容・美容券を添付して町長に提出する。</p> <p>利用回数 1人当たり年2回を限度とする。</p> <p>補助基準額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>補助対象経費</th> <th>補助基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 事業の広報に要する経費</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">— 実費</td> </tr> <tr> <td>(2) 理容・美容券の作成に要する経費</td> </tr> <tr> <td>(3) 事業に関する研修会、説明会等に要する経費</td> </tr> <tr> <td>(4) 理・美容師が対象者宅への訪問に要する経費</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">1人1回当たり2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成12年度実績 なし</p>				補助対象経費	補助基準額	(1) 事業の広報に要する経費	— 実費	(2) 理容・美容券の作成に要する経費	(3) 事業に関する研修会、説明会等に要する経費	(4) 理・美容師が対象者宅への訪問に要する経費	1人1回当たり2,000円		<p>利用回数(2回、3回)が相違する。</p>	
補助対象経費	補助基準額													
(1) 事業の広報に要する経費	— 実費													
(2) 理容・美容券の作成に要する経費														
(3) 事業に関する研修会、説明会等に要する経費														
(4) 理・美容師が対象者宅への訪問に要する経費														
1人1回当たり2,000円														
				対応策										
				<p>県の要綱に合わせて実施する。 回数を年3回とする。</p>										
				調整案										
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (徳山市)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>										
根拠法令等														
鹿野町ねたきり老人訪問理髪サービス事業実施要綱				<p>その他 ( )</p>										

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	はり・きゅう施術費補助			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現				況	
徳山市		新南陽市		熊毛町	
なし		<p>目的 新南陽市に住所を有する老人に対して、はり及びきゅうの施術費の一部を助成し、もって老後の生活と心身の安定を図り健康の増進に寄与する。</p> <p>受給資格 次の各号に掲げる要件を具備している者で、国民健康保険法による被保険者以外の者 (1) 市内に引き続き3か月以上住所を有していること。 (2) 年齢が満70歳以上であること。</p> <p>受給資格証の交付 施術費の助成を受けようとするものは、あらかじめ「新南陽市はり、きゅう施術費受給資格申請書」及び被保険者証又は組合員証を市長に提出し、「新南陽市はり、きゅう施術費受給資格者証」の交付を受ける。 有効期限は、毎年6月末までとし、毎年7月1日に更新する。</p> <p>助成額 施術費の助成額は、1人1日1回とし、1か月に12回以内で下記のとおりとする。 (1) はり術又はきゅう術のみの場合 760円 (2) はり、きゅう術併用の場合 920円</p> <p>施術担当者 次の各号に掲げる要件を備える者で、「新南陽市はり、きゅう施術担当者指定申請書」を提出した者のうち市長が適当と認めたもの (1) はり師又はきゅう師の免許を受けていること。 (2) 新南陽市、徳山市、鹿野町及び徳地町の区域内に施術所を有すること。</p> <p>施術費の手続き 受給資格者がはり・きゅうの施術を受けようとする場合は、施術担当者に受給資格証を提示する。 受給資格者は、施術担当者が管理する「新南陽市はり、きゅう施術明細書」にそのつど認印を押す。 施術担当者は、翌月10日までに「新南陽市はり、きゅう施術費請求書」を市長に提出する。</p> <p>平成12年度実績 一術 439件 併術 885件 年間総助成額 1,147,840円</p>		<p>目的 熊毛町に住所を有する者に対して、はり、きゅう、あんま及びマッサージ施術費の一部を助成することにより、町民の生活と心身の安定をはかり健康の増進に寄与する。</p> <p>受給資格 次の各号に掲げる要件を具備している者 (1) 町内に引き続き3か月以上住所を有している者。</p> <p>助成額 施術費の助成額は、1人1日1回とし、1ヶ月に10回以内で次のとおりとする。ただし、受給資格者が国民健康保険法その他諸制度により給付を受ける場合は支給しない。 (1) はり、きゅう、あんま及びマッサージ術 1回につき1,000円とする。ただし、同じ日に同一施術者により、はり、きゅう、あんま、マッサージの施術を受けたときの施術回数は、1回とみなす。</p> <p>施術者 「はり、きゅう、あんま及びマッサージ指定申請書」を提出した者のうち町長が指定したもの</p> <p>施術費の手続き 受給資格の認定を受けようとする者は、はり、きゅう、あんま及びマッサージ施術費受給資格申請書を町長に提出する。 町長は、受給資格の認定をしたときは、はり、きゅう、あんま及びマッサージ施術費受診券を申請者に交付する。 受給者が施術を受けようとする場合は、の受診券を町長が指定する施術者に提示し、施術後、施術担当者が管理するはり、きゅう、あんま及びマッサージ施術明細書に認印する。 施術担当者は、はり、きゅう、あんま及びマッサージ施術明細書を添付して、施術請求書を毎月10日までに町長に提出し、施術費の助成金の交付を受ける。</p> <p>平成12年度実績 2,252,000円</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
		新南陽市はり、きゅう施術費の助成に関する条例 新南陽市はり、きゅう施術費の助成に関する条例施行規則		熊毛町はり、きゅう、あんま及びマッサージ施術費助成要綱	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	高齢者福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	はり・きゅう施術費補助			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害分科会	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題 点	
<p>目的 鹿野町に住所を有する老人に対して、はり、きゅう施術費の一部を助成することにより、老後の生活と心身の安定をはかり、健康の増進に寄与する。</p> <p>受給資格 次の各号に定める者をいう。 (1) 鹿野町に引き続き3か月以上住所を有していること。 (2) 年齢が満60歳以上であること。</p> <p>助成額 施術費の助成額は、1人1日1回とし、1ヶ月に5回以内で次のとおりとする。ただし、受給資格者が国民健康保険法その他諸制度のより給付を受ける場合は支給しない。 (1) はり術又はきゅう術のみの場合 1回につき500円 (2) はり・きゅう術併用の場合 1回につき550円</p> <p>施術者 次の各号に掲げる要件を備える者 (1) はり師又はきゅう師の免許を受けていること。 (2) 鹿野町に施術所を有すること。</p> <p>施術費の手続き 受給資格の認定を受けようとする者は、はり・きゅう施術費受給資格申請書を町長に提出する。 町長は、受給資格の認定をしたときは、はり・きゅう施術費受給者証を申請者に交付する。 受給資格者がはり・きゅうの施術を受けようとする場合は、施術担当者に受給資格証を提示し、施術担当者が管理する「はり・きゅう施術明細書」にその都度認印を押す。 施術担当者は、「はり・きゅう施術費請求書」に施術明細書を添付して、助成額を町長に請求する。</p> <p>平成12年度実績 583件 291,550円 内訳 はりのみ 582件 併用 1件</p>				<p>徳山市は実施していない。 受給資格年齢に差がある。 (新南陽市 70歳以上、熊毛町 制限なし、鹿野町 60歳以上) 助成額(500~1,000円)回数(5~12回)が相違する。 熊毛町は、あんま・マッサージに対しても補助している。 施術者の要件が相違する。 (申請方式と施術所設置、市町区域内のみと近隣市町まで) 国民健康保険制度の施術費給付との調整が必要。</p>	
				対 応 策	
				<p>70歳以上の者に対し、実施する。 助成額、回数については国民健康保険に合わせる。 はり・きゅうのみ助成対象とする。 施術者は、新市の市域内に施術所を有し、申請をした者の内から指定する。</p>	
				調 整 案	
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (新南陽市)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>	
根 拠 法 令 等					
鹿野町はり・きゅう施術費助成要綱				<p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	療育訓練参加促進事業			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害	コード	
現況					
徳山市	新南陽市	熊毛町			
平成13年度より事業廃止	平成12年度実績 療育キャンプ推進事業 242,066円  (単市事業 助成事業) 目的 心身障害児の療育訓練専門機関への通院の促進及び心身障害児の保護者の負担の軽減を図るため、当該通院に要する経費を助成する。 対象者 療育訓練専門機関へ通院する心身障害児及びその保護者 対象経費 療育訓練機関への通院に要する経費のうち次に掲げる経費 (1) 鉄道、路線バス等の公共交通機関を利用した場合の運賃 (2) 遠隔の療育訓練専門機関に通院するため高速道路を利用した場合の高速道路通行料 (3) 公共交通機関が運行されていない区域にある療育訓練専門機関に通院するためタクシーを利用した場合の運賃 助成金の額 4月1日から翌年3月31日までの1年間に要した対象経費に相当する額とする。ただし、40,000円を限度とする。  平成12年度決算額 94,770円	療育キャンプ推進事業 平成12年度 1件 35,000円			
根拠法令等	根拠法令等		根拠法令等		
	新南陽市心身障害児療育訓練通院費助成金交付金要綱				

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	療育訓練参加促進事業			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害	コード	
現況				分析点	
鹿野町				問題点	
<p>県の心身障害児総合療育機能推進事業により促進。助成はなし。</p>				<p>徳山市、鹿野町には助成制度なし。 新南陽市については、療育訓練通院の交通費の助成制度がある。 宿泊訓練の助成と通院の助成の併給には問題があるか。</p>	
				<b>対 応 策</b>	
				<p>新南陽市の例により、宿泊訓練の助成と通院訓練の助成をどちらか選択してもらおうようにする。 療育キャンプ(ひまわり会)は新南陽市の例により引き継ぐ。 新南陽市の要綱を基に、補助金の上限を設ける等見直しを行う。</p>	
				<b>調 整 案</b>	
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . (新南陽市)の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p>	
<b>根 拠 法 令 等</b>					
				<p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	身体障害者用自動車改造費助成事業			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害	コード	
現況				況	
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>(身体障害者が自ら運転する自動車)</p> <p>目的 身体障害者が就労に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成することにより、身体障害者の社会復帰の促進を図り、福祉の増進に資する。</p> <p>対象者 本市住民基本台帳に登録された市民で身体障害者手帳の交付を受けている上肢、下肢又は体幹機能障害者であって、次の要件のいずれにも該当する者とする。 (1) 就労等に伴い自ら所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者 (2) 改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額(各種所得控除後の額)が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者</p> <p>助成の経費 予算の範囲内で、自動車の操向装置及び駆動装置の改造に要する経費について1件につき10万円を限度として助成する。</p> <p>平成12年度実績 5件 500,000円</p>		<p>目的 身体障害者に対し、自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、就労等の社会活動への参加を促進する。</p> <p>対象者 身体障害者手帳の交付を受けた市民で、自らが所有し、運転する自動車の操縦装置等の一部を改造する必要がある者で、前年の所得税課税所得金額(各種所得控除の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者とする。</p> <p>助成額 自動車の改造に直接要した費用とする。ただし、10万円を限度とする。</p> <p>平成12年度実績 1件 100,000円</p>		<p>目的 身体障害者に対し、自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、就労等の社会活動への参加を促進する。</p> <p>対象者 身体障害者手帳の交付を受けた市民で、自らが所有し、運転する自動車の操縦装置等の一部を改造する必要がある者で、前年の所得税課税所得金額(各種所得控除の額)が、改造助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者とする。</p> <p>助成額 自動車の改造に直接要した費用とする。ただし、10万円を限度とする。</p> <p>平成12年度実績 0件</p>	
<p>(身体障害者を介助する者が運転する自動車)</p> <p>目的 車椅子使用の身体障害者を介助する者が、障害者の外出を容易にするためにその自動車の改造を必要とする場合に、その経費の一部を助成することにより、介助者の負担軽減と身体障害者の社会参加促進を図る。</p> <p>対象者 徳山市に居住し、身体障害者手帳を所持する者で、在宅で生活しており、車椅子を使用しなければ移動が困難で、かつ、車椅子から自力で自動車の座席に着席できない者を介助する者で、次の要件のいずれにも該当する者とする。 (1) 徳山市に居住する者 (2) 自動車を現に保有し又は新たに購入しようとする者 (3) 身体障害者本人又はその身体障害者と生計を同一にする者 (4) 前年の所得税課税所得金額が、特別障害者手当の所得制限額を超えない世帯に属する者</p> <p>助成の経費 障害者が車椅子に乗ったままで安全に乗降でき、かつ、車椅子を固定できるように必要な装備を設ける改造に要する費用(改造自動車を購入する場合は、改造のない同型車との差額)の範囲内で、次の額を限度とする。 (1) 前年の所得税が課税されていない世帯に属する者 80万円 (2) 前年の所得税が課税されている世帯に属する者 40万円</p> <p>平成12年度実績 1件 498,000円</p>		<p>平成12年度実績 1件 400,000円</p>		<p>(身体障害者を介助する者が運転する自動車)</p> <p>徳山市に同じ</p> <p>平成12年度実績 1件 400,000円</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
徳山市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱					
徳山市身体障害者介助用自動車改造費助成事業実施要綱					

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	身体障害者用自動車改造費助成事業			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題 点	
熊毛町に同じ				<p>身体障害者が自らが運転する自動車の改造費に対する一部補助は、県メニュー事業の内容に合わせており、2市2町とも同一である。                      県事業；重度障害者地域生活支援実施事業 県負担割合；2 / 3</p> <p>身体障害者の介助者が運転する身体障害者用自動車の改造に対する一部補助は徳山市と熊毛町が行っているが、その内容は県メニュー事業に合わせており同じである。                      県事業；健康福祉推進事業 県負担割合；1 / 2</p>	
平成12年度実績		0件		対 応 策	
				要綱が整備されている徳山市の例により調整する。	
				調 整 案	
				( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2 . (徳山市) の例により調整する。 ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。 ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。	
根 拠 法 令 等				その他	
				( )	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	障害児(者)福祉の状況	小項目	各種事業																																														
事業名	心身障害者扶養共済制度掛金助成			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い																																														
専門部会名	福祉部会	分科会名	高齢障害	コード																																															
<b>現 況</b>				<b>分 析</b>																																															
<p>山口県心身障害者扶養共済制度（山口県心身障害者扶養共済制度条例）</p> <p>目的 心身障害者を扶養する者が、その生存中一定の掛金を拠出し、その死亡、重度障害を保険事故として、心身障害者に終身年金を支給し、保護者が亡き後の心身障害者の生活の安定と福祉の増進を図るものです。</p> <p>加入資格 心身障害者の保護者（配偶者（内縁を含む）父母、兄弟姉妹、祖父母その他の親族等で現に心身障害者を扶養している者をいう。）であって加入時において次の要件を満たす者 ア 山口県内に住所を有すること。 イ 65歳未満であること。 ウ 生命保険契約の被保険者となれないような特別の疾病又は障害を有しないこと。</p> <p>心身障害者の範囲 この制度の対象となる心身障害者は、次の各号のいずれかに該当する者で、将来独立自活することが困難であると認められる者。 ア 知的障害者 イ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号（身体障害者障害程度等級表）に定める1級から3級までのいずれかに該当する障害のある者 ウ 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前2号に掲げるものと同程度と認められる者</p> <p>保険料 保険料は加入時年齢に応じて1口につき次表のとおりとなっています。（2口まで加入可）</p> <table border="1"> <tr> <td>加入時年齢</td> <td>34歳</td> <td>35歳</td> <td>40歳</td> <td>45歳</td> <td>50歳</td> <td>55歳</td> <td>60歳</td> </tr> <tr> <td>掛金（1口当たり）（加入時年齢により掛金固定）</td> <td>3,500</td> <td>4,500</td> <td>6,000</td> <td>7,400</td> <td>8,900</td> <td>10,800</td> <td>13,300</td> </tr> </table> <p>25年以上この制度に加入し、かつ、年齢が65歳以上の者は、掛金の納付を免除されます。</p> <p>各市町の保険料の助成制度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>助成額</th> <th>要綱等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>徳山市に住所を有し、当該年度の市民税所得割額が9万円未満の保護者が納付している、1口目の共済制度掛金の額の2分の1を助成 支払月 3月</td> <td>徳山市心身障害者扶養共済制度掛金助成要綱</td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>新南陽市に住所を有し共済制度に加入し掛金を納付している保護者に対し、納付した掛金の2分の1を補助 支払月 3月、9月</td> <td>新南陽市中心身障害者扶養共済制度補助金交付要綱</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td>熊毛町に居住地を有し共済制度に加入している保護者に対し、掛金納付済額に対し2分の1を補助 支払月 毎年度末</td> <td>熊毛町心身障害者扶養共済制度掛金に対する補助金交付要綱</td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td>鹿野町に住所を有し共済制度に加入し、掛金を納付した場合、その納付済額に対し1口分の2分の1を助成 支払月 毎年3月25日までに申請し、助成を受ける</td> <td>鹿野町心身障害者扶養共済制度掛金助成要綱</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成12年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th colspan="2">実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>対象者数 105人</td> <td>補助金額 3,778千円</td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>対象者数 47人</td> <td>補助金額 3,082千円</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td>対象者数 22人</td> <td>補助金額 1,135千円</td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td>対象者数 2人</td> <td>助成額 63千円</td> </tr> </tbody> </table>				加入時年齢	34歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	掛金（1口当たり）（加入時年齢により掛金固定）	3,500	4,500	6,000	7,400	8,900	10,800	13,300	市町名	助成額	要綱等	徳山市	徳山市に住所を有し、当該年度の市民税所得割額が9万円未満の保護者が納付している、1口目の共済制度掛金の額の2分の1を助成 支払月 3月	徳山市心身障害者扶養共済制度掛金助成要綱	新南陽市	新南陽市に住所を有し共済制度に加入し掛金を納付している保護者に対し、納付した掛金の2分の1を補助 支払月 3月、9月	新南陽市中心身障害者扶養共済制度補助金交付要綱	熊毛町	熊毛町に居住地を有し共済制度に加入している保護者に対し、掛金納付済額に対し2分の1を補助 支払月 毎年度末	熊毛町心身障害者扶養共済制度掛金に対する補助金交付要綱	鹿野町	鹿野町に住所を有し共済制度に加入し、掛金を納付した場合、その納付済額に対し1口分の2分の1を助成 支払月 毎年3月25日までに申請し、助成を受ける	鹿野町心身障害者扶養共済制度掛金助成要綱	市町名	実績		徳山市	対象者数 105人	補助金額 3,778千円	新南陽市	対象者数 47人	補助金額 3,082千円	熊毛町	対象者数 22人	補助金額 1,135千円	鹿野町	対象者数 2人	助成額 63千円	<p>問題点 補助対象の掛け金が、徳山市、鹿野町は1口分のみとなっている。徳山市は、市民税所得割額による給付の制限がある。</p> <p>対 応 策</p> <p>調 整 案</p> <p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (新南陽市)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>	
加入時年齢	34歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳																																												
掛金（1口当たり）（加入時年齢により掛金固定）	3,500	4,500	6,000	7,400	8,900	10,800	13,300																																												
市町名	助成額	要綱等																																																	
徳山市	徳山市に住所を有し、当該年度の市民税所得割額が9万円未満の保護者が納付している、1口目の共済制度掛金の額の2分の1を助成 支払月 3月	徳山市心身障害者扶養共済制度掛金助成要綱																																																	
新南陽市	新南陽市に住所を有し共済制度に加入し掛金を納付している保護者に対し、納付した掛金の2分の1を補助 支払月 3月、9月	新南陽市中心身障害者扶養共済制度補助金交付要綱																																																	
熊毛町	熊毛町に居住地を有し共済制度に加入している保護者に対し、掛金納付済額に対し2分の1を補助 支払月 毎年度末	熊毛町心身障害者扶養共済制度掛金に対する補助金交付要綱																																																	
鹿野町	鹿野町に住所を有し共済制度に加入し、掛金を納付した場合、その納付済額に対し1口分の2分の1を助成 支払月 毎年3月25日までに申請し、助成を受ける	鹿野町心身障害者扶養共済制度掛金助成要綱																																																	
市町名	実績																																																		
徳山市	対象者数 105人	補助金額 3,778千円																																																	
新南陽市	対象者数 47人	補助金額 3,082千円																																																	
熊毛町	対象者数 22人	補助金額 1,135千円																																																	
鹿野町	対象者数 2人	助成額 63千円																																																	

事務一元化現況・分析調書

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業								
事業名	すくすく子育て支援事業補助金			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い								
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童母子	コード									
現 況				分 析									
<p>仕事と子育ての両立を支援し児童福祉の増進を図るため、市町内に住所を有する家庭に属する児童であって第3子以降の児童のうち入所措置を行う月の初日が3歳未満である児童が保育所へ入所措置された場合又は、民間保育サービス施設へ通所した場合、市が当該児童に係る保育料を25,000円を限度に補助し保育料の軽減を図る。</p> <p>平成12年度決算額</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>徳山市</td><td>1,825千円</td></tr> <tr><td>新南陽市</td><td>125千円</td></tr> <tr><td>熊毛町</td><td>270千円</td></tr> <tr><td>鹿野町</td><td>50千円</td></tr> </table>				徳山市	1,825千円	新南陽市	125千円	熊毛町	270千円	鹿野町	50千円	問 題 点	
				徳山市	1,825千円								
				新南陽市	125千円								
				熊毛町	270千円								
鹿野町	50千円												
県の事業であり、各市町の相違なし。													
対 応 策													
調 整 案													
<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>													

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業																																										
事業名	民間保育所への補助等			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い																																										
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童母子	コード																																											
現 況																																															
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町																																											
管内民間保育所の名称及び定員		管内民間保育所の名称及び定員		管内民間保育所の名称及び定員																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育所名</th> <th>定員</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山中央保育園</td> <td>150</td> <td>徳山市平和通1-31</td> </tr> <tr> <td>遠石保育園</td> <td>90</td> <td>徳山市青山町1589</td> </tr> <tr> <td>和光保育園</td> <td>90</td> <td>徳山市遠石1-10-1</td> </tr> <tr> <td>共楽園保育園</td> <td>90</td> <td>徳山市大字久米1347</td> </tr> <tr> <td>私立計</td> <td>420</td> <td>4箇所</td> </tr> </tbody> </table>		保育所名	定員	所在地	徳山中央保育園	150	徳山市平和通1-31	遠石保育園	90	徳山市青山町1589	和光保育園	90	徳山市遠石1-10-1	共楽園保育園	90	徳山市大字久米1347	私立計	420	4箇所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育所名</th> <th>定員</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古市保育園</td> <td>60</td> <td>新南陽市古市1-2-12</td> </tr> <tr> <td>荘宮寺保育園</td> <td>45</td> <td>新南陽市大字富田2438</td> </tr> <tr> <td>米光保育園</td> <td>30</td> <td>新南陽市大字米光172</td> </tr> <tr> <td>私立小計</td> <td>135</td> <td>3箇所</td> </tr> </tbody> </table>		保育所名	定員	所在地	古市保育園	60	新南陽市古市1-2-12	荘宮寺保育園	45	新南陽市大字富田2438	米光保育園	30	新南陽市大字米光172	私立小計	135	3箇所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保育所名</th> <th>定員</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひまわり保育園</td> <td>110</td> <td>熊毛町大字大河内字自由が丘</td> </tr> <tr> <td>私立小計</td> <td>110</td> <td>1箇所</td> </tr> </tbody> </table>		保育所名	定員	所在地	ひまわり保育園	110	熊毛町大字大河内字自由が丘	私立小計	110	1箇所
保育所名	定員	所在地																																													
徳山中央保育園	150	徳山市平和通1-31																																													
遠石保育園	90	徳山市青山町1589																																													
和光保育園	90	徳山市遠石1-10-1																																													
共楽園保育園	90	徳山市大字久米1347																																													
私立計	420	4箇所																																													
保育所名	定員	所在地																																													
古市保育園	60	新南陽市古市1-2-12																																													
荘宮寺保育園	45	新南陽市大字富田2438																																													
米光保育園	30	新南陽市大字米光172																																													
私立小計	135	3箇所																																													
保育所名	定員	所在地																																													
ひまわり保育園	110	熊毛町大字大河内字自由が丘																																													
私立小計	110	1箇所																																													
<p>日本体育・学校保健センター共済掛金補助金 52千円                  入所児童の賠償責任保険料の設置者負担の軽減                  一般掛金分 1人 80円                  免責掛金分 1人 80円</p>		<p>民間保育園保育料徴収謝礼 報奨金を交付 130千円                  1件あたり80円×135人×12月</p> <p>私立保育園運営費補助金 1,114千円                  私立保育園の経営安定化を図るための補助金。                  内容は、嘱託医師手当補助金(私立3園)として、1園あたり                  嘱託内科医手当179,790円と                  嘱託歯科医手当150,000円及び                  保育士の研修会等参加代替保育士雇用補助金として、3園で、                  民間保育所保母 7,700円×14人×5日、                  調理員 7,100円×3人×2日                  平成12年度は1割カットし、1,361千円に                  公立保育園との格差是正で発足当時、幼稚園は歯科健診補助があったが、保育園にはないのはなぜかという一般質問等があり、検討した結果嘱託医師手当補助を創設、また、研修代替保育士の賃金補助については、定員60人以下の民間保育所に対し研修に参加した際に補助される。                  保母1日あたり6,050円 年間5日分(1/2県補助制度有り)</p>		<p>ぎょう虫検査補助金 19千円                  @210円×93人分                  (10月1日人数)</p> <p>嘱託医手当補助金 116千円                  単価 @180,000円×2人分(嘱託医)                  加算分 @280円×93人分(児童)×2人分(嘱託医)                  計 (412,080円 - 179,790円) × 0.5 = 116,145円                  (国庫基準額)</p> <p>日本体育・学校保健センター共済掛金補助金 16千円                  入所児童の賠償責任保険料の設置者負担の軽減                  @180円×93人分</p>																																											
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																																											
児童福祉法				熊毛町保育の実施に関する条例																																											

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	福祉	中項目	児童福祉の状況	小項目	各種事業
事業名	民間保育所への補助等			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	児童母子	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
民間保育所なし				民間保育所への補助の名称、額がそれぞれ違う。	
				対 応 策	
				民間保育所の経営の安定化及び公立保育所との格差是正のために必要な補助を行う。	
				調 整 案	
				<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ( )の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		その他	
				( )	

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療	中項目		小項目												
事業名	病院群輪番制病院運営費補助金			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い											
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健	コード												
現況				分析												
病院群輪番制病院運営補助 2次救急医療対策として、地域病院の開設者が行う病院群輪番制病院の運営事業に対する補助。 徳山市を幹事市として、徳山市、下松市、光市、新南陽市、熊毛町、鹿野町で事業を行っている。 病院群輪番制病院の運営病院 徳山医師会病院、徳山中央病院、新南陽市民病院、周南病院、周南記念病院、光市立病院、徳山病院、日立病院 補助金の限度額				問題点												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">                     1. 基準額                      次に算出された額の合計額                      1. 73,320円(ただし、これは山口県救急医療施設運営費等補助金交付要綱に規定する病院群輪番制病院の基準額に相当する額)に診療日数を乗じて得た額                      2. 10,000円に診療日数を乗じて得た額                      ア. 第1欄に定める基準額と第2欄に定める実支出額とを施設ごとに比較して少ない額とする。                 </td> <td style="width: 50%;">                     2. 対象経費                      病院群輪番制病院の運営に必要な次に掲げる経費                      給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)                 </td> </tr> </table>				1. 基準額 次に算出された額の合計額 1. 73,320円(ただし、これは山口県救急医療施設運営費等補助金交付要綱に規定する病院群輪番制病院の基準額に相当する額)に診療日数を乗じて得た額 2. 10,000円に診療日数を乗じて得た額 ア. 第1欄に定める基準額と第2欄に定める実支出額とを施設ごとに比較して少ない額とする。	2. 対象経費 病院群輪番制病院の運営に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)	2市2町+下松市、光市での共同事業であり、相違なし。										
1. 基準額 次に算出された額の合計額 1. 73,320円(ただし、これは山口県救急医療施設運営費等補助金交付要綱に規定する病院群輪番制病院の基準額に相当する額)に診療日数を乗じて得た額 2. 10,000円に診療日数を乗じて得た額 ア. 第1欄に定める基準額と第2欄に定める実支出額とを施設ごとに比較して少ない額とする。	2. 対象経費 病院群輪番制病院の運営に必要な次に掲げる経費 給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)															
備考				対応策												
診療日は、原則として診療時間が次の表に定める区分欄ごとにそれぞれ1日とする。																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>対 象 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">休 日</td> <td>1. 日曜日</td> <td rowspan="2">午前8時 午後6時</td> </tr> <tr> <td>2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日</td> </tr> <tr> <td>3. 1月2日、1月3日、8月15日および12月31日</td> </tr> <tr> <td>夜 間</td> <td>毎 日</td> <td>午後6時 翌日午前8時</td> </tr> </tbody> </table>				区 分		対 象 時 間	休 日	1. 日曜日	午前8時 午後6時	2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日	3. 1月2日、1月3日、8月15日および12月31日	夜 間	毎 日	午後6時 翌日午前8時		
区 分		対 象 時 間														
休 日	1. 日曜日	午前8時 午後6時														
	2. 国民の祝日に関する法律に規定する休日															
	3. 1月2日、1月3日、8月15日および12月31日															
夜 間	毎 日	午後6時 翌日午前8時														
平成12年度決算額 36,244千円 休日 70日分 夜間 365日分																
				調 整 案												
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他 ( )												



事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	保健医療	中項目	保健関係施策の状況	小項目	健康づくり
事業名	地域医療連携推進			協議事項	補助金、交付金等の取り扱い
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健分科会	コード	
現況				分析	
鹿野町				問題点	
徳山医師会補助金	平成12年度決算額	800千円		各医師会に対する活動費補助については、各医師会との調整が必要となる。 精神保健共同作業所については、高齢障害部会に所管替えしてはどうか。	
精神保健共同作業所運営事業補助金 (4市2町が補助)	平成12年度決算額	724千円			
				対応策	
				新市移行後も当面現行通りで補助する。補助額については、新市予算の内で調整する。	
				調整案	
				<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ( )の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。	
根拠法令等					
				その他 ( )	

事務一元化現況・分析調書

大項目	保健医療	中項目		小項目																												
事業名				協議事項	補助金、交付金等の取り扱い																											
専門部会名	福祉部会	分科会名	保健	コード																												
現況				分析																												
<p>健康診査補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目的・効果</th> <th>市町名</th> <th>補助金の名称</th> <th>平成12年度 決算額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">里帰り出産等で母子健診事業委託契約をしていない医療機関で全期妊婦健診を受診した者に対して受診料を補助</td> <td>徳</td> <td>妊婦健診補助金</td> <td>104</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>妊婦健診補助金</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>熊</td> <td>妊婦健診補助金</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">里帰り出産等で母子健診事業委託契約をしていない医療機関で1か月児健診を受診した者に対して受診料を補助</td> <td>徳</td> <td>乳幼児健診補助金</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>新</td> <td>乳幼児健診補助金</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>熊</td> <td>乳幼児健康診査補助金</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>鹿</td> <td>乳幼児健康診査補助金</td> <td>該当者なし</td> </tr> </tbody> </table>				目的・効果	市町名	補助金の名称	平成12年度 決算額 (千円)	里帰り出産等で母子健診事業委託契約をしていない医療機関で全期妊婦健診を受診した者に対して受診料を補助	徳	妊婦健診補助金	104	新	妊婦健診補助金	4	熊	妊婦健診補助金	8	里帰り出産等で母子健診事業委託契約をしていない医療機関で1か月児健診を受診した者に対して受診料を補助	徳	乳幼児健診補助金	121	新	乳幼児健診補助金	112	熊	乳幼児健康診査補助金	9	鹿	乳幼児健康診査補助金	該当者なし	問題点	
				目的・効果	市町名	補助金の名称	平成12年度 決算額 (千円)																									
				里帰り出産等で母子健診事業委託契約をしていない医療機関で全期妊婦健診を受診した者に対して受診料を補助	徳	妊婦健診補助金	104																									
新	妊婦健診補助金	4																														
熊	妊婦健診補助金	8																														
里帰り出産等で母子健診事業委託契約をしていない医療機関で1か月児健診を受診した者に対して受診料を補助	徳	乳幼児健診補助金	121																													
	新	乳幼児健診補助金	112																													
	熊	乳幼児健康診査補助金	9																													
	鹿	乳幼児健康診査補助金	該当者なし																													
<p>里帰り出産等において、妊婦健診又は乳幼児健診を委託医療機関外で受けた場合、補助金制度がない場合は、当該医療機関と委託契約を結ばないと支払いが出来ないため、手続きが難しい。</p>																																
				対応策																												
		<p>委託料を補助金の上限として、妊婦健診料、乳幼児検診料の補助制度を行う。</p>																														
				調整案																												
		<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。                  ( ) 2 . (徳山市、新南陽市)の例により調整する。                  ( ) 3 . 新たに制度等を創設する。                  ( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。                  ( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                  ( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他                  ( )</p>																														

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	
事業名	商工会議所、商工会補助金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況					
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<b>徳山商工会議所</b> (1) 会員数(14年3月末現在) 2,031 事業所  (2) 補助金(12年度実績) ・ 中小企業指導相談業務費補助金 (中小企業指導相談) 8,040 千円  ・ 地域振興推進事業費補助金 (一般事業・商店街振興事業) 2,950 千円  ・ 地域小売商業活性化指導事業費補助金 (個店の経営指導や店舗づくり) 120 千円		<b>新南陽商工会議所</b> (1) 会員数(14年3月末現在) 1,077 事業所  (2) 補助金(12年度実績) ・ 小規模事業指導相談業務費補助金 (中小企業相談所を行う小規模企業への指導事業補助) 4,000 千円  ・ 商工業振興事業補助金 (商工振興事業補助) 5,000 千円  ・ 商工業指導団体補助金 (商工指導団体である会議所の運営補助) 2,000 千円		<b>熊毛町商工会</b> (1) 会員数(14年3月末現在) 295 事業所  (2) 補助金(12年度実績) ・ 商工会補助金 (商工振興事業補助) 2,700 千円	
<b>都濃商工会</b> (1) 会員数(14年3月末現在) 203 事業所  (2) 補助金(12年度実績) ・ 地域振興推進事業費補助金 (商工振興事業補助) 243 千円  ・ 小規模事業指導相談業務費補助金 (小規模事業指導相談) 2,060 千円					
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	
事業名	商工会議所、商工会補助金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況				分	析
鹿野町				問	題
<b>鹿野町商工会</b> (1) 会員数(14年3月末現在) 168事業所 (2) 補助金(12年度実績) ・商工会補助金 3,950千円 (商工振興事業補助)				徳山市は2団体、他の1市2町はそれぞれ1団体ある。 それぞれの団体において組織・規模等が大きく異なる。 各々の団体への補助金額が異なる。	
				対 応 策	
				合併時においては、各市町の商工会議所、商工会が存在することから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
				調 整 案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。	
<b>根 拠 法 令 等</b>				その他 ( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業																
事業名	商店街支援事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い																
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コ	該当なし																
現 況																					
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町																	
<p><b>商店街活性化対策事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 商店街を活性化するための共同事業に要する経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 徳山商工会議所、TMO徳山、徳山商店連合協同組合及びその構成組合、徳山カード事業協同組合又はその他市長が補助対象として適切であると認める団体</p> <p>(3) 対象事業及び補助率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">タウンマネージメント推進事業</td> <td>タウンマネージメント推進委員会事業</td> <td>市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>テナントミックス推進事業</td> <td>市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>商店街活性化先進事業</td> <td>市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>駐車場対策事業</td> <td>共同駐車場整備事業</td> <td>1/2以内</td> </tr> <tr> <td>アメニティ創出事業</td> <td>商業基盤施設等整備事業</td> <td>1/10以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 平成12年度実績 4件 16,845千円</p>		区分		補助率	タウンマネージメント推進事業	タウンマネージメント推進委員会事業	市長が定める額	テナントミックス推進事業	市長が定める額	商店街活性化先進事業	市長が定める額	駐車場対策事業	共同駐車場整備事業	1/2以内	アメニティ創出事業	商業基盤施設等整備事業	1/10以内	<p><b>商店街活性化支援事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 商店街等においてのにぎわい創出と活性化を図るために、共同事業に対し助成する。</p> <p>(2) 補助対象 商店街振興組合 小売業又はサービス業に属する事業を営む者10人以上の任意団体で市長が補助対象者として認める団体 商店街のにぎわいを創出するためのイベント等の事業 商店街PR事業 後継者育成に寄与する事業 その他商店街の活性化を促進するものと市長が認める事業</p> <p>1/2 12年度実績 14千円</p> <p style="text-align: center;">平成14年4月1日から平成17年3月31日まで</p>			
区分		補助率																			
タウンマネージメント推進事業	タウンマネージメント推進委員会事業	市長が定める額																			
	テナントミックス推進事業	市長が定める額																			
	商店街活性化先進事業	市長が定める額																			
駐車場対策事業	共同駐車場整備事業	1/2以内																			
アメニティ創出事業	商業基盤施設等整備事業	1/10以内																			
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等																	
徳山市商店街活性化対策事業に係る補助金交付要綱		商店街活性化支援事業補助金交付要綱																			

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	商店街支援事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題	
該当なし				<p>各市の実情に応じて創設されているため、補助対象となる事業がそれぞれ異なる。</p> <p>新南陽市の商店街活性化支援事業補助金は、平成16年度までとなっている。</p> <p>新南陽市の「にぎわい創出のためのイベント」事業は、徳山市では廃止されている。</p> <p>「駐車場整備・商業基盤施設整備」事業は、徳山市では補助対象事業であるが、新南陽市の場合は、商店街近代化資金融資対象事業として取扱っている。</p>	
				対 応 策	
				<p>新南陽市の「にぎわい創出のためのイベント」事業は、商店街振興組合がないため、当分の間現行どおりとするが、各地域間で格差が生じないように調整する。</p> <p>「駐車場整備・商業基盤施設整備」事業は、補助対象事業とする方向で調整する。</p>	
根 拠 法 令 等				調 整 案	
根 拠 法 令 等				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>	
根 拠 法 令 等					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	企業誘致措置			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況					
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<b>事業所等設置奨励金</b> (1) 目的 事業所等の設置を奨励し、経済の活性化と雇用の促進を図る。 (2) 要件 投下固定資産総額が1億円以上(中小企業者にあつては2,000万円以上、中小企業者以外の製造業を営むものにあつては5億円以上)で、かつ、投下固定資産総額のうち、建物と償却資産との取得額の合計額が5,000万円以上(中小企業者にあつては1,000万円以上、中小企業者以外の製造業を営むものにあつては2億5,000万円以上)であること 都市計画区域外に設置される事業所等にあつては、都市計画区域の近隣商業地域の用途制限に適合するものであること。ただし、市長が特に定める地域については、この限りでない。 当該事業所等の設置について、本市の他の制度に基づく助成等を受けていないこと 別に規則で定める要件を満たすこと (3) 奨励金の額 基準年度から3年度間における各年度の投下固定資産に係る固定資産税(完納したものに限る。)に相当する額とする。ただし、奨励金の総額は、3年間合計1億円以内とする。 (4) 平成12年度実績 8件 111,668千円 (5) 期間 平成17年3月31日まで		<b>事業所等設置奨励金</b> (1) 目的 事業所等の設置を促進し、経済の発展と雇用機会の拡大を図る。 (2) 要件 市内に事業所等を有しない者が新たに事業所等を設置すること、又は市内に事業所等を有する者が異なる業種の事業所等を設置すること若しくは当該事業所等の操業を継続し、かつ、当該事業所等の事業を拡大する目的で、当該事業所等の敷地以外のところに新しく事業所等を設置すること 投下固定資産の総額が1億円(製造業を営む大企業にあつては3億円、中小企業等にあつては2,000万円)以上であること 事業所等の従業員数(日々の雇い入れ者を除く)が操業開始日に10人(中小企業等にあつては4人)以上となること又は増加すること 公害防止に関する協定が必要と認められたとき、市と当該協定が締結できること (3) 奨励金の額 設置された工場等が事業の用に直接供した日以後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年度間における各年度の当該工場等の設置に要した投下固定資産総額の対象となった固定資産税(各納期内に完納したものに限る)額に相当する額。ただし、奨励金の総額は、3年間合計1億円を限度とする。 (4) 平成12年度実績 6件 11,118千円 (5) 期間 平成15年3月31日まで		<b>事業所等設置奨励金</b> (1) 目的 事業所の設置を促進し、経済の発展及び雇用の拡大を図る。 (2) 要件(いずれかに該当するもの) 投下固定資産の総額が5,000万円(製造業を営む大企業にあつては1億円、中小企業等にあつては2,000万円)以上であること 事業所が常時雇用する従業員のうち、住所を有する者が業務開始日に5人(中小企業等にあつては3人)以上であり、かつ、業務開始後においても当該要件を満たすこと 公害防止等に関する協定が必要と認められた場合に当該協定を結ぶことができること 事業所の業務開始後1年以内であること (3) 奨励金の額 投下固定資産に係る固定資産税に相当する額の範囲内とする。(基準年度から3年間) (4) 平成12年度実績 2件 1,453千円 (5) 期間 平成16年3月31日まで	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等	
徳山市産業等活性化条例 徳山市産業等活性化条例施行規則		新南陽市事業所設置奨励条例 新南陽市事業所設置奨励条例施行規則		熊毛町事業所設置奨励条例	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	企業誘致措置			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況				分析	
鹿野町				問題点	
<b>資産奨励金等</b> (1) 目的 工場の新設又は拡充により産業の振興を図る。 (2) 要件 投資額が2,000万円以上 常時使用する従業員が10人以上 (3) 奨励措置 資産奨励金 投下額に対応する固定資産税(基準年度から3年間) 普通財産である町有財産の優先的貸与又は譲渡 工場敷地の斡旋及び立地条件の整理に関する便宜の供与 (4) 平成12年度実績 4件 710千円				投下固定資産の要件が異なる。 徳山市、新南陽市1億円以上、熊毛町5,000万円以上、鹿野町2,000万円以上となっている。(中小企業の場合、徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町2,000万円以上となっている。)  業種について、鹿野町は工場のみを対象としているが、他市町では事業所を対象としている。  奨励金の限度額が異なる 徳山市、新南陽市の上限額は1億円であるが、熊毛町、鹿野町には限度額の定めがない。  徳山市、新南陽市、熊毛町についてはそれぞれ平成16年度、平成14年度、平成15年度までの期限つきとなっている。  奨励処置について、鹿野町は町有財産の優先的貸与又は譲渡があるが、他市町にはない。	
				対 応 策	
				徳山市と新南陽市は、制度が似通っており、新南陽市の制度が平成14年度までの期限つきとなっているため、徳山市、新南陽市地区を対象として、新市発足時まで新たに制度を創設する。  熊毛町の制度は、平成15年度までの期限つきとなっており、鹿野町には定めがないため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
				調 整 案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他( )	
根 拠 法 令 等				根 拠 法 令 等	
鹿野町工場誘致条例 鹿野町工場誘致条例施行規則					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	利子補給・高度化事業補助金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況					
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p><b>中小企業高度化事業資金等利子補給金</b></p> <p>(1) 目的 中小企業者が高度化事業等に要する資金を借入れ金融機関に対して支払った利子を補給することにより、中小企業の近代化と環境の整備を促進する。</p> <p>(2) 補助対象 中小企業事業団法に規定する中小企業団体及びこれに準じる団体 市税を完納していること 高度化事業貸付に係る土地、建物、その他の施設を取得し、造成し、又は設置する事業及び高度化事業に準ずる事業で市長が特に必要と認めたもの</p> <p>(3) 補助率等 10年間支払った利子の2/3を補給</p> <p>(4) 平成12年度実績 4件 18,713千円</p>		<p><b>中小企業高度化促進事業費補助金</b></p> <p>(1) 目的 中小企業の事業の共同化、工場店舗等の集団化により中小企業構造の高度化に必要な施設を設置するものに対して助成する。</p> <p>(2) 補助対象 中小企業団体の組織に関する法律に規定する中小企業団体並びに商店街振興組合法及び環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律に規定する組合</p> <p>(3) 対象事業 中小企業振興事業法に規定する中小企業構造の高度化に寄与する事業で、中小企業振興事業団が認定した事業 市長が特に必要と認める共同施設事業</p> <p>(4) 補助率等 家屋、償却資産に係る固定資産税相当額に次の割合を乗じて得た額 基準年度 100/100、基準年度の翌年度 60/100、基準年度の翌々年度 40/100 課税標準額 10億円を限度とし、3年間の補助。</p> <p>(5) 平成12年度実績 なし</p>		<p><b>中小企業設備資金利子補給金</b></p> <p>(1) 目的 事業用施設の新設又は拡充、事業用の機械、器具、車両等の新規購入に要する資金に係る利子を補給する。</p> <p>(2) 補助対象 従業員が20人以下であること 町内に1年以上住所を有すること 1年以上事業を継続して営むこと 商工会員であること</p> <p>(3) 補助率等 完済するまでの間、支払済利子額の30%以内を補給</p> <p>(4) 平成12年度実績 80件 1,259千円</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
徳山市中小企業高度化事業資金等利子補給金交付要綱		新南陽市中小企業高度化促進条例 新南陽市中小企業高度化促進条例施行規則		熊毛町中小企業設備資金利子補給規則 熊毛町中小企業設備資金利子補給要綱	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	利子補給・高度化事業補助金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名		コード	
現況				分析	
鹿野町				問題点	
<b>小企業対策資金利子補給金</b> (1) 目的 小企業の振興を図るため金融機関の融資を受けたものに対して利子補給を行う。 (2) 補助対象 町の経済発展に対して必要と認める事業を独立して営んでいること 町内に1年以上引き続き居住していること 町税を完納していること (3) 補助率 借入利率の1/2(ただし、3%を限度とする)を2年間補給。 (4) 平成12年度実績 8件 176千円				補助対象が異なる。 徳山市、新南陽市は中小企業団体。熊毛町、鹿野町は事業主である。  助成期間が異なる 徳山市は10年間、新南陽市は3年間、熊毛町は完済するまで。鹿野町は2年間である。  徳山市と新南陽市は、中小企業高度化事業であるが、熊毛町、鹿野町は金融機関からの融資事業である。  事業主に対する金融機関からの融資(設備資金)については、熊毛町、鹿野町は利子補給で対応しているが、徳山市、新南陽市では、制度融資で対応している。	
<b>小企業連鎖倒産防止対策資金利子補給金</b> (1) 目的 町長が指定した指定倒産企業との取引によって、経営の安定に支障を生じた小企業者が経営の安定及び倒産の防止を図るため、県の制度資金による融資を受けた場合、その融資に対し利子補給を行う。 (2) 補助対象 町の経済発展に対して必要と認める事業を独立して営んでいること 町内に1年以上引き続き居住していること 町税を完納していること (3) 補助率 融資平均残高に対し、年2%の割合で計算した金額 (4) 平成12年度実績 なし				<b>対 応 策</b>  中小企業高度化事業は中小企業総合事業団が行う支援事業であり、長期で低利な貸付で優遇されたものとなっていることから、新南陽市の中小企業高度化促進事業費補助金は、廃止し、徳山市の例により調整するものとする。  熊毛町中小企業設備資金利子補給金、鹿野町小企業対策資金利子補給金については、制度融資での対応とし、合併後の融資分からは、廃止の方向で調整する。ただし、合併前の補助対象分については、従前どおりとする。  鹿野町の小企業連鎖倒産防止対策資金利子補給制度は、近年対象者がいないが、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、県の制度融資(セーフティネット)の活用を含め、随時調整する。	
<b>根 拠 法 令 等</b> 鹿野町小企業対策資金利子補給要綱 鹿野町小企業連鎖倒産防止対策資金利子補給金交付要綱				<b>調 整 案</b>  ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( 徳山市 ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	同和対策	小項目	
事業名	同和地区中小企業利子補給補助			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現 況					
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町	
<p><b>同和地区中小企業利子補給補助金</b></p> <p>(1)目的 市内の同和地区に住所を有する中小企業者又は同和地区出身の中小企業者が借り入れた事業資金について支払った利子の一部を助成する。</p> <p>(2)対象となる事業資金 山口県同和地区事業者資金 山口県中小企業制度融資「一般事業資金」のうち「小規模企業資金」 山口県中小企業制度融資「一般事業資金」のうち「一般資金」 徳山市制度融資のうち徳山市小口事業資金、徳山市小口緊急資金、徳山市無担保無保証人資金、徳山市独立開業資金 山口県信用保証協会の無担保無保証人による融資資金</p> <p>(3)補助率等 「山口県同和地区中小企業利子補給補助金交付要綱」に準ずる。</p> <p>(4)平成12年度実績 22件 394千円</p>		<p><b>同和地区中小企業利子補給補助金</b></p> <p>(1)目的 同左</p> <p>(2)対象となる事業資金 山口県同和地区事業者資金 山口県中小企業制度融資「一般事業資金」のうち「小規模企業資金」 山口県中小企業制度融資「一般事業資金」のうち「一般資金」 新南陽市小口保証融資資金 山口県信用保証協会の無担保無保証人による融資資金</p> <p>(3)補助率等 「山口県同和地区中小企業利子補給補助金交付要綱」に準ずる。</p> <p>(4)平成12年度実績 1件 13千円</p>		<p><b>同和地区中小企業利子補給補助金</b></p> <p>(1)目的 町内の同和地区に住所を有する中小企業者又は同和地区出身の中小企業者が借り入れた事業資金について支払った利子の一部を助成する。</p> <p>(2)対象となる事業資金 山口県同和地区事業者資金 山口県中小企業制度融資「一般事業資金」のうち「小規模企業資金」 山口県中小企業制度融資「一般事業資金」のうち「一般資金」 山口県信用保証協会の無担保無保証人による融資資金</p> <p>(3)補助率等 「山口県同和地区中小企業利子補給補助金交付要綱」に準ずる。</p> <p>(4)平成12年度実績 1件 3千円</p>	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等	
徳山市同和地区中小企業利子補給補助金交付要綱		新南陽市同和地区中小企業利子補給補助金交付要綱		熊毛町同和地区中小企業利子補給補助金交付要綱	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	住民活動	中項目	同和対策	小項目	
事業名	同和地区中小企業利子補給補助			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況				分析	
鹿野町				問題点	
該当なし				<p>2市1町とも山口県同和地区中小企業利子補給補助金交付要綱に基づく同一の制度であり、平成14年4月1日からは、県制度の廃止に伴い、新規貸付分について適用を廃止している。</p> <p>既適用分については、利子補給を継続する必要がある。</p>	
				対応策	
				<p>山口県同和地区中小企業利子補給補助金交付要綱に基づく同一の制度であるので、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>既適用分については、利子補給を継続する。</p>	
				調整案	
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他( )</p>	
根拠法令等		根拠法令等			

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業						
事業名	その他の商工業振興事業(1)			協議事項	補助金、交付金等の取扱い						
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード							
現況											
徳山市		新南陽市		熊毛町							
<b>高付加価値化促進等技術開発事業費補助金</b> (1)目的 市内の中小企業者が山口県新地域産業加速的技術開発支援事業を行う場合に必要とする経費の一部を補助する。 (2)補助対象者 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に規定する中小企業者複数の中小企業者のグループが実施し、かつ、市内の中小企業者が中心的役割を果たすこと (3)補助対象事業 山口県新地域産業加速的技術開発支援事業のうち高付加価値化促進等技術開発事業であること (4)補助額 県が補助する額に相当する額 (5)平成12年度実績 なし		<b>高付加価値化促進等技術開発補助金</b> (1)目的 市内の中小企業者が山口県新地域産業加速的技術開発支援事業を行う場合に必要とする経費の一部を補助する。 (2)補助対象者 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に規定する中小企業者複数の中小企業者のグループが実施し、かつ、市内の中小企業者が中心的役割を果たすこと (3)補助対象事業 山口県新地域産業加速的技術開発支援事業のうち高付加価値化促進等技術開発事業であること (4)補助額 県が補助する額に相当する額 (5)平成12年度実績 該当なし  <b>中小企業組織化促進事業活動振興補助金</b> (1)目的 市内の中小企業が共同して行う事業に必要な組織化、また、組織された団体が共同して事業を行うに必要な実施計画の策定に対して補助する (2)補助対象 中小企業等共同組合法に規定する中小企業等共同組合及び商店街振興組合法に規定する商店街振興組合 (3)補助率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業組織化促進補助</td> <td>1/2(限度額5万円)</td> </tr> <tr> <td>中小企業共同組合等の事業活動振興補助</td> <td>1/2(限度額5万円)</td> </tr> </tbody> </table> (5)平成12年度実績 なし		区分	交付額	中小企業組織化促進補助	1/2(限度額5万円)	中小企業共同組合等の事業活動振興補助	1/2(限度額5万円)	該当なし	
区分	交付額										
中小企業組織化促進補助	1/2(限度額5万円)										
中小企業共同組合等の事業活動振興補助	1/2(限度額5万円)										
<b>根拠法令等</b>		<b>根拠法令等</b>		<b>根拠法令等</b>							
徳山市高付加価値化促進等技術開発事業費補助金交付要綱		新南陽市中小企業組織化促進事業活動振興補助金交付要綱									

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	その他の商工業振興事業(1)			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題	
該当なし				徳山市、新南陽市の高付加価値化促進等技術開発事業費補助金については、地域産業集積活性化法に基づく山口県新地域産業加速的技術開発支援事業によるものである。  新南陽市の中小企業組織化促進事業活動振興補助金については、独自の制度である。	
				徳山市の高付加価値化促進等技術開発事業費補助金については、他市町にも対象者が予想されるため、新市においても継続するものとする。  新南陽市の中小企業組織化促進事業活動振興補助金は、利用が少ないため、廃止の方向で速やかに調整する。	
				調 整 案	
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他 ( )	
根 拠 法 令 等					

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	その他の商工業振興事業(2)			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況					
徳山市		熊毛町		問題点	
該当なし		<p><b>中小企業大学校派遣経費助成金</b>                      (1)目的                      熊毛町産業を担う若手経営者及び後継者、従業員を中小企業大学校に研修派遣し、人材の育成と資質の向上を図る                      (2)補助対象                      町内に事業所を有する中小企業の法人又は個人の経営者及び後継者並びに経営者が推薦する従業員                      (3)補助額                      受講料の全額                      (4)平成12年度実績                      なし                      (根拠法令等) 中小企業大学校派遣要綱</p>		<p>・なし</p>	
				<b>対 応 策</b>	
				<p>・熊毛町の例により調整する。</p>	
新南陽市		鹿野町		調整案	
該当なし		該当なし		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。                      ( ) 2. ( 熊毛町 ) の例により調整する。                      ( ) 3. 新たに制度等を創設する。                      ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。                      ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                      ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業
事業名	制度融資・小口事業資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	

現 況

小規模企業者向け事業資金(長期資金)

平成14年4月1日現在

市町名	資金の名称	融資の対象	融 資 条 件							取扱金融機関	
			資金 使途	限度額 (万円)	年利 (%)	貸付期間 (据置)	償還 方法	保証人	担保		保証料 (%)
徳山市	小口事業資金	1 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業者については5人)以下であること 2 個人にあつては市内に住所を有し、法人にあつては市内に事業所を有すること 3 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること 4 現事業の営業経歴を1年以上継続して有すること 5 市税を滞納していないこと	運 転 設 備	1,000	1.8	5年 (6月)	月 賦	1人以上	不 要	0.65 全額市 助成	山 口 銀 行 西 京 銀 行 東 山 口 信 用 金 庫
新南陽市	小企業者特別資金	1 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業者については5人)以下であること 2 市内に1年以上継続して居住している個人、又は市内で1年以上事業を営んでいる法人であること 3 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること 4 市税を完納していること	運 転 設 備	1,000	1.8	5年 (3月)	月 賦	1人以上	原則不要	0.65 全額市 助成	山 口 銀 行 西 京 銀 行 東 山 口 信 用 金 庫
熊毛町	( 該 当 な し )										
鹿野町	小企業特別資金	1 常時使用する従業員の数が20人以下であること 2 町内に1年以上継続して居住していること 3 町税を完納していること	運 転 設 備	500	2.0	5年	月 賦	1名以上	原則不要	0.65	山 口 銀 行

平成12年度 融資実績

徳山市	136件	584,920千円
新南陽市	74件	373,670千円
鹿野町	7件	34,200千円

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	商工業振興事業
事業名	制度融資・小口事業資金		協議事項	補助金、交付金等の取扱い	
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
問題点	対応策		調	整	案
<p>融資対象の条件 新南陽市、鹿野町は居住期間を1年以上必要とするが、徳山市はその要件がない。</p> <p>融資限度額 徳山市、新南陽市は1,000万円であるが、鹿野町は500万円である。</p> <p>貸付期間・据置期間 貸付期間はすべて5年以内である。徳山市6か月、新南陽市3か月の据置期間があるが、鹿野町には据置期間がない。</p> <p>保証料・保証料助成 保証料はすべて0.65%である。ただし、徳山市、新南陽市はその保証料を全額助成しているが、鹿野町は助成していない。</p> <p>取扱金融機関 鹿野町は山口銀行のみであるが、徳山市、新南陽市は山口銀行、西京銀行、東山口信用金庫の3店である。</p> <p>保証付制度融資のため、山口県信用保証協会との協議が必要となる。</p>	<p>融資対象の条件 徳山市の例により、居住要件は設けない。</p> <p>融資限度額 融資限度額について、徳山市、新南陽市の例により1,000万円とする。</p> <p>貸付期間・据置期間 貸付期間は5年以内とし、据置期間は徳山市の例により6ヶ月とする。</p> <p>保証料・保証料助成 保証料助成について、徳山市、新南陽市の例により助成する。</p> <p>取扱金融機関 徳山市、新南陽市の例により、取扱金融機関は山口銀行、西京銀行、東山口信用金庫の3店とする。</p> <p>保証付制度融資のため、山口県信用保証協会との協議によっては、上記対応策の変更がありうる。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. (徳山市、新南陽市)の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他( )</p>		

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	制度融資・小口緊急資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	

現 況

小規模企業者向け事業資金(短期資金)

平成14年4月1日現在

市町名	資金の名称	融資の対象	融 資 条 件							取扱金融機関	
			資金 使途	限度額 (万円)	年利 (%)	貸付期間 (据置)	償還 方法	保証人	担保		保証料 (%)
徳山市	小口緊急資金	1 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業者については5人)以下であること 2 個人にあつては市内に住所を有し、法人にあつては市内に事業所を有すること 3 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること 4 現事業の営業経歴を1年以上継続して有すること 5 市税を滞納していないこと 6 小口事業資金を現に利用し、その2/5以上を良好に返済していること	運転	400	1.8	1年 (6月)	月賦	1人以上	不 要	0.65 全額市 助成	山 口 銀 行 西 京 銀 行 東 山 口 信 用 金 庫
新南陽市	(該当なし)										
熊毛町	(該当なし)										
鹿野町	(該当なし)										

平成12年度 融資実績

徳山市 なし

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	制度融資・小口緊急資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
問題点	対応策		調整案		
<p>徳山市では平成13年度1件の利用があるが、近年利用者は少ない。</p> <p>山口県信用保証協会の保証付制度融資のため、当協会との協議が必要となる。</p>	<p>制度の廃止を含め、新市に移行後速やかに調整するものとする。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>		

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	制度融資・無担保無保証人資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	

現況

小規模企業者向け事業資金(無担保・無保証人資金)

市町名	資金の名称	融資の対象	融 資 条 件							取扱金融機関	
			資金用途	限度額(万円)	年利(%)	貸付期間(据置)	償還方法	保証人	担保		保証料(%)
徳山市	無担保・無保証人資金	1 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業者については5人)以下であること 2 個人にあつては市内に住所を有すること 3 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること 4 現事業の営業経歴を1年以上継続して有すること 5 市税を滞納していないこと。また、市民税の所得割を有し、完納していること 6 信用保証協会の既保証がないこと	運転設備	1,000	1.8	5年(6月)	月賦	不要	不要	0.65 全額市助成	山口銀行 西京銀行 東山口信用金庫
新南陽市	無担保・無保証人資金	1 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業者については5人)以下であること 2 市内に1年以上継続して居住している個人、又は市内で1年以上事業を営んでいる法人であること 3 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること 4 市税を完納していること。また、市民税の所得割を有し、完納していること 5 信用保証協会の既保証がないこと	運転設備	1,000	1.8	5年(3月)	月賦	不要	不要	0.65 全額市助成	山口銀行 西京銀行 東山口信用金庫
熊毛町	(該当なし)										
鹿野町	(該当なし)										

平成12年度 融資実績

徳山市	1件	1,500千円
新南陽市	3件	7,000千円

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	制度融資・無担保無保証人資金		協議事項	補助金、交付金等の取扱い	
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
問 題 点		対 応 策		調 整 案	
<p>融資対象の条件 新南陽市は居住期間を1年以上必要とするが、徳山市はその要件がない。</p> <p>貸付期間・据置期間 貸付期間はすべて5年以内である。徳山市6ヶ月、新南陽市3ヶ月の据置期間がある。</p> <p>取扱金融機関 鹿野町は山口銀行のみであるが、徳山市、新南陽市は山口銀行、西京銀行、東山口信用金庫の3店である。</p> <p>保証付制度融資のため、山口県信用保証協会との協議が必要となる。</p>		<p>融資対象の条件 徳山市の例により、居住要件は設けない。</p> <p>貸付期間・据置期間 貸付期間は5年以内とし、据置期間は徳山市の例により6ヶ月とする。</p> <p>取扱金融機関 徳山市、新南陽市の例により、取扱金融機関は山口銀行、西京銀行、東山口信用金庫の3店とする。</p> <p>保証付制度融資のため、山口県信用保証協会との協議によっては、上記対応策の変更がありうる。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. (徳山市、新南陽市)の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	制度融資・開業資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	

現況

小規模事業者向け事業資金(開業資金)

平成14年4月1日現在

市町名	資金の名称	融資の対象	融資条件								取扱金融機関
			資金用途	限度額(万円)	年利(%)	貸付期間(据置)	償還方法	保証人	担保	保証料(%)	
徳山市	独立開業資金	1 常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業者については5人)以下であること 2 個人にあっては市内に住所を有し、法人にあっては市内に事務所を有すること 3 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること 4 開業する業種と同一業種の企業に6年以上の勤務経歴を有する24歳以上の者で、開業資金の1/3以上を準備し事業に着手していること 5 市税を滞納していないこと	運転設備	1,000	1.8	5年(6月)	月賦	1人以上	必要により徴求	0.65 全額市助成	山口銀行 西京銀行 東山口信用金庫
新南陽市	起業化支援資金	次の要件のすべてを備えた小規模企業者 1 市内に1年以上継続して居住している個人、又は市内で1年以上事業を営んでいる法人であること 2 市税を完納していること 3 融資対象業種であること 4 事業計画が適切であって、貸付金の償還能力があると認められていること。 上記要件をすべて備え、新たに事業を開始しようとする者で、次のいずれにも該当するもの 1 市内で新たな事業を興そうとするもので、直ちに事業化できる具体的計画を有するもの。 2 過去5年以内に銀行取引停止処分を受けたことがないもの。 3 開業に必要な資金の20%以上を自己資金として準備しているもの。	運転設備	1,000	1.8	5年(3月)	月賦	1人以上	原則不要	0.65 全額市助成	山口銀行 西京銀行 東山口信用金庫
熊毛町	(該当なし)										
鹿野町	(該当なし)										

平成12年度 融資実績

徳山市 なし  
 新南陽市 2件 5,700千円

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	制度融資・開業資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
問題点	対応策		調整案		
<p>融資対象の条件 (居住期間) 新南陽市は1年以上必要とするが、徳山市はその要件がない。</p> <p>(勤務経歴・対象年齢) 徳山市は6年以上の勤務経歴を有する24歳以上の者としているが、新南陽市は定めがない。</p> <p>(銀行取引停止処分) 新南陽市は過去5年以内に処分を受けていないことが必要であるが、徳山市はその要件がない。</p> <p>(資金の準備等) 新南陽市は20%以上としているが、徳山市は3分の1以上を準備し事業に着手しているが要件である。</p> <p>貸付期間・据置期間 貸付期間はすべて5年以内である。徳山市6ヶ月、新南陽市3ヶ月の据置期間がある。</p> <p>・山口県信用保証協会の保証付制度融資のため、当協会との協議が必要となる。</p>	<p>融資対象の条件 (居住期間) 徳山市の例により、居住要件は設けない。</p> <p>(勤務経歴・対象年齢) 新南陽市の例により、勤務経歴・対象年齢は設けない。</p> <p>(銀行取引停止処分) 徳山市の例により、銀行取引停止処分の要件は設けない。</p> <p>(資金の準備等) 新南陽市の例により、資金の準備は20%以上とし、徳山市の事業着手要件は除く。</p> <p>貸付期間・据置期間 貸付期間は5年以内とし、据置期間は徳山市の例により、6ヶ月とする。</p> <p>基本的に徳山市・新南陽市の例により調整するものとする。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. (徳山市、新南陽市)の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他( )</p>		

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	制度融資・一般資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	

現況

中小企業者向け事業資金(一般資金)

平成14年4月1日現在

市町名	資金の名称	融資の対象	融 資 条 件							取 扱 金 融 機 関
			資金 使途	限度額 (万円)	年利 (%)	貸付期間 (据置)	償 還 方 法	保証人	担保	
徳山市	一般資金	1 中小企業信用保険法に規定する中小企業者であること 2 個人にあっては市内に住所を有し、法人にあっては市内に事務所を有すること 3 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること 4 現事業の営業経歴を1年以上継続して有すること 5 市税を滞納していないこと	運転 設備	1,500	5年以内 1.9 5年超 2.1	運転5年 (6月) 設備10 年 (1年)	月賦	1人以上	必要により 徴求	山口銀行 西京銀行 東山口信用金庫 商工中金徳山支店
	組合資金	1 中小企業等協同組合法等に基づいて設立された組合であること 2 個人にあっては市内に住所を有し、法人にあっては市内に事務所を有すること 3 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること 4 現事業の営業経歴を1年以上継続して有すること 5 市税を滞納していないこと	運転 設備	5,000	1.9	5年 (1年)	月賦	1人以上	必要により 徴求	山口銀行 西京銀行 東山口信用金庫 商工中金徳山支店
新南陽市	中小企業者運転資金	1 中小企業基本法に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律等に基づいて設立された組合であること 2 市内に1年以上継続して居住している個人又は市内で1年以上事業を営んでいる法人であること 3 市税を完納していること 4 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること	運転	1,000 組合2,000	1.9	5年 (6月)	月賦	1人以上	必要により 徴求	山口銀行 西京銀行 東山口信用金庫 商工中金徳山支店
	中小企業者設備資金	同上	設備	1,500 組合3,000	2.0	7年 (6月)	同上	同上	同上	同上
熊毛町	(該当なし)									
鹿野町	(該当なし)									

平成12年度 融資実績

徳山市	一般資金	10件	59,980千円
	組合資金	なし	
新南陽市	運転資金	2件	15,000千円
	設備資金	なし	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	制度融資・一般資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
問題点	対応策		調整案		
<p>・貸付対象により限度額、期間等が異なる。</p> <p><b>(貸付対象：中小企業者)</b>            貸付限度額            徳山市：運転資金、設備資金 1500万円            新南陽市：運転資金 1000万円、設備資金 1500万円</p> <p>貸付期間及び貸付金利            徳山市：設備資金 金利 2.1% 期間 10年            新南陽市：設備資金 金利 2.0% 期間 7年</p> <p>据置期間            徳山市：運転資金 6ヶ月、設備資金 1年            新南陽市：運転資金 6ヶ月、設備資金 6ヶ月</p> <p><b>(貸付対象：組合)</b>            貸付限度額            徳山市：運転資金、設備資金 5000万円            新南陽市：運転資金 2000万円、設備資金 3000万円</p> <p>貸付期間及び貸付金利            徳山市：設備資金 金利 1.9% 期間 5年            新南陽市：設備資金 金利 2.0% 期間 7年</p> <p>据置期間            徳山市：運転資金 1年、設備資金 1年            新南陽市：運転資金 6ヶ月、設備資金 6ヶ月</p>	<p><b>(貸付対象：中小企業者)</b>            貸付限度額            徳山市の例により、運転資金についても、1500万円とする。</p> <p>貸付期間及び貸付金利(設備資金)            貸付期間 7年の場合 金利 2.0%            貸付期間 10年の場合 金利 2.1% とする。</p> <p>据置期間            徳山市の例により、運転資金 6ヶ月、設備資金 1年とする。</p> <p><b>(貸付対象：組合)</b>            貸付限度額            徳山市の例により運転資金、設備資金とも 5000万円とする。</p> <p>貸付金利及び貸付期間(設備資金)            新南陽市の例により、貸付期間 7年の場合 金利 2.0%とする。</p> <p>据置期間            徳山市の例により、運転資金、設備資金とも 1年とする。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。            ( ) 2. (徳山市、新南陽市)の例により調整する。            ( ) 3. 新たに制度等を創設する。            ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。            ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。            ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他( )</p>		

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	制度融資・施設整備資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	

現況

中小企業者向け事業資金(施設整備資金)

平成14年4月1日現在

市町名	資金の名称	融資の対象	融資条件								取扱金融機関
			資金用途	限度額(万円)	年利(%)	貸付期間(据置)	償還方法	保証人	担保	保証料(%)	
徳山市	商業施設整備資金	1 中小企業信用保険法に規定する中小企業者及び中小企業等協同組合法等に基づいて設立された組合であること(ただし、小売業・サービス業を営むもの) 2 個人にあっては市内に住所を有し、法人にあっては市内に事務所を有すること 3 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること 4 市税を滞納していないこと 5 市内の店舗等の新築、増改築及び改装資金(土地取得費を除く)に要する資金であること	設備	3,000	1.8	10年(1年)	月賦	1人以上	必要により徴求		山口銀行 西京銀行 東山口信用金庫 商工中金徳山支店
	中小企業近代化資金	1 中小企業信用保険法に規定する中小企業者であること 2 個人にあっては市内に住所を有し、法人にあっては市内に事務所を有すること 3 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること 4 市税を滞納していないこと 5 次のいずれかに要する資金であること 設備の近代化を促進するための機械器具類の購入、店舗、事務所並びに工場の新築又は増改築、駐車場の設備、従業員の福祉施設の新築又は増改築	設備	1,000	1.8	5年(1年)	月賦	2人以上	必要により徴求	0.75	山口銀行 西京銀行 東山口信用金庫
新南陽市	商店街近代化資金	1 中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法に定める組合 2 市長が特に認める団体(組織、経済基盤が強固で持続性があり、4人以上の構成員を有するもの) 3 共同利便施設については次のいずれかに要する資金であること アーケード、カラー舗装、街路灯、駐車場、その他市長が認めるもの	設備	共同利便施設 5,000	1.8	10年(2年)	月賦	金融機関 所定の方法	金融機関 所定の方法	金融機関 所定の方法	山口銀行 西京銀行 東山口信用金庫 商工中金徳山支店
				共同店舗の新設 10,000							
熊毛町	(該当なし)										
鹿野町	(該当なし)										

平成12年度 融資実績

徳山市	商業施設整備資金	なし
	中小企業近代化資金	1件 10,000千円
新南陽市	商店街近代化資金	なし

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	制度融資・施設整備資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
問 題 点		対 応 策		調 整 案	
<p>徳山市の中小企業近代化資金は山口県信用保証協会の保証付制度融資であるが、徳山市の商業施設整備資金及び新南陽市の商店街近代化資金は、プロパー制度融資である。</p> <p>融資限度額、貸付期間、取扱金融機関が異なる。</p>		<p>新南陽市の商店街近代化資金は、徳山市では商店街活性化対策事業補助金又は中小企業高度化事業資金等利子補給金で対応している。</p> <p>新南陽市においては、商店街振興組合がなく利用が少ないことから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、補助金での対応も含め総合的な検討が必要である。</p>		<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	制度融資・季節資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	

現 況

中小企業者向け事業資金(季節資金)

平成14年4月1日現在

市町名	資金の名称	融資の対象	融 資 条 件								取扱金融機関
			資金 使途	限度額 (万円)	年利 (%)	貸付期間 (据置)	償還 方法	保証人	担保	保証料 (%)	
徳山市	季節資金	1 中小企業信用保険法に規定する中小企業者及び中小企業等協同組合法等に基づいて設立された組合であること 2 個人にあっては市内に住所を有し、法人にあっては市内に事務所を有すること 3 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること 4 市税を滞納していないこと	運 転	1,000	1.9	6月	月賦 又は 一括	1人以上	必要により 徴求		山口銀行 西京銀行 東山口信用金庫 商工中金徳山支店
新南陽市	中小企業者季節資金	1 中小企業基本法に規定する中小企業者であること 2 市内に1年以上継続して居住している個人又は市内で1年以上事業を営んでいる法人であること 3 市税を完納していること 4 中小企業信用保険法施行令に規定する業種と同一業種であること	運 転	900	2.0	6月	月賦 又は 一括	1人以上	必要により 徴求		山口銀行 西京銀行 東山口信用金庫 商工中金徳山支店
熊毛町	(該当なし)										
鹿野町	(該当なし)										

平成12年度 融資実績

徳山市	204件	1,026,770千円
新南陽市	119件	489,100千円

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	商工業	小項目	各種事業
事業名	制度融資・季節資金		協議事項	補助金、交付金等の取扱い	
専門部会名	経済		分科会名	商工観光	
問 題 点			対 応 策		調 整 案
<p>融資限度額 徳山市は1,000万円であるが、新南陽市は900万円である。</p> <p>利率 徳山市1.9%、新南陽市2.0%である。</p>			<p>融資限度額 徳山市の例により調整する。</p> <p>利率 徳山市の例により取扱金融機関と調整する。</p> <p>・制度の相違はあるが、基本的には徳山市、新南陽市の制度を調整することとなる。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. (徳山市、新南陽市)の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他( )</p>

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	消費者対策の状況	小項目	消費者啓発推進事業
事業名	消費者団体の育成			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	住民部会	分科会名	生活	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>消費者団体の育成</p> <p>団体名称 徳山消費者協会</p> <p>(目的) 消費生活の向上に資するため広く消費者の連携を図り消費者利益追求のため経済活動を推進し、健全な経済社会の進展に寄与すること</p> <p>(事業内容) 消費生活改善合理化のための知識修得 消費経済に関する調査研究 消費問題について情報資料の収集・提供 関係業界業者との交流 商品検査・研究 組織活動の研究及び推進 関係行政機関・関係団体・関係教育機関等との連絡 その他必要な事業</p> <p>(事業年度) 毎年4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>(経費) 会費(会員年額500円)・補助金及びその他の収入をもってあてる 徳山市消費者協会活動費補助金 年額 196,000円(平成12年度)</p> <p>(事務局) 徳山市生活安全課に置く</p>		<p>消費者団体の育成</p> <p>団体名称 新南陽消費生活研究会</p> <p>(目的) 地域に生活する消費者が、消費問題について地域の特性を生かして、自主的に研修し、消費生活の安定と向上を図るため会員相互が研究を行うこと</p> <p>(事業内容) 消費生活に関する調査・研究 消費生活に関する情報交換、資料の収集・提供 消費生活に関する学習会等の開催 その他目的を達成するために必要な事項</p> <p>(事業年度) 毎年4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>(経費) 会費(会員年額500円)・補助金及びその他の収入をもってあてる 新南陽市消費生活研究会補助金 年額 80,000円(平成12年度)</p> <p>(事務局) 新南陽市産業振興課に置く</p>		<p>消費者団体の育成</p> <p>団体名称 熊毛町消費生活を考える会</p> <p>(目的) 会員は、日常生活における消費問題、資源再利用問題等について研修を重ね、会員自らを含め、広報活動等を通じて、町民の安全で健全な消費生活を確立する</p> <p>(事業内容) 県等主催の各種研修会や会合に参加 全世帯へ作成のパンフレット等配布 成人式、敬老会等行事の際パンフレット配布 広報紙による啓発 会員の相互交流会 その他必要事業</p> <p>(事業年度) 毎年4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>(経費) 会費(会員年額300円)・補助金は平成11年度から廃止</p> <p>(事務局) 熊毛町役場産業振興課商工観光係 内  熊毛町消費生活を考える会 会則</p>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	消費者対策の状況	小項目	消費者啓発推進事業
事業名	消費者団体の育成			協議事項	補助金・交付金等の取扱い
専門部会名	住民部会	分科会名	生活	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題	
消費者団体 未設置				新市においては、団体がひとつになることが望ましいが、各団体の活動内容、設立趣旨が異なるため、団体間の協議調整が必要となる。	
				対 応 策	
				各市町の消費者団体の意向を尊重するため、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。	
				調 整 案	
				<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ( )の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。 その他( )	
根 拠 法 令 等					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済			中項目	観光			小項目	各種事業		
事業名	観光振興事業			分科会名	商工観光			協議事項	補助金、交付金等の取扱い		
専門部会名	経済			分科会名	商工観光			コード			
現況											
徳山市				新南陽市				熊毛町			
平成12年度の実績(単位:千円)				平成12年度の実績(単位:千円)				平成12年度の実績(単位:千円)			
補助金等の名称	支出先	決算額	目的・内容	補助金等の名称	支出先	決算額	目的・内容	補助金等の名称	支出先	決算額	目的・内容
徳山市観光協会運営費補助金	徳山市観光協会	8,829	徳山市観光協会に対する補助	新南陽市観光協会補助金	新南陽市観光協会	720	新南陽市観光協会に対する補助	熊毛町観光協会補助金	熊毛町観光協会	750	熊毛町観光協会に対する補助
徳山のんた祭開催費補助金	徳山市観光協会	8,000	10月28日~29日 中心市街地で開催	富田川を美しくする会補助金	富田川を美しくする会	90	富田川に鯉の放流、植樹帯の設置に対する補助	地域活性化事業補助金	熊毛町商工会	782	熊毛町ふるさと物産展に対する補助
春まつり開催費補助金	徳山市観光協会	800	3月25日~4月16日周南緑地公園・徳山市動物園で開催	高瀬の旬をクィーン祭補助金	高瀬の旬をクィーン祭実行委員会	144	毎年4月下旬高瀬サン・スポーツランド周辺で開催				
冬のツリーまつり開催費補助金	徳山市観光協会 徳山商工会議所	3,500 3,600	12月1日~28日御幸通一帯で開催	サンフェスタしんなんよう補助金	サンフェスタしんなんよう実行委員会	12,000	8月第1土曜日 新南陽駅前政所周辺で開催 花火大会も併せて開催				
湯野温泉事業協同組合活動費補助金	湯野温泉事業協同組合	157	湯野温泉の旅館事業所等への配湯事業を円滑にし、観光客誘致に務める	生活物産展補助金	新南陽市商工会議所	1,000	ふるさとふれあい生活物産展に要する経費の補助				
観光宣伝隊派遣費補助金	徳山市観光協会	438	観光宣伝、観光客の誘致								
ミュージカルナイター開催費補助金	徳山商工会議所	2,700	8月26日 徳山市野球場で開催								
ふるさと徳山大花火大会開催費補助金	徳山市観光協会	1,500	7月22日 徳山競艇場で開催								
花とワインフェスティバル開催費補助金	花とワインフェスティバル運営委員会	6,000	5月22日~23日 徳山市陸上競技場で開催								
大徳山夏まつり補助金	徳山商工会議所	1,156	7月26日 徳山市平和通一帯で開催								

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	観光	小項目	各種事業																				
事業名	観光振興事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い																				
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード																					
現況				分 析																					
鹿 野 町				問 題 点																					
平成12年度の実績(単位:千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補助金等の名称</th> <th>支出先</th> <th>決算額</th> <th>目的・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鹿野町観光協会補助金</td> <td>鹿野町観光協会</td> <td>500</td> <td>鹿野町観光協会に対する補助</td> </tr> <tr> <td>仮装盆踊り大会助成金</td> <td>鹿野町商工会</td> <td>300</td> <td>役場前にて伝統芸能のさんさ踊りを仮装競演盆踊り大会として開催する</td> </tr> <tr> <td>冬の花火 in かの助成金</td> <td>鹿野町青年団</td> <td>1,000</td> <td>鹿野町に定着してきた冬のイベントとして花火大会を開催</td> </tr> <tr> <td>鹿夢鹿夢フェスタ助成金</td> <td>鹿野町商工会青年部</td> <td>1,100</td> <td>鹿野町総合体育館前にて、各種イベントを開催</td> </tr> </tbody> </table>				補助金等の名称	支出先	決算額	目的・内容	鹿野町観光協会補助金	鹿野町観光協会	500	鹿野町観光協会に対する補助	仮装盆踊り大会助成金	鹿野町商工会	300	役場前にて伝統芸能のさんさ踊りを仮装競演盆踊り大会として開催する	冬の花火 in かの助成金	鹿野町青年団	1,000	鹿野町に定着してきた冬のイベントとして花火大会を開催	鹿夢鹿夢フェスタ助成金	鹿野町商工会青年部	1,100	鹿野町総合体育館前にて、各種イベントを開催	実情に応じて補助しているため、補助対象、補助額等が異なる。  各市町とも観光協会があり、補助金を交付している。	
補助金等の名称	支出先	決算額	目的・内容																						
鹿野町観光協会補助金	鹿野町観光協会	500	鹿野町観光協会に対する補助																						
仮装盆踊り大会助成金	鹿野町商工会	300	役場前にて伝統芸能のさんさ踊りを仮装競演盆踊り大会として開催する																						
冬の花火 in かの助成金	鹿野町青年団	1,000	鹿野町に定着してきた冬のイベントとして花火大会を開催																						
鹿夢鹿夢フェスタ助成金	鹿野町商工会青年部	1,100	鹿野町総合体育館前にて、各種イベントを開催																						
				対 応 策																					
				当分の間現行どおりとするが、各地域間で格差が生じないように調整する。 ただし、観光協会については、出きるだけ早い時期に一元化を図り、補助金を一本化する方向で調整する。																					
				調 整 案																					
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他 ( )																					

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	労働	小項目	勤労福祉対策事業																																								
事業名	勤労者小口資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い																																								
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード																																									
現況																																													
徳山市		新南陽市		熊毛町																																									
<p>中小企業勤労者小口資金</p> <p>(1) 貸付対象 市内に1年以上居住する者 同一事業所に、1年以上引き続いて勤務している中小企業勤労者又は共済加入者。ただし、離職時の事業所に1年以上勤務し、離職を余儀なくされた勤労者で離職後1年以内に再就職した者は、勤続1年未満であっても対象とする。 市税を完納していること 返済能力を有している者であること</p> <p>(2) 貸付条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金区分</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学教育資金</td> <td>300万円</td> <td>10年以内(4年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、在学中に限る。)</td> </tr> <tr> <td>育児・介護休業資金</td> <td>100万円</td> <td>5年以内(1年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、育児・介護休業期間に限る。)</td> </tr> <tr> <td>冠婚葬祭・療養・災害資金</td> <td>100万円</td> <td>4年以内</td> </tr> <tr> <td>その他の資金</td> <td>70万円 (緊急資金20万円)</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 取扱金融機関 山口県労働金庫、東山口信用金庫、山口銀行、西京銀行</p> <p>(4) 預託金の負担 県1/2、市1/2</p> <p>(5) 協調倍率 1.5倍</p> <p>(6) 平成12年度実績 3件 4,400千円</p>		資金区分	貸付限度額	貸付期間	大学教育資金	300万円	10年以内(4年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、在学中に限る。)	育児・介護休業資金	100万円	5年以内(1年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、育児・介護休業期間に限る。)	冠婚葬祭・療養・災害資金	100万円	4年以内	その他の資金	70万円 (緊急資金20万円)	3年以内	<p>中小企業勤労者小口資金</p> <p>(1) 貸付対象 市内に1年以上居住する者 同一事業所に、1年以上引き続いて勤務している中小企業勤労者又は共済加入者。ただし、離職時の事業所に1年以上勤務し、離職を余儀なくされた勤労者で離職後1年以内に再就職した者は、勤続1年未満であっても対象とする。 市税を完納していること 返済能力を有している者であること</p> <p>(2) 貸付条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金区分</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学教育資金</td> <td>300万円</td> <td>10年以内(4年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、在学中に限る。)</td> </tr> <tr> <td>育児・介護休業資金</td> <td>100万円</td> <td>5年以内(1年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、育児・介護休業期間に限る。)</td> </tr> <tr> <td>冠婚葬祭・療養・災害資金</td> <td>100万円</td> <td>4年以内</td> </tr> <tr> <td>その他の資金</td> <td>70万円 (緊急資金20万円)</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 取扱金融機関 山口県労働金庫、東山口信用金庫、山口銀行、西京銀行</p> <p>(4) 預託金の負担 県1/2、市1/2</p> <p>(5) 協調倍率 1.5倍</p> <p>(6) 平成12年度実績 1件 900千円</p>		資金区分	貸付限度額	貸付期間	大学教育資金	300万円	10年以内(4年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、在学中に限る。)	育児・介護休業資金	100万円	5年以内(1年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、育児・介護休業期間に限る。)	冠婚葬祭・療養・災害資金	100万円	4年以内	その他の資金	70万円 (緊急資金20万円)	3年以内	<p>中小企業勤労者小口資金</p> <p>(1) 貸付対象 町内に1年以上居住する者 同一事業所に、1年以上引き続いて勤務している中小企業者。ただし、離職時の事業所に1年以上勤務し、離職を余儀なくされた勤労者で離職後1年以内に再就職した者は、勤続1年未満であっても対象とする。 市町村税を完納していること 返済能力を有する者であること</p> <p>(2) 貸付条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金区分</th> <th>貸付限度額</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学教育資金</td> <td rowspan="3">70万円 (緊急資金20万円)</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>冠婚葬祭・療養・災害資金</td> <td>3年以内</td> </tr> <tr> <td>その他の資金</td> <td>3年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 取扱金融機関 山口銀行</p> <p>(4) 預託金の負担 県1/2、町1/2</p> <p>(5) 協調倍率 2倍</p> <p>(6) 平成12年度実績 9件 4,573千円</p>		資金区分	貸付限度額	貸付期間	大学教育資金	70万円 (緊急資金20万円)	3年以内	冠婚葬祭・療養・災害資金	3年以内	その他の資金	3年以内
資金区分	貸付限度額	貸付期間																																											
大学教育資金	300万円	10年以内(4年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、在学中に限る。)																																											
育児・介護休業資金	100万円	5年以内(1年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、育児・介護休業期間に限る。)																																											
冠婚葬祭・療養・災害資金	100万円	4年以内																																											
その他の資金	70万円 (緊急資金20万円)	3年以内																																											
資金区分	貸付限度額	貸付期間																																											
大学教育資金	300万円	10年以内(4年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、在学中に限る。)																																											
育児・介護休業資金	100万円	5年以内(1年以内の据置を含む。ただし、据置期間は、育児・介護休業期間に限る。)																																											
冠婚葬祭・療養・災害資金	100万円	4年以内																																											
その他の資金	70万円 (緊急資金20万円)	3年以内																																											
資金区分	貸付限度額	貸付期間																																											
大学教育資金	70万円 (緊急資金20万円)	3年以内																																											
冠婚葬祭・療養・災害資金		3年以内																																											
その他の資金		3年以内																																											
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																																									
徳山市中小企業勤労者小口資金貸付要綱		新南陽市中小企業勤労者小口資金貸付要綱																																											

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	労働	小項目	勤労福祉対策事業										
事業名	勤労者小口資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い										
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード											
現況				分 析 点											
鹿 野 町				問 題 点											
<p>中小企業勤労者小口資金</p> <p>(1) 貸付対象 町内に1年以上居住する者 同一事業所に、1年以上引き続き勤務している中小企業者。ただし、離職時の事業所に1年以上勤務し、離職を余儀なくされた勤労者で離職後1年以内に再就職した者は、勤続1年未満であっても対象とする。 市町村税を完納していること 返済能力を有する者であること</p> <p>(2) 貸付条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金区分</th> <th style="text-align: center;">貸付限度額</th> <th style="text-align: center;">貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学教育資金</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">70万円 (緊急資金20万円)</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> </tr> <tr> <td>冠婚葬祭・療養・災害資金</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> </tr> <tr> <td>その他の資金</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 取扱金融機関 山口銀行</p> <p>(4) 預託金の負担 県1/2、町1/2</p> <p>(5) 協調倍率 2倍</p> <p>(6) 平成12年度実績 なし</p>				資金区分	貸付限度額	貸付期間	大学教育資金	70万円 (緊急資金20万円)	3年以内	冠婚葬祭・療養・災害資金	3年以内	その他の資金	3年以内	<p>市(徳山市・新南陽市)と町(熊毛町・鹿野町)で制度が異なる。</p>	
資金区分	貸付限度額	貸付期間													
大学教育資金	70万円 (緊急資金20万円)	3年以内													
冠婚葬祭・療養・災害資金		3年以内													
その他の資金		3年以内													
				対 応 策											
				<p>県と協調して実施している制度であり、市の内容にあわせていく。</p>											
				調 整 案											
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. (徳山市、新南陽市)の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>											
根 拠 法 令 等				根 拠 法 令 等											
鹿野町中小企業勤労者小口資金貸付要綱				その他( )											

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	労働	小項目	勤労福祉対策事業
事業名	退職金掛金補助事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現 況					
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町	
<p><b>中小企業退職金共済掛金補助金</b></p> <p>(1) 適用制度 中小企業退職金共済制度</p> <p>(2) 補助の対象 中小企業退職金共済法第2条第1項に規定する中小企業者 市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること 市税を完納していること</p> <p>(3) 補助金の額(従業員一人あたり) 最低掛金月額1/5以内(月額600円を限度とする)</p> <p>(4) 交付期間 1年間</p> <p>(5) 平成12年度実績 513件 1,762千円</p>		<p><b>中小企業退職金共済掛金補助金</b></p> <p>(1) 適用制度 中小企業退職金共済制度 特定退職金共済制度</p> <p>(2) 補助の対象 中小企業退職金共済法第2条第1項に規定する中小企業者 市内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること 市税を完納していること</p> <p>(3) 補助金の額(従業員一人あたり) 最低掛金月額1/5以内(月額1,000円)</p> <p>(4) 交付期間 1年間</p> <p>(5) 平成12年度実績 406件 2,960千円</p>		<p><b>中小企業退職金共済掛金補助金</b></p> <p>(1) 適用制度 中小企業退職金共済制度</p> <p>(2) 補助の対象 中小企業退職金共済法第2条第1項に規定する中小企業者 町内において引き続き1年以上同一事業を営んでいること 市税を完納していること 共済掛金を納付していること</p> <p>(3) 補助金の額(従業員一人あたり) 月額400円</p> <p>(4) 交付期間 1年間</p> <p>(5) 平成12年度実績 5件 85千円</p>	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等	
徳山市中小企業退職金共済掛金助成要綱		新南陽市中小企業退職金共済等掛金補助金交付要綱		熊毛町中小企業退職金共済掛金補助金交付要綱	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	労働	小項目	勤労福祉対策事業
事業名	退職金掛金補助事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題 点	
該当なし				<p>補助対象の共済制度について、徳山市、熊毛町は中小企業退職金共済制度のみであるが、新南陽市は特定退職金共済制度を範囲に含めている。</p> <p>補助金の額について、熊毛町は定額であるが、徳山市、新南陽市は最低掛金に対する割合である。</p>	
				対 応 策	
				補助率の高い新南陽市の例により調整する。	
				調 整 案	
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. (新南陽市)の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		その他( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	労働	小項目	雇用対策事業
事業名	雇用対策事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現 況					
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町	
<b>雇用奨励金</b> (1) 目的 事業所等の設置を奨励し、経済の活性化と雇用の促進を図る。 (2) 要件 投下固定資産総額が1億円以上(中小企業者にあつては2,000万円以上、中小企業者以外の製造業を営むものにあつては5億円以上)で、かつ、投下固定資産総額のうち、建物と償却資産との取得額の合計額が5,000万円以上(中小企業にあつては1,000万円以上、中小企業者以外の製造業を営むものにあつては2億5,000万円以上)であること 都市計画区域外に設置される事業所等にあつては、都市計画区域の近隣商業地域の用途制限に適合するものであること。ただし、市長が特に定める地域については、この限りでない。 当該事業所等の設置について、本市の他の制度に基づく助成等を受けていないこと 別に規則で定める要件を満たすこと (3) 奨励金の額 新規雇用従業員1人につき20万円 (4) その他 平成17年3月31日まで (5) 平成12年度実績 なし		<b>新規雇用従業員奨励金</b> (1) 目的 事業所等の設置を促進し、経済の発展及び雇用機会の拡大を図る。 (2) 要件 市内に事業所等を有しない者が新たに事業所等を設置すること、又は市内に事業所等を有する者が異なる業種の事業所等を設置すること若しくは当該事業所等の操業を継続し、かつ、当該事業所等の事業を拡大する目的で、当該事業所等の敷地以外のところに新しく事業所等を設置すること 投下固定資産の総額が1億円(製造業を営む大企業にあつては3億円、中小企業等にあつては2,000万円)以上であること 事業所等の従業員数(日々の雇入れ者を除く)が操業開始日に10人(中小企業者にあつては4人)以上となること又は増加すること 公害防止に関する協定が必要と認められたとき、市と当該協定が締結できること 事業所等の操業開始日から起算して3年を経過した日(以下「経過日」という)までに新たに雇用した者のうち、当該事業所等の操業開始日から経過日の間に1年以上継続して雇用された者で、当該雇用期間中に新南陽市に1年以上継続して居住し、かつ、経過日に当該事業所等に雇用され新南陽市に居住している者を有すること (3) 奨励金の額 1人につき20万円 (4) その他 平成15年3月31日まで (5) 平成12年度実績 なし		該当なし	
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等	
徳山市産業等活性化条例		新南陽市事業所等設置奨励条例 新南陽市事業所等設置奨励条例施行規則			

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	労働	小項目	雇用対策事業
事業名	雇用対策事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード	
現況				分 析	
鹿 野 町				問 題 点	
<p><b>雇用奨励金</b></p> <p>(1) 目的 工場の新設又は拡充により産業の振興を図る。</p> <p>(2) 要件 投資額が2,000万円以上 常時使用する従業員が10人以上 工場の新設に伴い当該工場が鹿野町に住所を有する者の雇用</p> <p>(3) 奨励金の額 新たに雇用した正規の従業員数に5万円を乗じて得た額 最高3,000万円、1年間のみ)</p> <p>(5) 平成12年度実績 なし</p> <p><b>就業奨励金</b></p> <p>(1) 目的 わかもの定住促進のため、奨励措置を講じ、地域の活性化を図る。</p> <p>(2) 対象者 鹿野町民以外の住民であった者が、鹿野町に転入し、住民としての届出をした日から1年以内に事業所に就業した者(転入就業者) 鹿野町以外の住民で、事業所に就業している者が、鹿野町に転入し、住民として届出をした日から1年以上経過し、引き続き就業している者(就業転入者) 鹿野町の住民で、事業所に1年以上就業している者(一般就業者)</p> <p>(3) 補助額(3年間交付) 転入就業者 年額4万円 就業転入者 年額4万円 一般就業者 年額2万円 (町内の事業所に就業した場合は1万円を加算)</p> <p>(4) その他 平成15年3月31日まで</p> <p>(5) 平成12年度実績 3件 2,360千円</p>				<p>投下固定資産の要件が異なる 徳山市、新南陽市10,000万円以上、鹿野町2,000万円以上となっている。 (中小企業の場合、徳山市、新南陽市、鹿野町2,000万円以上となっている。)</p> <p>対象業種が異なる 鹿野町は工場のみを対象としているが、徳山市、新南陽市は事業所を対象としている。</p> <p>徳山市の「雇用奨励金」、新南陽市の「新規雇用従業員奨励金」、鹿野町の「就業奨励金」については、それぞれ平成16年度、平成14年度、平成14年度までの期限つきとなっているが、鹿野町の「雇用奨励金」には期限の定めがない。  鹿野町の「就業奨励金」は、対象となる給付期間が3年間である。</p>	
				対 応 策	
				<p>新南陽市の制度は、平成14年度までの時限つきとなっているが、徳山市の制度と似通っているため、徳山市と新南陽市の地区を対象として、新市発足時までに新たに制度を創設する。ただし、2市の事業所等設置奨励金(徳山市産業活性化条例、新南陽市事業所等接地奨励条例)との調整が必要となる。</p> <p>鹿野町の「就業奨励金」については、平成14年度で廃止する方向で検討されているが、廃止されても3年間の給付期間は確保する。 なお、鹿野町の「雇用奨励金」との調整を要することから、新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>	
				調 整 案	
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>	
根 拠 法 令 等				根 拠 法 令 等	
鹿野町工場誘致条例、鹿野町工場誘致条例施行規則 鹿野町わかもの定住促進に関する条例、鹿野町わかもの定住就業奨励金交付規則、鹿野町わかもの定住就業奨励金交付要綱				その他( )	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	労働	小項目	勤労福祉対策						
事業名	その他の勤労福祉事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い						
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード							
現 況											
徳 山 市		新 南 陽 市		熊 毛 町							
平成 12 年度の実績 (単位: 千円)		平成 12 年度の実績 (単位: 千円)		平成 12 年度の実績 (単位: 千円)							
補助金等の名称	支出先	決算額	目的・内容	補助金等の名称	支出先	決算額	目的・内容	補助金等の名称	支出先	決算額	目的・内容
徳山市高齢者労働能力活用事業費補助金	(社)徳山市シルバー人材センター	12,070	徳山市シルバー人材センターに対する補助	勤労福祉共済会交付金	新南陽市勤労福祉共済会	90	新南陽市勤労福祉共済会に対する補助	勤労福祉共済会補助金	熊毛町勤労福祉共済会	135	熊毛町勤労福祉共済会に対する補助
労働団体文化体育関係活動費補助金	連合山口周南地域協議会	1,334	労働団体が実施する諸行事に対する補助	シルバー人材センター運営費補助金	(社)新南陽市シルバー人材センター	10,210	新南陽市シルバー人材センターに対する補助	光広域シルバー人材センター運営費等負担金	(社)光広域シルバー人材センター	4,324	光広域シルバー人材センターに対する補助
	周南地域労働者福祉対策事業実行委員会	204		周南地域労働団体補助金	連合山口周南地域協議会	225	連合山口周南地域協議会に対する補助				
市民労働福祉大学開催費補助金	徳山地区労働者福祉協議会	40	徳山地区労働者福祉協議会が主催する市民労働福祉大学に対する補助	労働者福祉協議会補助金	新南陽地区労働者福祉協議会	1,080	新南陽地区労働者福祉協議会に対する補助				
中小企業労働福祉活動費補助金	徳山中小企業労働福祉協議会	231	徳山中小企業労働福祉協議会に対する補助	勤労福祉センター運営費補助金	新南陽鉄工団地協同組合	656	雇用促進事業団から施設の運営委託を受けている				
				外国人研修生共同受入事業補助金	新南陽鉄工団地協同組合	500	中国からの技術研修生共同受入事業に対する補助				

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	労働	小項目	勤労福祉対策								
事業名	その他の勤労福祉事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い								
専門部会名	経済	分科会名	商工観光	コード									
現況				分析									
鹿野町				問題点									
平成12年度の実績(単位:千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">補助金等の名称</th> <th style="width: 25%;">支出先</th> <th style="width: 10%;">決算額</th> <th style="width: 40%;">目的・内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤労福祉共済会事業補助金</td> <td>鹿野町勤労福祉共済会</td> <td style="text-align: center;">150</td> <td>鹿野町勤労福祉共済会に対する補助</td> </tr> </tbody> </table>				補助金等の名称	支出先	決算額	目的・内容	勤労福祉共済会事業補助金	鹿野町勤労福祉共済会	150	鹿野町勤労福祉共済会に対する補助	各地域の実情に応じて補助しているため、補助対象、補助額等が異なる。	
補助金等の名称	支出先	決算額	目的・内容										
勤労福祉共済会事業補助金	鹿野町勤労福祉共済会	150	鹿野町勤労福祉共済会に対する補助										
				対応策									
				当分の間現行どおりとするが、各地域間で格差が生じないように調整する。 ただし、新南陽市、熊毛町、鹿野町にある勤労福祉共済会への補助金は、組織の一元化も含め調整する。									
				調整案									
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他 ( )									

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目																							
事業名	農業近代化資金		協議事項	補助金、交付金等の取扱い																							
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード																							
現況																											
徳山市		新南陽市		熊毛町																							
<p>1 補助対象</p> <p>(1) 農業(畜産業を含む。)又は林業を営むもの</p> <p>(2) 農業協同組合</p> <p>(3) 地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で市長が指定するもの</p> <p>2 貸付金の最高限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>農業協同組合等</td> <td>50,000万円</td> </tr> <tr> <td>農業を営むものの組織する団体で市長が定めるもの</td> <td>10,000万円</td> </tr> <tr> <td>前項のほか市長が特に必要と認めて承認したもの</td> <td>10,000万円</td> </tr> <tr> <td>その他の農業又は林業を営むもの</td> <td>1,200万円</td> </tr> </table> <p>3 融資機関 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会</p> <p>4 資金の種類、貸付利率 「山口県農業近代化資金助成要綱」に準ずる。</p> <p>5 12年度実績</p> <p>(1) 新規融資 なし</p> <p>(2) 利子補給 件数30件、金額1,426千円</p>		農業協同組合等	50,000万円	農業を営むものの組織する団体で市長が定めるもの	10,000万円	前項のほか市長が特に必要と認めて承認したもの	10,000万円	その他の農業又は林業を営むもの	1,200万円	<p>1 補助対象</p> <p>(1) 新南陽市内に住所又は主たる事務所を有し、農業(畜産業及び養蚕業を含む。)又は林業を営むもの</p> <p>(2) 新南陽市内の農業協同組合</p> <p>(3) 新南陽市森林組合</p> <p>2 貸付金の最高限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>農業協同組合及び森林組合</td> <td>150,000万円</td> </tr> <tr> <td>農業を営むものの組織する団体で市長が定めるもの</td> <td>20,000万円</td> </tr> <tr> <td>前項のほか市長が特に必要と認めて承認したもの</td> <td>20,000万円</td> </tr> <tr> <td>その他の農業又は林業を営むもの</td> <td>1,800万円</td> </tr> </table> <p>3 融資機関 農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会</p> <p>4 資金の種類、貸付利率 「山口県農業近代化資金助成要綱」に準ずる。</p> <p>5 12年度実績</p> <p>(1) 新規融資 なし</p> <p>(2) 利子補給 件数9件、金額129千円</p>		農業協同組合及び森林組合	150,000万円	農業を営むものの組織する団体で市長が定めるもの	20,000万円	前項のほか市長が特に必要と認めて承認したもの	20,000万円	その他の農業又は林業を営むもの	1,800万円	<p>1 補助対象</p> <p>(1) 農業(畜産業を含む。)を営むもの</p> <p>(2) 農業協同組合</p> <p>2 貸付金の最高限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>農業協同組合</td> <td>150,000万円</td> </tr> <tr> <td>農業を営むものの組織する団体で町長が定めるもの</td> <td>20,000万円</td> </tr> <tr> <td>その他の農業又は林業を営むもの</td> <td>1,800万円</td> </tr> </table> <p>3 融資機関 周南農業協同組合、山口県信用農業協同組合連合会、山口県生命建物共済農業協同組合連合会</p> <p>4 資金の種類、貸付利率 「山口県農業近代化資金助成要綱」に準ずる。</p> <p>5 12年度実績</p> <p>(1) 新規融資 件数3件、金額5,260千円</p> <p>(2) 利子補給 件数41件、金額314千円</p>		農業協同組合	150,000万円	農業を営むものの組織する団体で町長が定めるもの	20,000万円	その他の農業又は林業を営むもの	1,800万円
農業協同組合等	50,000万円																										
農業を営むものの組織する団体で市長が定めるもの	10,000万円																										
前項のほか市長が特に必要と認めて承認したもの	10,000万円																										
その他の農業又は林業を営むもの	1,200万円																										
農業協同組合及び森林組合	150,000万円																										
農業を営むものの組織する団体で市長が定めるもの	20,000万円																										
前項のほか市長が特に必要と認めて承認したもの	20,000万円																										
その他の農業又は林業を営むもの	1,800万円																										
農業協同組合	150,000万円																										
農業を営むものの組織する団体で町長が定めるもの	20,000万円																										
その他の農業又は林業を営むもの	1,800万円																										
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等																							
徳山市農業近代化資金助成条例 徳山市農業近代化資金助成条例施行規則		新南陽市農業近代化資金助成条例 新南陽市農業近代化資金助成条例施行規則		熊毛町農業近代化資金助成条例 熊毛町農業近代化資金助成条例施行規則																							

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目							
事業名	農業近代化資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い						
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード							
現況				分 析 点							
鹿 野 町				問 題 点							
<p>1 補助対象                  (1) 農業(畜産を含む。)又は林業を営むもの                  (2) 農業協同組合</p> <p>2 貸付金の最高限度額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>農業協同組合</td> <td style="text-align: right;">25,000万円</td> </tr> <tr> <td>農業を営むものの組織する団体で町長が定めるもの</td> <td style="text-align: right;">5,000万円</td> </tr> <tr> <td>その他の農業又は林業を営むもの</td> <td style="text-align: right;">600万円</td> </tr> </table> <p>3 融資機関                  周南農業協同組合、周南森林組合、山口県信用農業協同組合連合会、山口県生命建物共済農業協同組合連合会、山口銀行</p> <p>4 資金の種類、貸付利率                  「山口県農業近代化資金助成要綱」に準ずる。</p> <p>5 12年度実績                  (1) 新規融資 なし                  (2) 利子補給                  件数9件、金額49千円</p>				農業協同組合	25,000万円	農業を営むものの組織する団体で町長が定めるもの	5,000万円	その他の農業又は林業を営むもの	600万円	<p>内容的にはほとんど同じであるが、貸付限度額等が異なる。</p> <p>各市町の既貸付分の利子補給については、対応する必要がある。</p> <p>県農業近代化資金融通措置要綱が改正(H13.4.2)され、内容が変更となる。                  (林業が対象外となり、融資対象者、融資機関が変更。)                  県制度に準じた内容に改正する必要がある。</p>	
農業協同組合	25,000万円										
農業を営むものの組織する団体で町長が定めるもの	5,000万円										
その他の農業又は林業を営むもの	600万円										
				対 応 策							
				<p>各市町の既貸付分の利子補給については、現行のまま新市に引継ぐ。</p> <p>貸付限度額等について、県要綱に準じた新たな制度を創設する。</p>							
				調 整 案							
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。                  ( ) 2. ( ) の例により調整する。                  ( ) 3. 新たに制度等を創設する。                  ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。                  ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。                  ( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>							
根 拠 法 令 等				根 拠 法 令 等							
鹿野町農業近代化資金助成条例 鹿野町農業近代化資金助成条例施行規則				その他( )							

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	
事業名	非補助土地改良利子補給			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
現況					
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<b>非補助土地改良事業利子補給金</b> (1)目的 区域内の土地につき非補助土地改良事業を行う者に対して利子補給金を交付することにより、農業の生産力の維持及び増強に寄与する (2)補助対象 農林漁業金融公庫から資金を借り入れて非補助土地改良事業(土地改良事業の全部又は一部につき、国又は県から補助金が交付されない事業)を行う者。 (3)補助率 40/100 (4)12年度実績 なし		<b>非補助土地改良事業利子補給金</b> (1)目的 区域内の土地につき非補助土地改良事業を行う者に対して利子補給金を交付することにより、農業の生産力の維持及び増強に寄与する (2)補助対象 農林漁業金融公庫又は農業協同組合から資金を借り入れて非補助土地改良事業(土地改良事業の全部又は一部につき、国又は県及び市から補助金が交付されない事業)を行う者 (3)補助率 75/100 (4)12年度実績 なし		<b>非補助土地改良事業利子補給金</b> (1)目的 非補助土地改良事業を行う者に対して利子補給金を交付することにより、農業の生産力の維持及び増強に寄与する (2)融資対象 農林漁業金融公庫から資金を借り入れて非補助土地改良事業(土地改良事業の全部又は一部につき、国又は県から補助金が交付されない事業)を行う者 (3)補助率 40/100 (4)12年度実績 なし	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
徳山市非補助土地改良事業利子補給に関する条例 徳山市非補助土地改良事業利子補給に関する規則		新南陽市非補助土地改良事業利子補給に関する条例 新南陽市非補助土地改良事業利子補給に関する規則		熊毛町非補助土地改良事業利子補給に関する条例 熊毛町非補助土地改良事業利子補給に関する規則	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	
事業名	非補助土地改良利子補給			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
現況				分 析 点	
鹿 野 町				問 題 点	
非補助土地改良事業利子補給金 (1) 目的  及び市から補助金が交付				補助対象とする非補助土地改良事業の定義が異なる。 徳山市、熊毛町、鹿野町は、土地改良事業の全部又は一部につき、国又は県から補助金が交付されない事業を対象としているが、新南陽市は、国又は県及び市から補助金が交付されない事業を対象としている。  補助率について、徳山市、熊毛町及び鹿野町は 40 / 100 であるが、新南陽市は 75 / 100 である。	
				対 応 策	
				県利子補給補助金制度における非補助土地改良事業の定義は、国又は県から補助金が交付されない事業としていることから、これに揃える方向(徳山市、熊毛町、鹿野町の例)で調整する。なお、補助率については、対象事業とも関係するので、1市2町の40 / 100 とする方向で調整する。	
				調 整 案	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目																																																																																									
事業名	土地改良事業	分科会名	農林水産	協議事項	補助金、負担金等の取扱い																																																																																								
専門部会名	経済			コード																																																																																									
現況			現況																																																																																										
徳山市			新南陽市																																																																																										
<p><b>土地改良事業補助金</b></p> <p>(1)目的 農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるために行う土地改良事業に係る経費を補助する。</p> <p>(2)補助対象 土地改良区、その他市長が適当と認める団体</p> <p>(3)補助率等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農道整備事業</td> <td>道路、橋梁等の整備に係る経費</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>用排水対策事業</td> <td>用排水路、樋門、頭首工等の整備に係る経費</td> <td>80%以内</td> </tr> <tr> <td>農地防災事業</td> <td>ため池の整備に係る経費</td> <td>90%以内</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備事業</td> <td>区画整理等に係る経費</td> <td>60%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>国又は県の補助金の交付対象となるものはそれを控除する</p> <p>(4)12年度実績 国・県補助事業 件数 2件、市補助額：5,292千円 市単独補助事業 件数 41件、市補助額：18,201千円</p> <p><b>小規模土地改良事業補助金</b></p> <p>(1)目的 農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるために行う土地改良事業に係る経費を補助する。</p> <p>(2)補助対象 土地改良区、その他市長が適当と認める団体</p> <p>(3)補助率等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農道水路等</td> <td>30%(限度額 50万円)</td> </tr> <tr> <td>暗きょ排水</td> <td>30%(限度額 1,000円/m)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)12年度実績 なし</p> <p><b>単市農道維持修繕費補助金</b></p> <p>(1)目的 農道の機能を維持するために行う農道維持修繕事業に係る経費を補助する。</p> <p>(2)補助対象 土地改良区、その他市長が適当と認める団体</p> <p>(3)補助額 毎年度市長が定める額</p> <p>(4)12年度実績 件数 4件、市補助額：1,277千円</p>			区分	内容	補助率	農道整備事業	道路、橋梁等の整備に係る経費	90%以内	用排水対策事業	用排水路、樋門、頭首工等の整備に係る経費	80%以内	農地防災事業	ため池の整備に係る経費	90%以内	ほ場整備事業	区画整理等に係る経費	60%以内	区分	補助率	農道水路等	30%(限度額 50万円)	暗きょ排水	30%(限度額 1,000円/m)	<p><b>土地改良事業助成金</b></p> <p>(1)目的 農林業の生産性を向上し経営の合理化を図るために行う事業に対して助成する。</p> <p>(2)助成対象 土地改良区、農業協同組合、その他市長が適当と認める団体・個人</p> <p>(3)助成率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>区分</th> <th>助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農道及び橋梁整備事業</td> <td>補助事業</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td>単県事業</td> <td>89.5%</td> </tr> <tr> <td>単独事業</td> <td>85.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農村基盤総合整備</td> <td>補助事業</td> <td>95.0%</td> </tr> <tr> <td>補助事業</td> <td>91.0%</td> </tr> <tr> <td>補助事業</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ほ場整備事業</td> <td>単県事業</td> <td>86.0%</td> </tr> <tr> <td>単独事業</td> <td>80.0%</td> </tr> <tr> <td>補助事業</td> <td>94.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農道舗装事業</td> <td>単県事業</td> <td>89.5%</td> </tr> <tr> <td>単独事業</td> <td>85.0%</td> </tr> <tr> <td>補助事業</td> <td>88.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">かんがい排水事業</td> <td rowspan="3">一般</td> <td>単県事業</td> <td>82.0%</td> </tr> <tr> <td>単独事業</td> <td>75.0%</td> </tr> <tr> <td>補助事業</td> <td>88.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">暗渠排水</td> <td>同上小規模</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td>単県事業</td> <td>82.0%</td> </tr> <tr> <td>単独事業</td> <td>75.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">ため池新設改良</td> <td>補助事業</td> <td>92.0%</td> </tr> <tr> <td>単県事業</td> <td>82.0%</td> </tr> <tr> <td>単独事業</td> <td>75.0%</td> </tr> <tr> <td>小規模土地改良事業</td> <td>単独事業</td> <td>33.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)12年度実績 国・県補助事業、市単独助成事業 なし</p> <p><b>市街化区域農業用水路浚渫交付金</b></p> <p>(1)目的 市街化区域内農業用水路の水稲作付前の機能回復を図る。</p> <p>(2)交付対象 農業者(水利権者)</p> <p>(3)交付額 予算の範囲内(浚渫汚泥処理運搬車の借上げ料等)</p> <p>(4)12年度実績 件数 12件、市補助額：1,340千円</p>			事業名	区分	助成率	農道及び橋梁整備事業	補助事業	94.0%	単県事業	89.5%	単独事業	85.0%	農村基盤総合整備	補助事業	95.0%	補助事業	91.0%	補助事業	94.0%	ほ場整備事業	単県事業	86.0%	単独事業	80.0%	補助事業	94.0%	農道舗装事業	単県事業	89.5%	単独事業	85.0%	補助事業	88.0%	かんがい排水事業	一般	単県事業	82.0%	単独事業	75.0%	補助事業	88.0%	暗渠排水	同上小規模	90.0%	単県事業	82.0%	単独事業	75.0%	ため池新設改良	補助事業	92.0%	単県事業	82.0%	単独事業	75.0%	小規模土地改良事業	単独事業	33.3%	<p><b>小規模土地改良事業補助金</b></p> <p>(1)目的 農業の生産性の向上と経営の合理化を図るために行う土地改良事業に係る経費を補助する。</p> <p>(2)補助対象 個人又は団体</p> <p>(3)補助率等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>補助率等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農道、水路</td> <td>工事費の1/3(限度額 333千円)又は原材料費相当額</td> </tr> <tr> <td>暗きょ排水(田畑の排水対策のために行うもの)</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>その他市長が特に認めたもの</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)12年度実績 6件 477千円</p>			事業の種類	補助率等	農道、水路	工事費の1/3(限度額 333千円)又は原材料費相当額	暗きょ排水(田畑の排水対策のために行うもの)	同上	その他市長が特に認めたもの	同上
区分	内容	補助率																																																																																											
農道整備事業	道路、橋梁等の整備に係る経費	90%以内																																																																																											
用排水対策事業	用排水路、樋門、頭首工等の整備に係る経費	80%以内																																																																																											
農地防災事業	ため池の整備に係る経費	90%以内																																																																																											
ほ場整備事業	区画整理等に係る経費	60%以内																																																																																											
区分	補助率																																																																																												
農道水路等	30%(限度額 50万円)																																																																																												
暗きょ排水	30%(限度額 1,000円/m)																																																																																												
事業名	区分	助成率																																																																																											
農道及び橋梁整備事業	補助事業	94.0%																																																																																											
	単県事業	89.5%																																																																																											
	単独事業	85.0%																																																																																											
農村基盤総合整備	補助事業	95.0%																																																																																											
	補助事業	91.0%																																																																																											
	補助事業	94.0%																																																																																											
ほ場整備事業	単県事業	86.0%																																																																																											
	単独事業	80.0%																																																																																											
	補助事業	94.0%																																																																																											
農道舗装事業	単県事業	89.5%																																																																																											
	単独事業	85.0%																																																																																											
	補助事業	88.0%																																																																																											
かんがい排水事業	一般	単県事業	82.0%																																																																																										
		単独事業	75.0%																																																																																										
		補助事業	88.0%																																																																																										
	暗渠排水	同上小規模	90.0%																																																																																										
		単県事業	82.0%																																																																																										
		単独事業	75.0%																																																																																										
ため池新設改良	補助事業	92.0%																																																																																											
	単県事業	82.0%																																																																																											
	単独事業	75.0%																																																																																											
小規模土地改良事業	単独事業	33.3%																																																																																											
事業の種類	補助率等																																																																																												
農道、水路	工事費の1/3(限度額 333千円)又は原材料費相当額																																																																																												
暗きょ排水(田畑の排水対策のために行うもの)	同上																																																																																												
その他市長が特に認めたもの	同上																																																																																												
根拠法令等			根拠法令等																																																																																										
徳山市農林業振興事業に係る補助金等交付要綱			新南陽市土地改良事業及び林地開発事業助成に関する条例、新南陽市小規模土地改良事業補助金交付要綱																																																																																										

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目																																																																																
事業名	土地改良事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い																																																																															
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード																																																																																
現況			分析																																																																																	
熊毛町			鹿野町																																																																																	
<p><b>土地改良事業補助金</b></p> <p>(1)目的 農業振興地域内の、農用地域内の土地について農業の近代化を推進し、農業生産の向上と経営の合理化を図るために行う土地改良事業に係る経費を補助する。</p> <p>(2)補助対象 土地改良区、共同施行代表者、受益代表者</p> <p>(3)補助率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業の種類</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">国又は県の補助金のある事業</td> <td>農道整備事業</td> <td rowspan="3">元利償還金の55%</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水事業</td> </tr> <tr> <td>ため池整備事業</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">非補助土地改良事業</td> <td>ほ場整備事業(区画整理事業)</td> <td>元利償還金の60%</td> </tr> <tr> <td>農道整備事業</td> <td rowspan="4">元利償還金の65%</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水事業</td> </tr> <tr> <td>ため池整備事業</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備事業(区画整理事業)</td> </tr> </tbody> </table> <p>国又は県の補助金のある事業 補助金の額は、補助対象事業費から、国又は県の補助金額を差し引いた額で、融資機関から、融資を受けた額について、毎年度償還元金及び利子に補助率を乗じて得た額以内</p> <p>非補助土地改良事業 融資機関から、融資を受けた額について、毎年度償還元金及び利子に補助率を乗じて得た額以内</p> <p>(4)12年度実績 国・県補助事業 件数77件、町補助額：22,754千円 町単独補助事業 なし</p> <p><b>農業用道路の新設および改良事業補助金</b></p> <p>(1)目的 農業の近代化を推進し、農業の生産性の向上と農業所得の増大を図るために農業用道路の新設および改良事業に係る経費を補助する。</p> <p>(2)補助対象 農業(畜産業を含む。)を営む者の組織する団体</p> <p>(3)補助率 毎年度償還金に要する元金及び利息に相当する金額の1/2</p> <p>(4)12年度実績 なし</p>			事業の種類		補助率	国又は県の補助金のある事業	農道整備事業	元利償還金の55%	かんがい排水事業	ため池整備事業	非補助土地改良事業	ほ場整備事業(区画整理事業)	元利償還金の60%	農道整備事業	元利償還金の65%	かんがい排水事業	ため池整備事業	ほ場整備事業(区画整理事業)	<p><b>土地改良事業補助金</b></p> <p>(1)目的 生産、生活環境整備を促進するために行う土地改良事業に係る経費を補助する。</p> <p>(2)補助対象 農業者の団体(共同施行を含む) その他町長が適当と認める団体</p> <p>(3)補助率</p> <p>国・県補助事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業の種類</th> <th>町補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">国又は県の補助対象土地改良事業</td> <td>ほ場整備(県営)</td> <td>補助残の60%以内</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備(町営)</td> <td>補助残の55%以内</td> </tr> <tr> <td>かんがい排水</td> <td>補助残の50%以内</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>補助残の80%以内</td> </tr> <tr> <td>農道舗装</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>農道橋</td> <td>補助残の100%以内</td> </tr> <tr> <td>ため池</td> <td>補助残の70%以内</td> </tr> <tr> <td>危険ため池</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>コミュニティ施設</td> <td>補助残の50%以内</td> </tr> <tr> <td>災害復旧事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業用施設</td> <td>補助残の90%以内</td> </tr> <tr> <td>農地</td> <td>補助残の70%以内</td> </tr> <tr> <td>農道</td> <td>補助残の100%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>町単独補助事業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農道整備事業</td> <td>延長50m、幅員2m以上</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">農道橋整備事業</td> <td>幅員2m以上</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>幅員1.2m以上2m未満</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>農道舗装事業</td> <td>延長50m、幅員1.2m以上</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">かんがい排水事業</td> <td>30a以上1ha未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>原材料相当額</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ほ場整備事業</td> <td>県営ほ場整備事業</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>単独町費ほ場整備事業</td> <td>補助金相当額</td> </tr> <tr> <td>ため池等整備事業</td> <td>300立方m未満</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>危険ため池整備事業</td> <td>300立方m以上</td> <td>98%</td> </tr> <tr> <td>コミュニティ施設整備事業</td> <td>集落活動のための施設</td> <td>補助残の50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)12年度実績 国・県補助事業 件数29件、町補助額：89,359千円 町単独補助事業 件数6件、町補助額：1,063千円</p> <p><b>単独町費小規模暗渠排水事業補助金</b></p> <p>(1)目的 水田利用再編対策を推進するため小規模な暗渠排水事業を実施するものに対し事業費の一部を補助する。</p> <p>(2)補助対象 2名以上の共同施行者</p> <p>(3)補助率 50/100</p> <p>(4)12年度実績 件数1件、金額84千円</p>			事業の種類		町補助率	国又は県の補助対象土地改良事業	ほ場整備(県営)	補助残の60%以内	ほ場整備(町営)	補助残の55%以内	かんがい排水	補助残の50%以内	農道	補助残の80%以内	農道舗装	0	農道橋	補助残の100%以内	ため池	補助残の70%以内	危険ため池	0	コミュニティ施設	補助残の50%以内	災害復旧事業		農業用施設	補助残の90%以内	農地	補助残の70%以内	農道	補助残の100%以内	区分	内容	補助率	農道整備事業	延長50m、幅員2m以上	60%	農道橋整備事業	幅員2m以上	100%	幅員1.2m以上2m未満	70%	農道舗装事業	延長50m、幅員1.2m以上	90%	かんがい排水事業	30a以上1ha未満	50%	原材料相当額	100%	ほ場整備事業	県営ほ場整備事業	100%	単独町費ほ場整備事業	補助金相当額	ため池等整備事業	300立方m未満	70%	危険ため池整備事業	300立方m以上	98%	コミュニティ施設整備事業	集落活動のための施設	補助残の50%
事業の種類		補助率																																																																																		
国又は県の補助金のある事業	農道整備事業	元利償還金の55%																																																																																		
	かんがい排水事業																																																																																			
	ため池整備事業																																																																																			
非補助土地改良事業	ほ場整備事業(区画整理事業)	元利償還金の60%																																																																																		
	農道整備事業	元利償還金の65%																																																																																		
	かんがい排水事業																																																																																			
	ため池整備事業																																																																																			
ほ場整備事業(区画整理事業)																																																																																				
事業の種類		町補助率																																																																																		
国又は県の補助対象土地改良事業	ほ場整備(県営)	補助残の60%以内																																																																																		
	ほ場整備(町営)	補助残の55%以内																																																																																		
	かんがい排水	補助残の50%以内																																																																																		
	農道	補助残の80%以内																																																																																		
	農道舗装	0																																																																																		
	農道橋	補助残の100%以内																																																																																		
	ため池	補助残の70%以内																																																																																		
	危険ため池	0																																																																																		
	コミュニティ施設	補助残の50%以内																																																																																		
	災害復旧事業																																																																																			
農業用施設	補助残の90%以内																																																																																			
農地	補助残の70%以内																																																																																			
農道	補助残の100%以内																																																																																			
区分	内容	補助率																																																																																		
農道整備事業	延長50m、幅員2m以上	60%																																																																																		
農道橋整備事業	幅員2m以上	100%																																																																																		
	幅員1.2m以上2m未満	70%																																																																																		
農道舗装事業	延長50m、幅員1.2m以上	90%																																																																																		
かんがい排水事業	30a以上1ha未満	50%																																																																																		
	原材料相当額	100%																																																																																		
ほ場整備事業	県営ほ場整備事業	100%																																																																																		
	単独町費ほ場整備事業	補助金相当額																																																																																		
ため池等整備事業	300立方m未満	70%																																																																																		
危険ため池整備事業	300立方m以上	98%																																																																																		
コミュニティ施設整備事業	集落活動のための施設	補助残の50%																																																																																		
根拠法令等			根拠法令等																																																																																	
熊毛町土地改良事業特別助成条例、熊毛町農業用道路の新設および改良事業特別補助金交付条例、熊毛町農業用道路の新設および改良事業特別補助金交付条例施行規則			鹿野町土地改良事業費補助金交付要綱、単独町費小規模暗渠排水事業補助金交付要綱																																																																																	

事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目	
事業名	土地改良事業	分科会名	農林水産	協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
問 題 点		対 応 策		調 整 案	
<p>2市1町は各事業に対し補助しているが、熊毛町は、補助対象者が融資機関から、融資を受けた額について毎年度償還する元金及び利子に対し補助している。</p> <p>徳山市の小規模土地改良事業補助金は、単市補助であり、新南陽市の小規模土地改良事業(単市補助) 熊毛町の非補助土地支出改良事業(単町補助) 鹿野町の土地改良事業補助金(単町補助)に該当するが、補助率等が異なる。</p>		<p>熊毛町が実施している融資償還に対する補助制度は廃止し、2市1町が実施している各事業等に対する補助制度とする方向で調整する。</p> <p>継続事業については、当分の間現行どおりとするが、単年度で完了する事業については、出きるだけ早い時期に補助率等の調整を行う。</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目											
事業名	その他の振興事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い										
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード											
現況															
徳山市															
<p><b>中山間地域農地保全交付金</b></p> <p>(1) 目的 中山間地域等における耕作放棄地を防止し、農地等の持つ多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金を農業者に交付する。</p> <p>(2) 交付対象 協定に基づき5年以上継続して行われる農業生産活動等を行う農業者等</p> <p>(3) 交付額 水田の急傾斜(1/20以上)、小区画不整形水田21千円/10a</p> <p>(4) 12年度実績 11件、8,210千円</p>	<p><b>都濃肥牛生産奨励事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 都濃肥牛の銘柄確立と畜産振興を図る事業に係る経費を補助する。</p> <p>(2) 事業主体 農業協同組合、肉牛飼育農家が組織する団体又は肉用牛飼育農家</p> <p>(3) 補助率等</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> </tr> <tr> <td>素牛導入預託事業</td> <td>市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>仔牛生産奨励事業</td> <td>10,000円以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生産仔牛保留事業</td> <td>地域内保留20,000円以内/1頭</td> </tr> <tr> <td>自家保留10,000円以内/1頭</td> </tr> <tr> <td>肉牛出荷奨励事業</td> <td>市長が定める額</td> </tr> <tr> <td>その他、特に市長が認めたもの</td> <td>毎年度市長が定める額</td> </tr> </table> <p>(4) 12年度実績 1,378千円</p>	区分	補助率	素牛導入預託事業	市長が定める額	仔牛生産奨励事業	10,000円以内	生産仔牛保留事業	地域内保留20,000円以内/1頭	自家保留10,000円以内/1頭	肉牛出荷奨励事業	市長が定める額	その他、特に市長が認めたもの	毎年度市長が定める額	<p><b>新規就農者農地確保支援利子補給事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 農業経営基盤強化促進法第4条第1項で定める農用地等の購入に伴う経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 (社)山口県新規就農支援センター理事長に新規就農者として認定された者のうち、就農後3年以内の者</p> <p>(3) 補助額 当該業務に要する経費の1/2以内</p> <p>(4) 12年度実績 なし(平成14年度開始事業)</p>
区分	補助率														
素牛導入預託事業	市長が定める額														
仔牛生産奨励事業	10,000円以内														
生産仔牛保留事業	地域内保留20,000円以内/1頭														
	自家保留10,000円以内/1頭														
肉牛出荷奨励事業	市長が定める額														
その他、特に市長が認めたもの	毎年度市長が定める額														
<p><b>農業団体等育成対策事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 農業振興と農村の発展を図るため、その推進力となる農業団体等の育成、強化と活動促進に係る経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 農業協同組合、農業共済組合、農業者で組織する生産団体及びその連合体、農村の青年又は婦人が組織する団体、グループ及びその連合体、その他市長が特に認めた団体</p> <p>(3) 補助額 毎年度市長が定める額</p> <p>(4) 12年度実績 1,210千円</p>	<p><b>家畜改良増殖事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 家畜の改良増殖による優良家畜の生産を促進するとともに家畜人工授精技術の改善による畜産農家の経営安定に係る経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 農業協同組合、農業者で組織する団体等</p> <p>(3) 補助率等</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>補助率</th> </tr> <tr> <td>家畜人工授精対策事業</td> <td>施設資材、原材料の購入及び運営並びに振興対策に要する経費</td> <td>1/2以内</td> </tr> <tr> <td>施設整備事業</td> <td>測尺、計量、検査等の施設等に要する経費</td> <td>1/3以内</td> </tr> <tr> <td>黒毛和種優良母牛群育成事業</td> <td>繁殖雌子牛の保留</td> <td>定額 3,000円</td> </tr> </table> <p>(4) 12年度実績 158件、395千円</p>	区分	内容	補助率	家畜人工授精対策事業	施設資材、原材料の購入及び運営並びに振興対策に要する経費	1/2以内	施設整備事業	測尺、計量、検査等の施設等に要する経費	1/3以内	黒毛和種優良母牛群育成事業	繁殖雌子牛の保留	定額 3,000円	<p><b>新規就農資金利子補給費補助金</b></p> <p>(1) 目的 新規就農者が営農経営初期に必要とする経営資金の借入に係る利子を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 周南農業協同組合</p> <p>(3) 補助率 利子補給率 平成4年度承認分 4.6% 平成5年度承認分 4.0%</p> <p>(4) 12年度実績 171千円</p>	
区分	内容	補助率													
家畜人工授精対策事業	施設資材、原材料の購入及び運営並びに振興対策に要する経費	1/2以内													
施設整備事業	測尺、計量、検査等の施設等に要する経費	1/3以内													
黒毛和種優良母牛群育成事業	繁殖雌子牛の保留	定額 3,000円													
<p><b>農作物被害防止対策事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 有害鳥獣による農作物への被害が増大している中で、イノシシの被害防止対策を推進し、農家の生産意欲の確保と農家経営の安定に係る経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 農業協同組合、生産組織、集落組織</p> <p>(3) 対象事業 イノシシ防護柵の設置(トタン板、電気柵、フェンス)</p> <p>(4) 補助率 3/4以内</p> <p>(5) 補助条件 防護柵の基準単価:トタン板650円/m、電気柵530円/m(ソーラーパネルの場合690円/m)、フェンス740円/m</p> <p>(6) 12年度実績 なし(県補助期間:平成13~15年度)</p>	<p><b>農業後継者育成対策事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 農業後継者育成対策として、市内農家で来自立した農業経営者を志向する者が、新時代の農業者にふさわしい能力を修得するために行う研修及びグループの自主的な活動を促進する事業に係る経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 農業経営を志向する者及びグループ</p> <p>(3) 補助率等</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">チャレンジ研修支援事業</td> <td>チャレンジ研修支援事業</td> <td>150,000円/月</td> </tr> <tr> <td>トレーナー農家支援事業</td> <td>30,000円/月</td> </tr> <tr> <td>その他市長が特に認めた事業</td> <td></td> <td>毎年度市長が定める額</td> </tr> </table> <p>(4) 12年度実績 1件、2,160千円</p>	チャレンジ研修支援事業	チャレンジ研修支援事業	150,000円/月	トレーナー農家支援事業	30,000円/月	その他市長が特に認めた事業		毎年度市長が定める額						
チャレンジ研修支援事業	チャレンジ研修支援事業		150,000円/月												
	トレーナー農家支援事業	30,000円/月													
その他市長が特に認めた事業		毎年度市長が定める額													
<p><b>生産調整推進事務報償費</b></p> <p>(1) 目的 生産調整面積を全部の農家へ徹底を図り、生産調整を推進するための報償金</p> <p>(2) 支出先 農業連絡員(各集落世話人)</p> <p>(3) 報酬額 毎年度市長が定める額</p> <p>(4) 12年度実績 1,972千円</p>	<p><b>農業経営基盤強化資金利子補給事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 農業経営基盤強化資金の借入れに要する経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 農業経営基盤強化促進法に基づいて認定された認定農業者</p> <p>(3) 補助額 毎年度市長が定める額</p> <p>(4) 12年度実績 なし(平成14年度開始事業)</p>	<p><b>農業体験交流事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 国が定める中山間地域等直接支払交付金実施要綱に基づき、「がんばるやまぐち中山間地域」支援事業として認定を受けた事業を実施するのに必要とする経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 県が定める「がんばるやまぐち中山間地域支援事業実施要領」第2の2に該当する集落・組織。</p> <p>(3) 補助額 毎年度市長が定める額。ただし、限度額は1集落・組織当たり5百万円。</p> <p>(4) 12年度実績 なし(平成14年度開始事業)</p>													
<p><b>生産調整確認事務報償費</b></p> <p>(1) 目的 生産調整における転作確認事務(現地確認作業)への報償金</p> <p>(2) 支出先 地元精通者(地元農業委員)</p> <p>(3) 報酬額 毎年度市長が定める額</p> <p>(4) 12年度実績 1,068千円</p>															
根拠法令等															
徳山市農林業振興事業に係る補助金等交付要綱															

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目															
事業名	その他の振興事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い														
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード															
<b>現況</b>																			
<b>新南陽市</b>			<b>熊毛町</b>																
<b>中山間地域等直接支払交付金</b> (1) 目的 中山間地域等における耕作放棄地を防止し、農地等の持つ多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金を農業者に交付する。 (2) 交付対象 協定に基づき5年以上継続して行われる農業生産活動等を行う農業者等 (3) 交付額 水田の急傾斜(1/20以上)、小区画不整形水田 21千円/10a (4) 12年度実績 7,531千円		<b>畜産事業振興補助金</b> (1) 目的 家畜の飼養意欲の向上を図り、農家経済の安定に資する目的で行う畜産事業に係る経費を補助する。 (2) 補助対象 農業者 (3) 補助率 共進会出品1頭につき5,000円 (4) 12年度実績 3件、5千円		<b>生活改善実行グループ連絡協議会補助金</b> (1) 目的 農村女性の地位向上と農業生産・生活の向上を目指す生活改善実行グループの活動の充実を図るため、その事業の一部を補助する。 (2) 補助対象 生活改善実行グループ連絡協議会 (3) 補助率 定額 (4) 12年度実績 68千円															
<b>生活改善実行グループ連絡協議会活動補助金</b> (1) 目的 農村女性の地位向上と農業生産・生活の向上を目指す生活改善実行グループの活動の充実を図るため、その事業の一部を補助する。 (2) 補助対象 生活改善実行グループ連絡協議会 (3) 補助率 1/2 (4) 12年度実績 150千円		<b>農業経営基盤強化資金利子補給金</b> (1) 目的 農業経営基盤強化資金の借入に係る利子を補助する。 (2) 補助対象 農林漁業金融公庫から農業経営基盤強化資金を借り受けた農業者 (3) 補助率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>財投金利</th> <th>公庫貸付金利</th> <th>実質金利</th> <th>補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.0%未満</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">3.5%</td> <td>2.0%</td> <td>0.55%</td> </tr> <tr> <td>5.0%以上6.5%未満</td> <td>2.5%</td> <td>0.33%</td> </tr> <tr> <td>6.5%以上</td> <td>3.0%</td> <td>0.17%</td> </tr> </tbody> </table> (4) 12年度実績 なし		財投金利	公庫貸付金利	実質金利	補給率	5.0%未満	3.5%	2.0%	0.55%	5.0%以上6.5%未満	2.5%	0.33%	6.5%以上	3.0%	0.17%	<b>キウイフルーツ栽培研究会補助金</b> (1) 目的 キウイフルーツの生産振興 (2) 補助対象 周南農業協同組合 (3) 補助率 定額 (4) 12年度実績 90千円	
財投金利	公庫貸付金利	実質金利	補給率																
5.0%未満	3.5%	2.0%	0.55%																
5.0%以上6.5%未満		2.5%	0.33%																
6.5%以上		3.0%	0.17%																
<b>農作物鳥獣被害防止強化対策事業補助金</b> (1) 目的 イノシシ、サル、クマによる農作物の被害を防止し、農作物生産及び農業経営の安定を図るために実施する農作物鳥獣被害防止強化対策事業に要する経費を補助する。 (2) 補助対象 農業協同組合、生産組織、集落組織 (3) 対象事業 イノシシ防護柵の設置(トタン板、電気柵、フェンス) サル、クマ防護柵の設置(電気柵) (4) 補助率 3/4以内 (5) 補助条件 イノシシ防護柵の基準単価:トタン板650円/m、電気柵530円/m、(ソーラーパネルの場合690円/m)、フェンス740円/m、サル、クマ防護柵の基準単価 電気柵1,600円/m (6) 12年度実績 なし(県補助期間:平成13~15年度)		<b>イチゴ産地育成高度化事業補助金</b> (1) 目的 イチゴについて効率的かつ安定的な近代的生産方式の導入により、生産量の拡大及び産地の育成を図り、もって農家所得の向上を目指すために実施するイチゴ産地育成高度化事業に対して補助する。 (2) 補助対象 農業協同組合 (3) 補助率 13/30以内 (4) 12年度実績 なし		<b>くり研究会補助金</b> (1) 目的 栗の生産振興 (2) 補助対象 周南農業協同組合 (3) 補助率 定額 (4) 12年度実績 45千円															
<b>農事実行組合事務費交付金</b> (1) 目的 市と各農業集落との連絡調整等の事務に対し交付金を交付する。 (2) 交付対象 各農業集落の農事実行組合長 (3) 交付額 定額 (4) 12年度実績 810千円		<b>農作物鳥獣被害防止対策事業補助金</b> (1) 目的 有害鳥獣による農作物への被害が増大している中で、イノシシの被害防止対策を推進し、農家の生産意欲の確保と農家経営の安定に係る経費を補助する。 (2) 補助対象 農業協同組合、生産組織、集落組織 (3) 対象事業 イノシシ防護柵の設置(トタン板、電気柵、フェンス) (4) 補助率 3/4以内 (5) 補助条件 防護柵の基準単価:電気柵530円/m (ソーラーパネルの場合690円/m) (6) 12年度実績 750千円		<b>野猪防除網設置事業補助金(単町事業)</b> (1) 目的 野猪による林業及び農作物に対する被害を防止するため、協議体制を確立し計画的・効率的に野猪の駆除を推進する。 (2) 補助率等 新トタン板235円/枚 (3) 12年度実績 62千円															
<b>根拠法令等</b>			<b>根拠法令等</b>																
新南陽市中山間地域等直接支払交付金交付要綱、新南陽市農作物鳥獣被害防止強化対策事業補助金交付要綱、新南陽市畜産事業振興補助金交付要綱、新南陽市農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱、新南陽市イチゴ産地育成高度化事業補助金交付要綱、																			

事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目																								
事業名	その他の振興事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い																							
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード																								
現況																												
熊毛町			鹿野町																									
<p><b>ジャンボタニシ防除推進事業補助金</b>                  (1) 目的 生産力の発展及び農家経営の安定をはかるためジャンボタニシ防除に係る資材費を補助する。                  (2) 補助対象 地区対策委員会                  (3) 補助額 毎年度町長が定める額                  (4) 補助実績 286 千円</p> <p><b>地域特産物定着化推進事業補助金</b>                  (1) 目的 生産力の発展及び農家経営の安定を図るため、水稻等の共済金を助成する。                  (2) 補助対象 山口県東部農業共済組合                  (3) 補助率 毎年度町長が定める額                  (4) 12 年度実績 1,687 千円</p> <p><b>指定野菜供給産地育成価格差補給事業補助金</b>                  (1) 目的 地域特産物の産地化を推進するため、販売価格の損失を補填する。                  (2) 補助対象 安定基金協会                  (3) 補助率 毎年度町長が定める額                  (4) 12 年度実績 163 千円</p> <p><b>集団農業確立委員報償費</b>                  (1) 目的 町と各農業集落との連絡調整事務報償金                  (2) 補助対象 集落農業確立委員                  (3) 補助額 6 千円/人                  (4) 12 年度実績 492 千円</p> <p><b>とも補償支援対策事業補助金</b>                  (1) 目的 転作作物の栽培推進                  (2) 補助対象 周南農業協同組合                  (3) 補助率 毎年度町長が定める額                  (4) 12 年度実績 332 千円</p> <p><b>畜産奨励推進事業補助金</b>                  (1) 目的 生産力の発展及び農家経営の安定のため、共済掛金の一部を助成する。                  (2) 補助対象 山口県東部農業共済組合                  (3) 補助率 毎年度町長が定める額                  (4) 12 年度実績 482 千円</p> <p><b>肉牛共進会出品補助金</b>                  (1) 目的 家畜の飼養意欲の向上を図り、農家経済の安定に資する目的で行う畜産事業に係る経費を補助する。                  (2) 補助対象 農業者                  (3) 補助率 共進会出品 1 頭につき 8,000 円                  (4) 12 年度実績 なし</p> <p><b>人工授精利用協議会補助金</b>                  (1) 目的 畜産振興を図るため、畜産農家の人工授精に係る経費を補助する。                  (2) 補助対象 熊毛町人工授精協議会                  (3) 補助率 一件につき 1,500 円                  (4) 12 年度実績 87 千円</p>			<p><b>中山間地域等直接支払交付金</b>                  (1) 目的 中山間地域等における耕作放棄地を防止し、農地等の持つ多面的機能を確保するため、中山間地域等直接支払交付金を農業者に交付する。                  (2) 交付対象 協定に基づき 5 年以上継続して行われる農業生産活動等を行う農業者等                  (3) 交付額                  面積 (m<sup>2</sup>) × 10 a 当たり交付単価</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>10 a 当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水田</td> <td>1/20 以上</td> <td>21,000 円</td> </tr> <tr> <td>1/100 ~ 1/20 未満</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>15 度以上</td> <td>11,500 円</td> </tr> <tr> <td>8 ~ 15 度未満</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">草地</td> <td>草地率 (70%以上)</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>8 ~ 15 度未満</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">採草放牧地</td> <td>15 度以上</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>8 ~ 15 度未満</td> <td>300 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 12 年度実績 10,088 千円</p>			地目	区分	10 a 当たり単価	水田	1/20 以上	21,000 円	1/100 ~ 1/20 未満	8,000 円	畑	15 度以上	11,500 円	8 ~ 15 度未満	3,500 円	草地	草地率 (70%以上)	1,500 円	8 ~ 15 度未満	3,000 円	採草放牧地	15 度以上	1,000 円	8 ~ 15 度未満	300 円
地目	区分	10 a 当たり単価																										
水田	1/20 以上	21,000 円																										
	1/100 ~ 1/20 未満	8,000 円																										
畑	15 度以上	11,500 円																										
	8 ~ 15 度未満	3,500 円																										
草地	草地率 (70%以上)	1,500 円																										
	8 ~ 15 度未満	3,000 円																										
採草放牧地	15 度以上	1,000 円																										
	8 ~ 15 度未満	300 円																										
根拠法令等			根拠法令等																									
補助金の交付並びにそれに係る予算の執行の適正化に関する規則			鹿野町中山間地域等直接支払交付金交付要綱																									

事務一元化現況・分析調書(4)

大項目	経済	中項目	農業・畜産業	小項目																						
事業名	その他の振興事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い																					
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード																						
現況				分 析																						
鹿 野 町				問 題 点																						
<b>農業振興事業補助金</b> (1) 目的 農業の振興を図るために実施する事業の経費に係る経費を補助する。 (2) 補助対象 農業協同組合、農業者の団体(共同施行を含む)等 (3) 補助率等 (単位:千円)		<b>農業経営基盤強化資金利子補給金</b> (1) 目的 農業経営基盤強化資金の借入れに係る利子経費を補助する。 (2) 補助対象 農林漁業金融公庫から農業経営基盤強化資金を借り受けた農業者 (3) 補助額 山口県農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱第3条の欄に掲げる町利子補給率により予算の範囲内で交付 (4) 12年度実績 なし(平成14年度開始事業)		補助対象、補助額等が異なる。																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">補助率</th> <th style="width: 15%;">12年度補助実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生産者団体等育成事業 生活改善実行グループ連絡協議会 わさび生産組合 果樹生産組合 薬草栽培組合 野菜生産組合 サクランボ推進協議会</td> <td style="text-align: center;">定額</td> <td style="text-align: center;">518</td> </tr> <tr> <td>小規模土地基盤整備事業</td> <td style="text-align: center;">6/10以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共同利用施設整備事業</td> <td style="text-align: center;">2/3以内</td> <td style="text-align: center;">4,000</td> </tr> <tr> <td>集団営農用機械整備事業</td> <td style="text-align: center;">7/10以内</td> <td style="text-align: center;">15,369</td> </tr> <tr> <td>農作物鳥獣被害防止対策事業</td> <td style="text-align: center;">3/4以内</td> <td style="text-align: center;">2,523</td> </tr> <tr> <td>その他町長が農業の振興を図るために必要と認められたもの 鹿野町土地改良区</td> <td style="text-align: center;">町長が別に定める</td> <td style="text-align: center;">1,000</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	補助率	12年度補助実績	生産者団体等育成事業 生活改善実行グループ連絡協議会 わさび生産組合 果樹生産組合 薬草栽培組合 野菜生産組合 サクランボ推進協議会	定額	518	小規模土地基盤整備事業	6/10以内		共同利用施設整備事業	2/3以内	4,000	集団営農用機械整備事業	7/10以内	15,369	農作物鳥獣被害防止対策事業	3/4以内	2,523	その他町長が農業の振興を図るために必要と認められたもの 鹿野町土地改良区	町長が別に定める	1,000	<b>中核的担い手農家育成奨励金</b> (1) 目的 農用地の流動化を推進し、中核的担い手農家を育成するため、借り手農家に対して奨励金を交付する。 (2) 補助対象 農業委員会で承認された3年以上の利用権設定をした農用地 当該農用地の利用権設定後の経営面積が100アール以上に規模拡大した場合 (3) 補助率 賃借設定期間 奨励金の額 (10a当たり) 3年~6年 10,000円 6年以上 20,000円 (4) 12年度実績 10件、2,405千円 (5) その他 事業期間は平成16年3月31日まで		対 応 策	
区 分	補助率	12年度補助実績																								
生産者団体等育成事業 生活改善実行グループ連絡協議会 わさび生産組合 果樹生産組合 薬草栽培組合 野菜生産組合 サクランボ推進協議会	定額	518																								
小規模土地基盤整備事業	6/10以内																									
共同利用施設整備事業	2/3以内	4,000																								
集団営農用機械整備事業	7/10以内	15,369																								
農作物鳥獣被害防止対策事業	3/4以内	2,523																								
その他町長が農業の振興を図るために必要と認められたもの 鹿野町土地改良区	町長が別に定める	1,000																								
12年度実績合計額 23,410千円				各市町の地域の特性に応じた補助制度であるため、当分の間現行どおりとするが、統合できる事業については、市域全体の均衡を保つため、出きるだけ早い時期に調整する。																						
<b>畜産振興総合対策事業関係補助金</b> (1) 目的 生産向上や担い手の育成確保等に重点を置いて、町内農業生産の可能な限りの維持・増大を図りつつ、効率的で生産性の高い経営体を育成するための総合的な施策を展開して畜産の振興を図るために実施する畜産振興総合対策事業に要する経費を補助する。 (2) 補助対象 農業協同組合、営農団体、農業者、特認団体 (3) 補助率 補助事業費の1/2以内 (4) 12年度実績 1件、993千円		<b>家畜人工授精料補助金</b> (1) 目的 畜産振興を図るため、畜産農家の人工授精に係る経費を補助する。 (2) 補助率 1件につき3,000円 (3) 12年度実績 1件、3千円		調 整 案																						
				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他 ( )																						
根 拠 法 令 等																										
鹿野町農業振興事業補助金交付要綱、鹿野町畜産振興総合対策事業関係補助金交付要綱、鹿野町農業経営基盤強化資金利子補給金交付要綱、鹿野町中核的担い手農家育成奨励金交付要綱																										

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	林業	小項目																																																																												
事業名	有害鳥獣対策事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い																																																																											
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード																																																																												
現況																																																																																
徳山市		新南陽市		熊毛町																																																																												
<p>有害鳥獣駆除対策事業(報奨金で対応)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>報奨金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野 兎</td> <td>1羽当たり</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>1羽当たり</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>野 猿</td> <td>1頭当たり</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>野 犬</td> <td>1頭当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>タヌキ</td> <td>1頭当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>野 猪</td> <td>1頭当たり</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>12年度実績 318件 735千円</p> <p>有害鳥獣駆除奨励事業補助金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駆除従事者</td> <td>1人当たり</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>対策協議会活動費補助</td> <td></td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>12年度実績 202件 182千円</p>		種別	単位	報奨金	野 兎	1羽当たり	200円	カラス	1羽当たり	400円	野 猿	1頭当たり	30,000円	野 犬	1頭当たり	1,000円	タヌキ	1頭当たり	1,000円	野 猪	1頭当たり	3,000円	種別	単位	補助金	駆除従事者	1人当たり	800円	対策協議会活動費補助		20,000円	<p>有害鳥獣駆除対策事業(報奨金で対応)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>報奨金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野 兎</td> <td>1羽当たり</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>1羽当たり</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>野 猿</td> <td>1頭当たり</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>野 犬</td> <td>1頭当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>タヌキ</td> <td>1頭当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>12年度実績 なし</p> <p>野猪駆除事業(報奨金で対応)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>報奨金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駆除従事者</td> <td>1人当たり</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>野 猪</td> <td>1頭当たり</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>12年度実績 12件 273千円</p>		種別	単位	報奨金	野 兎	1羽当たり	200円	カラス	1羽当たり	400円	野 猿	1頭当たり	13,000円	野 犬	1頭当たり	1,000円	タヌキ	1頭当たり	1,000円	種別	単位	報奨金	駆除従事者	1人当たり	800円	野 猪	1頭当たり	3,000円	<p>有害鳥獣駆除奨励事業(報奨金で対応)</p> <p>(1)目的 林業及び農作物に対する被害を防止するため、野兎、カラス、野犬、クマ、野猿及びドバトの駆除の促進を図る。</p> <p>(2)補助対象 山口県猟友会熊北支部の会員</p> <p>(3)補助率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野 兎</td> <td>1羽当たり</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>1羽当たり</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>野 猿</td> <td>1頭当たり</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>野 犬</td> <td>1頭当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>ドバト</td> <td>1羽当たり</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)12年度実績 349千円</p> <p>有害鳥獣駆除隊補助金</p> <p>(1)目的 野猪による林業及び農作物に対する被害を防止するため、協議体制を確立し計画的・効率的に野猪の駆除を推進する。</p> <p>(2)補助率等 山口県猟友会熊北支部の会員による駆除団体...1人当たり800円 山口県猟友会熊北支部の会員...野猪1頭当たり3,000円</p> <p>(3)12年度実績 500千円</p>		種別	単位	補助金	野 兎	1羽当たり	300円	カラス	1羽当たり	500円	野 猿	1頭当たり	25,000円	野 犬	1頭当たり	1,000円	ドバト	1羽当たり	500円
種別	単位	報奨金																																																																														
野 兎	1羽当たり	200円																																																																														
カラス	1羽当たり	400円																																																																														
野 猿	1頭当たり	30,000円																																																																														
野 犬	1頭当たり	1,000円																																																																														
タヌキ	1頭当たり	1,000円																																																																														
野 猪	1頭当たり	3,000円																																																																														
種別	単位	補助金																																																																														
駆除従事者	1人当たり	800円																																																																														
対策協議会活動費補助		20,000円																																																																														
種別	単位	報奨金																																																																														
野 兎	1羽当たり	200円																																																																														
カラス	1羽当たり	400円																																																																														
野 猿	1頭当たり	13,000円																																																																														
野 犬	1頭当たり	1,000円																																																																														
タヌキ	1頭当たり	1,000円																																																																														
種別	単位	報奨金																																																																														
駆除従事者	1人当たり	800円																																																																														
野 猪	1頭当たり	3,000円																																																																														
種別	単位	補助金																																																																														
野 兎	1羽当たり	300円																																																																														
カラス	1羽当たり	500円																																																																														
野 猿	1頭当たり	25,000円																																																																														
野 犬	1頭当たり	1,000円																																																																														
ドバト	1羽当たり	500円																																																																														
抛 法 令 等		根 抛 法 令 等		根 抛 法 令 等																																																																												
徳山市農林業振興事業に係る補助金交付要綱				熊毛町有害鳥獣駆除奨励事業報奨金交付要綱																																																																												

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	林業	小項目																															
事業名	有害鳥獣対策事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い																														
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード																															
現況				分	析																														
鹿野町				問	題																														
<p><b>有害鳥獣駆除事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 野兔、カラス、野猿、ノイヌ、タヌキ及び野猪による農林作物等に対する被害を防止する。</p> <p>(2) 補助対象 有害鳥獣の捕獲許可を受けた者</p> <p>(3) 補助額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>補助金</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>補助金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>野猪</td> <td>1頭当たり</td> <td>3,000円</td> <td>ノイヌ</td> <td>1頭当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>野兔</td> <td>1羽当たり</td> <td>200円</td> <td>タヌキ</td> <td>1頭当たり</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>カラス</td> <td>1羽当たり</td> <td>400円</td> <td>駆除隊</td> <td>1人当たり</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>野猿</td> <td>1頭当たり</td> <td>13,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 12年度実績 153千円</p>				種別	単位	補助金	種別	単位	補助金	野猪	1頭当たり	3,000円	ノイヌ	1頭当たり	1,000円	野兔	1羽当たり	200円	タヌキ	1頭当たり	1,000円	カラス	1羽当たり	400円	駆除隊	1人当たり	800円	野猿	1頭当たり	13,000円				<p>有害鳥獣駆除事業等に対する支払い方法、金額等が異なる。徳山市、新南陽市は、駆除する種別により報償金(買上げ金)で支払っているが、熊毛町、鹿野町は、補助金で交付している。</p> <p>各市町の助成金額が、有害鳥獣の種別により異なる場合がある。</p>	
種別	単位	補助金	種別	単位	補助金																														
野猪	1頭当たり	3,000円	ノイヌ	1頭当たり	1,000円																														
野兔	1羽当たり	200円	タヌキ	1頭当たり	1,000円																														
カラス	1羽当たり	400円	駆除隊	1人当たり	800円																														
野猿	1頭当たり	13,000円																																	
				対	応																														
				<p>各市町の地域の特性に応じた補助制度であるため、当分の間現行どおりとするが、市域全体の均衡を保つため、統合できる助成金額については、出きるだけ早い時期に関係者と調整する。</p>																															
				調	整																														
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>																															
根拠法令等																																			
鹿野町有害鳥獣駆除事業補助金交付要綱				その他( )																															

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	経済	中項目	林業	小項目																		
事業名	その他の林業振興事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い																	
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード																		
現況																						
徳山市			新南陽市																			
<p><b>流域森林総合整備事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 森林資源の質的高度化を図る目的で行う、総合的な森林整備に係る経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 周南森林組合</p> <p>(3) 対象事業 単層林整備事業 複層林整備事業 育成天然林整備事業 機能増進保育事業 民有林造林推進事業 水源造林事業 松くい虫被害跡地復旧造林事業</p> <p>(4) 補助率 県が定める標準単価から県費補助金を減じた額の30%以内</p> <p>(5) 平成12年度実績 なし</p>			<p><b>作業道整備事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 民有林野に造林事業を行うための作業道の開設、維持管理に要する経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 周南森林組合</p> <p>(3) 補助率 事業費の50%以内</p> <p>(4) 平成12年度実績 6路線 金額 2,980千円</p>			<p><b>造林事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 森林所有者等が民有林野において行う造林事業に係る経費を補助する。</p> <p>(2) 融資対象 森林法に規定する森林所有者 森林所有者から事業の委託を受けたもの 森林所有者を構成員として組織する規約を備えた協業体</p> <p>(3) 補助率等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業の種類</th> <th colspan="2">補助の基準</th> <th rowspan="2">補助率</th> </tr> <tr> <th>経費の内容</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>間伐</td> <td>立木相互間の競合を防ぎ、林分密度を調整するため、抜き伐り作業に要する事業費</td> <td>0.1ha以上</td> <td>県の標準事業費の5/100</td> </tr> <tr> <td>枝打ち</td> <td>無節材等の優良材生産のため、不要な下枝を切り落とす作業に要する事業費</td> <td>0.1ha以上</td> <td>県の標準事業費の1/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 平成12年度実績 金額 853千円</p>			事業の種類	補助の基準		補助率	経費の内容	面積	間伐	立木相互間の競合を防ぎ、林分密度を調整するため、抜き伐り作業に要する事業費	0.1ha以上	県の標準事業費の5/100	枝打ち	無節材等の優良材生産のため、不要な下枝を切り落とす作業に要する事業費	0.1ha以上	県の標準事業費の1/10
事業の種類	補助の基準		補助率																			
	経費の内容	面積																				
間伐	立木相互間の競合を防ぎ、林分密度を調整するため、抜き伐り作業に要する事業費	0.1ha以上	県の標準事業費の5/100																			
枝打ち	無節材等の優良材生産のため、不要な下枝を切り落とす作業に要する事業費	0.1ha以上	県の標準事業費の1/10																			
<p><b>民有林推進指導費補助金</b></p> <p>(1) 目的 森林資源の充実と公益機能の確保を図るために、造林・保育・作業道等の森林施業の推進に要する経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 周南森林組合</p> <p>(3) 補助率 市長が定める標準事業費の1%以内</p> <p>(4) 平成12年度実績 金額 609千円</p>			<p><b>民有林推進指導費補助金</b></p> <p>(1) 目的 良質材生産・水資源の確保を図り、民有林の造林・保育等の森林施行を計画的に推進するための普及啓発に係る経費補助</p> <p>(2) 補助対象 周南森林組合</p> <p>(3) 補助率 市長が定める標準事業費の1%以内</p> <p>(4) 平成12年度実績 金額 126千円</p>																			
<p><b>流域森林整備事業費補助金</b></p> <p>(1) 目的 団地共同森林施業計画樹立の推進に要する経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 周南森林組合</p> <p>(3) 補助率 200円/ha</p> <p>(4) 平成12年度実績 18団地 金額 585千円</p>			<p><b>流域森林整備事業費補助金</b></p> <p>(1) 目的 団地共同森林施業計画の樹立推進に要する経費の補助</p> <p>(2) 補助対象 周南森林組合</p> <p>(3) 補助率 200円/ha</p> <p>(4) 平成12年度実績 金額 59千円</p>																			
根拠法令等			根拠法令等																			
徳山市農林業振興事業に係る補助金等交付要綱			新南陽市造林事業等補助金交付要綱																			

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	経済	中項目	林業	小項目	各種事業								
事業名	その他の林業振興事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い								
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード									
現況													
熊毛町			鹿野町										
<p><b>流域森林総合整備事業補助金</b>                  (1) 目的 流域森林総合整備事業(民有林)に対する経費を補助する。                  (2) 補助対象 周南森林組合                  (3) 補助率 国・県補助残の全額                  (4) 平成12年度実績                  金額 3,586千円</p>			<p><b>流域森林総合整備事業補助金</b>                  (1) 目的 町地内の民有林の森林資源の培養を図り、林地の保全及び水源のかん養に資するため、山口県流域森林総合整備事業に基づき実施する鹿野町流域森林整備事業に係る経費を補助する。                  (2) 補助対象 周南森林組合(森林所有者が事業委託契約を結ぶ事業)                  (3) 対象事業 育成単層林整備                  育成複層林整備                  作業路開設                  (4) 補助率 査定経費の5/100                  (5) 平成12年度実績                  金額 4,235千円</p> <p><b>森林施業団地共同化事業補助金</b>                  (1) 目的 中核林業振興地域育成特別対策事業による民有林の計画的、集団的な森林施業を推進するため、中核林業振興地域の森林施業団地共同化事業に要する経費を補助する。                  (2) 補助対象 周南森林組合                  (3) 補助率 200円/ha                  (4) 平成12年度実績                  金額 370千円</p> <p><b>作業道開設事業及び補修事業補助金</b>                  (1) 目的 森林資源の培養を図り、民有林の造林及び除伐、間伐等、森林整備の促進並びに、椎茸、わさび等特産物の振興を図るための作業道開設及び補修事業に係る経費を補助する。                  (2) 補助対象 森林法に規定する森林所有者、森林所有者が組織する協業体、特産物の栽培を行う者(周南森林組合に事業を委託した場合に限る。)                  (3) 補助率等 開設事業 3/4以内、補修事業 1/2以内                  (4) 平成12年度実績                  なし</p>										
			<p><b>間伐材搬出作業道開設事業補助金</b>                  (1) 目的 民有林の間伐を推進し健全な森林の造成を図るために開設する間伐材搬出作業道に対して補助する。                  (2) 補助対象 森林法に規定する森林所有者、経営の委託を受けた森林組合、森林所有者が組織する協業体                  (3) 補助率 300円/m                  (4) 平成12年度実績                  4路線、金額 268千円</p> <p><b>林業振興事業補助金</b>                  (1) 目的 林業の振興を図るため、林業振興を目的に団体の育成を図るための経費を補助する。                  (2) 補助対象 周南森林組合、林業団体、鹿野町愛林会、その他町長が認める者                  (3) 補助率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>補助内容</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業団体育成事業</td> <td>林業団体が、林業振興を目的に、団体の育成を図るための経費に対する補助</td> <td rowspan="2">定 額</td> </tr> <tr> <td>民有林育成指導事業</td> <td>周南森林組合が行う間伐、枝打講習会等の経費に対する補助</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 平成12年度実績                  金額 330千円</p> <p><b>各種団体育成事業補助金</b>                  (1) 目的 町内で組織される団体の強化のため、活動事業に要する経費を補助する。                  (2) 補助対象 鹿野町緑の少年隊                  (3) 補助額 毎年度町長が定める額                  (4) 平成12年度実績                  金額 30千円</p>			事業	補助内容	補助率	林業団体育成事業	林業団体が、林業振興を目的に、団体の育成を図るための経費に対する補助	定 額	民有林育成指導事業	周南森林組合が行う間伐、枝打講習会等の経費に対する補助
事業	補助内容	補助率											
林業団体育成事業	林業団体が、林業振興を目的に、団体の育成を図るための経費に対する補助	定 額											
民有林育成指導事業	周南森林組合が行う間伐、枝打講習会等の経費に対する補助												
根拠法令等			根拠法令等										
補助金等の交付並びにそれに係る予算の執行の適正化に係る規則			鹿野町流域森林総合整備事業補助金交付要綱、鹿野町森林施業団地共同化事業補助金交付要綱、鹿野町作業道開設事業及び補修事業補助金交付要綱、鹿野町間伐材搬出作業道開設事業補助金交付要綱、鹿野町林業振興事業補助金交付要綱、鹿野町各種団体の育成強化にかかる補助金交付要綱										

事務一元化現況・分析調書(3)

大項目	経済	中項目	林業	小項目	各種事業
事業名	その他の林業振興事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
問題点	対応策		調整案		
補助対象、補助額等が異なる。	各市町の地域の特性に応じた補助制度であるため、当分の間現行どおりとするが、統合できる事業については、市域全体の均衡を保つため、出きるだけ早い時期に調整する。		<input type="checkbox"/> 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 <input type="checkbox"/> 2. ( )の例により調整する。 <input type="checkbox"/> 3. 新たに制度等を創設する。 <input type="checkbox"/> 4. 新市移行後、速やかに調整する。 <input type="checkbox"/> 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 <input type="checkbox"/> 6. 廃止の方向で検討する。  その他( )		

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	
事業名	漁業近代化資金			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
現況				分	析
				問	題
				点	
				策	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	
				整	
				案	
				調	

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	水産業	小項目												
事業名	水産業振興事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い											
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード												
現況																
徳山市		新南陽市		問題点												
<p><b>沿岸漁業構造改善事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 水産業の振興を図るため、漁業協同組合が実施する沿岸漁業構造改善事業に係る経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 徳山市漁業協同組合、櫛ヶ浜漁業協同組合、戸田漁業協同組合</p> <p>(3) 補助率等 漁業近代化推進整備事業(漁船保全修理・漁船漁業用作業保全施設整備)、漁村環境整備事業(情報連絡施設整備)、流通等改善施設整備事業(水産鮮度保持施設整備)について実施した場合、国、県の補助残の50%を市が補助する。</p> <p>【根拠法令等】徳山地域沿岸漁業構造改善事業費補助金交付要綱</p>		<p><b>地域沿岸漁業構造改善事業補助金</b></p> <p>(1) 目的 沿岸漁業の振興を図るため策定した新南陽地域沿岸漁業構造改善事業計画書に基づいて行う事業に係る経費を補助する。</p> <p>(2) 補助対象 漁業協同組合</p> <p>(3) 補助率等</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>事業種目</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>増養殖場整備事業</td> <td>増養殖場造成改良事業</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">漁業近代化施設整備事業</td> <td>漁船漁業近代化施設整備事業</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>流通等改善施設整備事業</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【根拠法令等】新南陽地域沿岸漁業構造改善事業費補助金交付要綱</p>		事業区分	事業種目	補助率	増養殖場整備事業	増養殖場造成改良事業	90%	漁業近代化施設整備事業	漁船漁業近代化施設整備事業	80%	流通等改善施設整備事業	80%	<p>補助率はほとんど同一であるが、補助対象事業の取扱いが異なる。徳山市は、漁村環境整備事業を対象としているが、新南陽市は対象としていない。</p> <p>新南陽市は、増養殖場造成改良事業を対象としているが、徳山市は対象としていない。</p>	
		事業区分	事業種目	補助率												
		増養殖場整備事業	増養殖場造成改良事業	90%												
		漁業近代化施設整備事業	漁船漁業近代化施設整備事業	80%												
流通等改善施設整備事業	80%															
熊毛町		対応策														
該当なし		補助対象事業の取扱いについて、関係機関とも協議し、速やかに調整する。														
鹿野町		調整案														
該当なし		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他( )</p>														

事務一元化現況・分析調書

大項目	経済	中項目	水産業	小項目	
事業名	その他の水産業振興事業			協議事項	補助金、交付金等の取扱い
専門部会名	経済	分科会名	農林水産	コード	
現 況					
徳 山 市		新 南 陽 市		問 題 点	
さかなまつり開催費補助金 (1) 目的 水産物の消費拡大を総合的に推進する。 (2) 補助対象 徳山さかなまつり実行委員会 (3) 補助額 1,500,000円(14年度)		該当なし		なし	
		熊 毛 町		対 応 策	
		該当なし			
		鹿 野 町		調 整 案	
該当なし		( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。 ( ) 2. ( ) の例により調整する。 ( ) 3. 新たに制度等を創設する。 ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。 ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( ) 6. 廃止の方向で検討する。  その他( )			

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	広報公聴活動の状況	小項目	広報活動
事業名	広報紙等	分科会名	広報公聴分科会	協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	企画部会			コード	

現 況

広報紙の内容および配布方法

市町名	内 容 等	配 布 方 法
徳山市	A4版・2色刷り・41,700部 月2回発行(1日・12頁、15日・14頁) ウインドウズ版ページメーカーで作成・業者へMO渡し	業者が各自治会長へ
新南陽市	A4版・2色刷り・12,500部 月2回発行(1日・20頁、15日・4頁) マッキントッシュ版クォークエクスプレスで作成・業者へMO渡し	業者・シルバー人材・各自治会長へ(南部) 職員が各自治会長へ(北部)
熊毛町	A4版・2色刷り・6,000部・月2回発行(第2木曜日・14頁・4木曜日・4頁) ウインドウズ版ページメーカーで作成・業者へMO渡し	職員が各部落長へ
鹿野町	A4版・2色刷り・2,500部・月1回発行(第4木曜日・14頁)・町外広報 年6回 ウインドウズ版イラストレーターで作成・業者へメール渡し	職員が各自治会の班長へ

広報モニター制度等

市町名	名称等	委員数	任期	規 定
徳山市	広報モニター 広報特派員	15人 6人	1年 1年	徳山市広報モニター設置要綱 広報徳山「広報特派員」設置要綱
新南陽市				
熊毛町				
鹿野町				

点字広報の発行

区分	発行日	部数	規格	委託先	配布方法
徳山市	毎月20日	100	B5・24頁	やまびこの会	委託先が郵送
新南陽市					
熊毛町	広報発行の5日後	11	A4	ボランティア団体	社協職員・民生委員が配布
鹿野町					

声の広報の発行

区分	発行日	部数	委託先	配布方法
徳山市	毎月10日頃	60	盲人福祉協会	委託先が郵送
新南陽市	広報発行日・翌日	18	ボランティア団体	ボランティアが音訳・市が配布
熊毛町	広報発行の5日後	11	ボランティア団体	社協職員・民生委員が配布
鹿野町				

分 析

問 題 点

1. 広報紙の発行回数に違いがある。  
(月2回：徳山市、新南陽市、熊毛町、月1回：鹿野町)
2. 広報は、2市2町とも自治会組織を通じ配布していることから、自治会未加入者へ情報が伝わりにくい。
3. 広報モニター制度があるのは、徳山市のみである。
4. 市町によって「点字広報」および「声の広報」の発行有無、作成委託先、配布方法に違いがある。

対 応 策

1. 広報の発行回数については、徳山市、新南陽市、熊毛町の例により月2回とする。
2. 自治会未加入者への情報伝達方法として、ケーブルテレビの活用やホームページの充実等を図り対応する。
3. 広報モニター制度については、市政モニターとの併任やテーマを決めるなど、全域を対象に活用を図る方向で検討する。
4. 「点字広報」および「声の広報」は、新市移行後、全地域を対象に配布する。また、作成、配布方法は、新市移行準備段階で、協力を得ている各ボランティア団体とも連携を図りながら検討していく。

調 整 案

- ( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。
- ( ) 2. ( ) の例により調整する。
- ( ) 3. 新たに制度等を創設する。
- ( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。
- ( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。
- ( ) 6. 廃止の方向で検討する。
- その他 ( )

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	広報公聴活動の状況	小項目	広報活動																										
事業名	市政・町政だより(電波メディア)			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																										
専門部会名	企画部会	分科会名	広報公聴分科会	コード																											
現況				分析																											
<p>市政・町政だよりの放映 (平成12年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>委託先等</th> <th>委託料</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">徳山市</td> <td>C C S</td> <td>11,340千円</td> <td>毎日3回、各25分放映</td> </tr> <tr> <td>岐北テレビ</td> <td>879千円</td> <td>毎日4回、C C Sで放映するものと同じものを放映委託</td> </tr> <tr> <td>徳山カード事業協同組合</td> <td>504千円</td> <td>平和通LED掲示板・毎日72回リピート</td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>C C S</td> <td>11,340千円</td> <td>毎日3回、各25分放映</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td>K ビ ジ ョ ン</td> <td>無料</td> <td>不定期</td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				市町名	委託先等	委託料	内容等	徳山市	C C S	11,340千円	毎日3回、各25分放映	岐北テレビ	879千円	毎日4回、C C Sで放映するものと同じものを放映委託	徳山カード事業協同組合	504千円	平和通LED掲示板・毎日72回リピート	新南陽市	C C S	11,340千円	毎日3回、各25分放映	熊毛町	K ビ ジ ョ ン	無料	不定期	鹿野町				<p>1 電波メディアの活用手段としては、ケーブルテレビ、民放テレビ、民放ラジオ、電光掲示板があり、各市町での活用が異なる。</p> <p>2 ケーブルテレビが2社あることから、1社が作成した行政番組を両方で放映するなど有効に活用する必要がある。</p>	
市町名	委託先等	委託料	内容等																												
徳山市	C C S	11,340千円	毎日3回、各25分放映																												
	岐北テレビ	879千円	毎日4回、C C Sで放映するものと同じものを放映委託																												
	徳山カード事業協同組合	504千円	平和通LED掲示板・毎日72回リピート																												
新南陽市	C C S	11,340千円	毎日3回、各25分放映																												
熊毛町	K ビ ジ ョ ン	無料	不定期																												
鹿野町																															
				対応策																											
				<p>1 新市の情報発信の手段として、ケーブルテレビ、民放テレビ、インターネット等を積極的に活用する。 なお、費用対効果もにらみながら、各々の特色を生かした有効な方法を検討する。</p>																											
				調整案																											
				<p>( ) 1 . 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2 . ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3 . 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4 . 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5 . 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6 . 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>																											

事務一元化現況・分析調査

大項目	住民活動	中項目	広報公聴活動の状況	小項目	公聴活動																									
事業名	公聴活動	協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																											
専門部会名	企画部会	分科会名	広報公聴分科会	コード																										
現 況				分 析																										
市政・町政モニター制度				問 題 点																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>設置</th> <th>委員数</th> <th>任期</th> <th>規 定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>S56.5</td> <td>10</td> <td>1年</td> <td>新南陽市市政モニター実施要綱</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				市町名	設置	委員数	任期	規 定	徳山市	-	-	-		新南陽市	S56.5	10	1年	新南陽市市政モニター実施要綱	熊毛町	-	-	-		鹿野町	-	-	-		<p>1. 市政・町政モニター制度を設けているのは、新南陽市だけである。</p> <p>2. 市政・町政懇談会および公聴制度の内容等については、各市町で異なる。</p>	
市町名	設置	委員数	任期	規 定																										
徳山市	-	-	-																											
新南陽市	S56.5	10	1年	新南陽市市政モニター実施要綱																										
熊毛町	-	-	-																											
鹿野町	-	-	-																											
市政・町政懇談会				対 応 策																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>名 称 等</th> <th>内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>市長と語るつどい</td> <td>コミュニティ組織の要望に応じ随時開催</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新南陽市</td> <td>まちづくり懇談会</td> <td>H12～・随時開催</td> </tr> <tr> <td>移動市長室</td> <td>H12～・随時開催</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">熊毛町</td> <td>まちづくり懇談会</td> <td>H9～・随時開催</td> </tr> <tr> <td>まちづくり地区別懇談会</td> <td>H10～・随時開催</td> </tr> <tr> <td>まちづくり女性懇談会</td> <td>H11～・随時開催</td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td>まちづくり懇談会</td> <td>随時開催</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	名 称 等	内 容 等	徳山市	市長と語るつどい	コミュニティ組織の要望に応じ随時開催	新南陽市	まちづくり懇談会	H12～・随時開催	移動市長室	H12～・随時開催	熊毛町	まちづくり懇談会	H9～・随時開催	まちづくり地区別懇談会	H10～・随時開催	まちづくり女性懇談会	H11～・随時開催	鹿野町	まちづくり懇談会	随時開催	<p>1. 住民からの意見・要望等については、新たな組織を設置し対応する。 一方、市政モニター制度やインターネット（Eメール）等の活用も含め、新市において、公聴活動を一層充実する方向で、新たな制度を創設する。</p>					
市町名	名 称 等	内 容 等																												
徳山市	市長と語るつどい	コミュニティ組織の要望に応じ随時開催																												
新南陽市	まちづくり懇談会	H12～・随時開催																												
	移動市長室	H12～・随時開催																												
熊毛町	まちづくり懇談会	H9～・随時開催																												
	まちづくり地区別懇談会	H10～・随時開催																												
	まちづくり女性懇談会	H11～・随時開催																												
鹿野町	まちづくり懇談会	随時開催																												
その他の公聴制度				調 整 案																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>制 度</th> <th>内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>市民の声（提言箱）</td> <td>本庁に設置</td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">熊毛町</td> <td>町長への提言箱</td> <td>本庁、支所、公民館に提言箱を設置、提言者には直接回答</td> </tr> <tr> <td>Eメールでの受付</td> <td>一般公開用アドレスで受付</td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	制 度	内 容 等	徳山市	市民の声（提言箱）	本庁に設置	新南陽市	-		熊毛町	町長への提言箱	本庁、支所、公民館に提言箱を設置、提言者には直接回答	Eメールでの受付	一般公開用アドレスで受付	鹿野町	-											
区分	制 度	内 容 等																												
徳山市	市民の声（提言箱）	本庁に設置																												
新南陽市	-																													
熊毛町	町長への提言箱	本庁、支所、公民館に提言箱を設置、提言者には直接回答																												
	Eメールでの受付	一般公開用アドレスで受付																												
鹿野町	-																													
その他				( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>制 度</th> <th>内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>C A A 市民（Citizen）と 行政（Administration）の 連合（Association）</td> <td>市の重要な課題について、市民と行政が同じテーブルで意見交換、議論することによって、行政だけでは成し得ないより良い解決策を模索していく。 平成14年度のC A A部会 男女共同参画社会の実現部会 「ゆめ風車」ロゴ活用部会 地域福祉ネットワーク部会 ゴミ減量化部会</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	制 度	内 容 等	徳山市	-		新南陽市	C A A 市民（Citizen）と 行政（Administration）の 連合（Association）	市の重要な課題について、市民と行政が同じテーブルで意見交換、議論することによって、行政だけでは成し得ないより良い解決策を模索していく。 平成14年度のC A A部会 男女共同参画社会の実現部会 「ゆめ風車」ロゴ活用部会 地域福祉ネットワーク部会 ゴミ減量化部会	熊毛町	-		鹿野町	-		( ) 2. ( ) の例により調整する。											
区分	制 度	内 容 等																												
徳山市	-																													
新南陽市	C A A 市民（Citizen）と 行政（Administration）の 連合（Association）	市の重要な課題について、市民と行政が同じテーブルで意見交換、議論することによって、行政だけでは成し得ないより良い解決策を模索していく。 平成14年度のC A A部会 男女共同参画社会の実現部会 「ゆめ風車」ロゴ活用部会 地域福祉ネットワーク部会 ゴミ減量化部会																												
熊毛町	-																													
鹿野町	-																													
				( ) 3. 新たに制度等を創設する。																										
				( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。																										
				( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。																										
				( ) 6. 廃止の方向で検討する。																										
				その他 ( )																										

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	住民活動	中項目	交通安全対策の状況	小項目	
事業名	交通災害共済制度	分科会名	交通安全	協議事項	
専門部会名	住民部会			コード	
現			況		
徳山市		新南陽市・熊毛町・鹿野町			
<p><b>徳山市交通災害共済(直営)</b> (目的) 交通事故による災害を受けた者を救済するための共済及び市見舞金支給制度を設け、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与すること</p> <p>(定義) 上記の交通事故とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路における同項第8号に規定する車両又は身体障害者用車いすの交通による人身事故(過失に基づく自損行為を含む)で国内において発生したもの</p> <p>(交通災害共済及び市見舞金) 当該共済加入者(以下会員という)が、交通事故により災害を受けた場合程度に応じ共済見舞金を支給する <u>会員または会員と同一世帯の者が、本市の交通指導員又はその補助者であり交通指導従事中交通事故により被災したときは、市見舞金を支給する</u> 前項に必要な経費は、一般会計繰入金をもってあてる</p> <p>(会員の資格) 本市に居住する住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録をしている者</p> <p>(共済期間と効力) 毎年4/1に始まり翌年3/31で終わる 会員が期間中上記会員の資格を喪失しても、期間満了まではその効力を有す</p> <p>(申込み会費) 会員1人につき500円 義務教育終了前の会員1人につき1000円 義務教育終了前の会員は、保護者等と共に加入する場合会費は免除</p> <p>(共済及び市見舞金額) 別表に定める額による。市見舞金の額は別表の2倍に相当する額とする その他状況により市長が必要と認めた時は特別な裁定をすることができる</p> <p>(見舞金の支給) 事故から1年以内に災害の等級が上級に移行したときはその差額を支給 共済及び見舞金の請求は、事故発生から2年以内とする</p> <p>(共済及び市見舞金の免責) 会員の自殺・犯罪・その他故意による事故 飲酒運転・無免許運転による事故 地震・津波等天災事故</p>		<p><b>新南陽市交通災害共済(山口県町村会に再共済)</b> <b>熊毛町 交通災害共済(山口県町村会に再共済)</b> <b>鹿野町 交通災害共済(山口県町村会に再共済)</b> (目的) 交通事故による災害を受けた者を救済するための共済制度を設け、市民の生活の安定と福祉の増進に寄与すること</p> <p>(定義) 上記の交通事故とは、道路交通法第2条第8号に規定する車両その他の交通乗用具の運行による人身事故で国内において発生したもの</p> <p>(共済制度) 当該共済加入者(以下会員という)が、交通事故により災害を受けた場合、程度に応じ共済見舞金を支給する</p> <p>(会員の資格) 本市に居住する住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録をしている者</p> <p>(共済期間と効力) 毎年4/1に始まり翌年3/31で終わる 会員が期間中上記会員の資格を喪失したとき共済関係は消滅する</p> <p>(申込み会費) <b>新南陽市</b> 会員1人につき500円 次に該当する者については1人につき1000円 ・生活保護世帯・母子世帯 ・交通遺児 ・老人(70歳以上) ・知的障害者・身体障害者(6級以上) ・乳幼児及び小中学生</p> <p><b>熊毛町</b> 会員1人につき500円 中学生以下は1人につき300円 以下の該当者は無料 ・老人(70歳以上) ・身体障害者(1級・2級) ・厚生労働大臣の定める療育手帳「A」に該当するもの</p> <p><b>鹿野町</b> 会員1人につき500円 中学生以下及び老人(70歳以上)は1人につき300円</p> <p>(共済見舞金額) 別表参照</p> <p>(共済見舞金の支給) 事故から1年以内に災害の等級が上級に移行したときはその差額を支給 共済見舞金の請求は、事故発生から2年以内とする</p> <p>(支給制限) 会員の故意又は重大な過失による事故 飲酒運転・無免許運転による事故 地震・津波等天災による事故 競技・興行・訓練等による事故 職場において作業中に発生した事故等</p>			
根 拠 法 令 等		根 拠 法 令 等			
<p>徳山市交通災害共済等に関する条例 徳山市交通災害共済等に関する条例規則</p>		<p>新南陽市交通災害共済条例 新南陽市交通災害共済条例施行規則 熊毛町交通災害共済条例 熊毛町交通災害共済条例施行規則 鹿野町交通災害共済条例 鹿野町交通災害共済条例施行規則</p>			

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	住民活動	中項目	交通安全対策の状況	小項目																																		
事業名	交通災害共済制度		協議事項																																			
専門部会名	住民部会		分科会名	交通安全																																		
問題点		対応策		調整案																																		
<p>-1. 交通災害共済の運営方法が異なる。 直営：徳山市(市単独) 委託：新南陽市・熊毛町・鹿野町(山口県町村会へ再共済)</p> <p>-2. 加入申込み金額が異なる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人</th> <th>中学生以下</th> <th>70歳以上</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>徳山市</td> <td>500円</td> <td>100円(但し、保護者と共に加入は、免除)</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新南陽市</td> <td>500円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td>500円</td> <td>300円</td> <td>免除</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td>500円</td> <td>300円</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>「その他」の内訳 新南陽市：生活保護世帯・母子世帯・交通遺児・知的障害者・身体障害者(6級以上) 熊毛町：身体障害者(1・2級)・療育手帳「A」に該当するもの</p> <p>-3. 傷害見舞金が異なる。 徳山市：2等級～16等級 30万円～1万円 新南陽市：2等級～15等級 23万円～7千円 熊毛町：新南陽市と同じ 鹿野町：新南陽市と同じ</p> <p>-4. その他(市見舞金制度) 市見舞金制度：徳山市で実施 交通指導員又はその補助者であり交通指導従事中交通事故により被災した時、見舞金を支給する制度。 見舞金額：交通災害共済見舞金の2倍に相当する額 (見舞金については、一般会計繰入金をもって充てる) 参考：過去10年間で1件適用</p>		区分	大人	中学生以下	70歳以上	その他	徳山市	500円	100円(但し、保護者と共に加入は、免除)	500円		新南陽市	500円	100円	100円	100円	熊毛町	500円	300円	免除	免除	鹿野町	500円	300円	300円		<p>-1. 交通災害共済の運営方法 a案：直営方式 b案：委託方式 (新市の場合、山口県町村会へ再共済加入することは、困難である。)</p> <p>-2. 加入申込み金(掛金)の取扱い</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>徳山</td> <td>大人(70歳以上老人含む)1人につき定額(現行500円) 中学生以下減額(現行100円)但し、保護者と共に加入する場合は免除</td> </tr> <tr> <td>新南陽</td> <td>大人1人につき定額(現行500円) 中学生以下・老人(70歳以上)・その他 減額(現行100円)</td> </tr> <tr> <td>熊毛</td> <td>大人1人につき定額(現行500円) 中学生以下減額(現行300円) 老人(70歳以上)・その他 免除</td> </tr> <tr> <td>鹿野</td> <td>大人1人につき定額(現行500円) 中学生以下・老人(70歳以上)減額(現行300円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・上記の内容から掛金について調整する必要があるが、軽減措置の取扱いについては、共済制度の意味を尊重する上で応分負担等検討することが望ましい。</p> <p>-3. 傷害見舞金が異なる。 徳山市は市単独の運営方式で、他の市・町は、山口県町村会への再共済という方式をとっていることから、見舞金が異なる。</p> <p>-4. その他(市見舞金制度) 市見舞金制度については、交通指導員等に対する独自の制度であるが、「市民総合賠償補償保険」で対応することができる。</p>		徳山	大人(70歳以上老人含む)1人につき定額(現行500円) 中学生以下減額(現行100円)但し、保護者と共に加入する場合は免除	新南陽	大人1人につき定額(現行500円) 中学生以下・老人(70歳以上)・その他 減額(現行100円)	熊毛	大人1人につき定額(現行500円) 中学生以下減額(現行300円) 老人(70歳以上)・その他 免除	鹿野	大人1人につき定額(現行500円) 中学生以下・老人(70歳以上)減額(現行300円)	<p>-1.交通災害共済の運営方法 ( )1.現行のまま新市に引き継ぐ。 ( )2.(徳山市)の例により調整する。 ( )3.新たに新制度を創設する。 ( )4.新市移行後、速やかに調整する ( )5.新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( )6.廃止の方向で検討する。</p> <p>-2.加入申込み金(掛金)の取扱い ( )1.現行のまま新市に引き継ぐ。 ( )2.(徳山市・新南陽市)の例により調整する。 ただし、大人・中学生以下は徳山市の例、老人・その他は新南陽市の例によることとする。 ( )3.新たに新制度を創設する。 ( )4.新市移行後、速やかに調整する ( )5.新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( )6.廃止の方向で検討する。</p> <p>-3.傷害見舞金が異なる ( )1.現行のまま新市に引き継ぐ。 ( )2.(徳山市)の例により調整する。 ( )3.新たに新制度を創設する。 ( )4.新市移行後、速やかに調整する ( )5.新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( )6.廃止の方向で検討する。</p> <p>-4.その他(市見舞金制度) ( )1.現行のまま新市に引き継ぐ。 ( )2.( )の例により調整する。 ( )3.新たに新制度を創設する。 ( )4.新市移行後、速やかに調整する ( )5.新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 ( )6.廃止の方向で検討する。 ただし、市民総合賠償補償保険に加入し対応する。</p>	
区分	大人	中学生以下	70歳以上	その他																																		
徳山市	500円	100円(但し、保護者と共に加入は、免除)	500円																																			
新南陽市	500円	100円	100円	100円																																		
熊毛町	500円	300円	免除	免除																																		
鹿野町	500円	300円	300円																																			
徳山	大人(70歳以上老人含む)1人につき定額(現行500円) 中学生以下減額(現行100円)但し、保護者と共に加入する場合は免除																																					
新南陽	大人1人につき定額(現行500円) 中学生以下・老人(70歳以上)・その他 減額(現行100円)																																					
熊毛	大人1人につき定額(現行500円) 中学生以下減額(現行300円) 老人(70歳以上)・その他 免除																																					
鹿野	大人1人につき定額(現行500円) 中学生以下・老人(70歳以上)減額(現行300円)																																					

別 表

交通災害見舞金状況

(千円)

等級	災害の程度	徳山市	災害の程度	新南陽市・熊毛町・鹿野町
1等級	死亡のとき	1,000	死亡のとき	1,000
2等級	治療実日数が365日以上の傷害	300	360日以上	230
3等級	治療実日数が330日以上の傷害	200	300日以上	180
4等級	治療実日数が300日以上の傷害	180	240日以上	140
5等級	治療実日数が270日以上の傷害	150	180日以上	105
6等級	治療実日数が240日以上の傷害	120	130日以上	80
7等級	治療実日数が210日以上の傷害	100	90日以上	65
8等級	治療実日数が180日以上の傷害	90	75日以上	50
9等級	治療実日数が150日以上の傷害	80	60日以上	40
10等級	治療実日数が120日以上の傷害	70	45日以上	32
11等級	治療実日数が90日以上の傷害	60	30日以上	23
12等級	治療実日数が60日以上の傷害	50	21日以上	16
13等級	治療実日数が30日以上の傷害	40	14日以上	13
14等級	全治期間が1ヶ月以上の傷害	30	7日以上	10
15等級	全治期間が1週間以上の傷害	20	7日未満	7
16等級	全治期間が1週間未満の傷害	10	-	-
後遺障害	自動車損害賠償保障法施行令第1級に該当	上記見舞金他 700	むち打ち損傷	原則8等級 6等級限度
	治療期間1週間以上	-	-	-
	治療期間1週間未満	-	-	-
後遺障害	失明、片手・片足を失ったとき等	-	-	-

交通災害共済加入率(%)

区分	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
徳山市	57.2	54.9	55.2	54.0	52.8
新南陽市	70.4	68.0	66.6	64.2	62.7
熊毛町	62.4	60.4	58.8	54.7	53.2
鹿野町	71.4	70.9	70.2	72.1	69.9

交通災害共済運営状況

徳山市	市直営による共済
新南陽市	委託による(山口県町村会へ再共済)
熊毛町	委託による(山口県町村会へ再共済)
鹿野町	委託による(山口県町村会へ再共済)

事務一元化現況・分析調書

大項目	住民活動	中項目	交流事業	小項目	国際交流																																					
事業名	姉妹都市縁組等の状況			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																																					
専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会	コード																																						
現況				分	析																																					
姉妹都市縁組の状況				問	題																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>国名</th> <th>州・省・県等</th> <th>都市名</th> <th>提携年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">徳山市</td> <td>ブラジル</td> <td>サンパウロ州</td> <td>サンベルナルド・ド・カンポ市</td> <td>1974.4.23</td> </tr> <tr> <td>オーストラリア</td> <td>クィーンズランド州</td> <td>タウンズビル市</td> <td>1990.9.30</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>山口県</td> <td>須佐町</td> <td>1985.4.22</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">新南陽市</td> <td>オランダ</td> <td>フローニンゲン州</td> <td>デルフザイル市</td> <td>1990.5.22</td> </tr> <tr> <td>日本</td> <td>三重県</td> <td>久居市</td> <td>1990.5.8</td> </tr> <tr> <td>熊毛町</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>鹿野町</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				市町名	国名	州・省・県等	都市名	提携年月	徳山市	ブラジル	サンパウロ州	サンベルナルド・ド・カンポ市	1974.4.23	オーストラリア	クィーンズランド州	タウンズビル市	1990.9.30	日本	山口県	須佐町	1985.4.22	新南陽市	オランダ	フローニンゲン州	デルフザイル市	1990.5.22	日本	三重県	久居市	1990.5.8	熊毛町	-	-	-	-	鹿野町	-	-	-	-	<p>1 外国の都市と姉妹都市の締結を行っているのは、徳山市と新南陽市だけである。</p> <p>2 国内の他市町と姉妹都市の締結を行っているのは、徳山市と新南陽市だけである。</p> <p>3 (財)自治体国際化協会交流親善課によれば、新都市誕生の際には、双方姉妹都市縁組の意思確認が出来れば、改めて調印することとなることである。</p>	
市町名	国名	州・省・県等	都市名	提携年月																																						
徳山市	ブラジル	サンパウロ州	サンベルナルド・ド・カンポ市	1974.4.23																																						
	オーストラリア	クィーンズランド州	タウンズビル市	1990.9.30																																						
	日本	山口県	須佐町	1985.4.22																																						
新南陽市	オランダ	フローニンゲン州	デルフザイル市	1990.5.22																																						
	日本	三重県	久居市	1990.5.8																																						
熊毛町	-	-	-	-																																						
鹿野町	-	-	-	-																																						
<p>* 新南陽市 - 中国・山東省・東営市と仮調印(平成7年12月)をしたが、核実験の実施等、諸般の事情により、当分の間、延期することを相手市に伝えている。</p>				対	応																																					
<p>姉妹都市交流事業</p> <p><b>徳山市</b></p> <p>国際交流事業</p> <p>サンベルナルド・ド・カンポ市関係交流事業(公式相互訪問、スポーツ・文化交流) 平成12年度決算額 2,159千円</p> <p>タウンズビル市関係交流事業(公式相互訪問、中高生等派遣) 平成12年度決算額 3,588千円</p> <p>サンベルナルド・ド・カンポ市・タウンズビル市・須佐町合同事業 平成12年度決算額 341千円</p> <p>地域間交流事業</p> <p>山口県 須佐町関係交流事業 平成12年度決算額 53千円</p> <p>・経済交流 徳山のたフェスタ物産展へ参加、花とワインフェスティバル参加</p> <p>・文化交流 美術展に相互に作品出展</p> <p>・スポーツ交流 親善野球大会の相互開催</p> <p><b>新南陽市</b></p> <p>国際交流事業</p> <p>デルフザイル市関係交流事業 平成12年度決算額 1,094千円</p> <p>・「派遣と受入れを隔年に」実施</p> <p>・使節団派遣「平成3年度～・中高生・青年・一般・16名程度」</p> <p>・使節団受入れ「平成4年度～・研修生・青少年・一般等・16名程度」</p> <p>・デルフザイル市長夫妻招へい事業「平成12年度・3名」</p> <p>地域間交流事業</p> <p>三重県 久居市関係交流事業 平成12年度決算額 812千円</p> <p>・青少年スポーツ交流(平成2年度～)</p> <p>・経済交流(物産展への参加・平成2年度～)</p> <p>・友好親善使節団(小学生のホームステイ)の相互派遣(平成6年度～)</p>				<p>1 合併調印後、相手の姉妹都市縁組の意思を確認した後、改めて調印する方向で協議をすすめる。</p>																																						
				調	整																																					
				案																																						
				<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>																																						

事務一元化現況・分析調査

大項目	住民活動	中項目	交流活動	小項目	国際交流
事業名	国際交流事業			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	企画部会	分科会名	企画分科会	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		問題点	
<p>小畑地区国際交流事業「平成3年度～・佐賀大学の留学生との交流」 平成12年度決算額 22千円</p> <p>外国人のための日本語講座「県国際交流協会主催・徳山市共催」 平成12年度決算額 52千円</p> <p>国際交流バスツアー 平成12年度決算額 0千円</p> <p>ユネスコ活動「英語弁論大会・英会話教室・古切手効用運動」</p> <p>公民館国際交流活動「平成3年度～・公民館単位での交流活動」</p> <p><b>(補助事業)</b> 世界青年徳山友の会活動費補助事業 世界青年徳山友の会は、国際交流に関心の高い青年で組織され、海外青年受け入れ事業を中心に、周南地域在住の留学生・研修生等との交流を行う中で成果をあげている。 世界青年徳山友の会活動費補助金（H12年度決算額） 180千円</p> <p>海外青年受入実行委員会活動費補助事業 海外青年受入実行委員会は、海外青年代表団を受入れ、日本の文化・歴史についての研修、各種施設の見学、青年との交流会、ホームステイ等のプログラムを通して、相互理解を深めるとともに、親善交流を図っている。 海外青年受入実行委員会活動費補助金（H12年度決算額） 405千円</p> <p>桜ヶ丘高校国際交流事業 桜ヶ丘高校は、タウンズビル市（市が姉妹都市の縁組を締結）にあるキャセラドル学園と高校生の交流事業を毎年相互に実施し、ホームステイ等のプログラムを通して、相互理解を深めるとともに、親善交流を図っている。 桜ヶ丘高校国際交流事業補助金（H12年度決算額） 150千円</p>		<p>新南陽市国際交流ボランティア登録制度 ・語学ボランティア 「登録者 103人」 ・ホームステイ・ホームビジットボランティア 「登録者 13人」 ・日本文化紹介ボランティア 「登録者 5人」</p> <p><b>(補助事業)</b> 国際交流協会補助事業 民間で組織されている「新南陽市民国際交流ネットワーク」は、市民全体を対象とした幅広い分野における国際交流を推進し、市民の異文化への認識・理解を深めるとともに、日本文化の情報発信に努めることにより、世界に開かれた地域づくりと市民生活の向上に寄与することを目的に設立され、「草の根国際交流支援事業」「国際交流フェスティバル事業」広報誌「ガイヤ」年2回発行等を実施している。 国際交流協会補助金（H12年度決算額） 1,000千円</p>		<p>1. 国際交流事業補助を行っているのは、2市のみである。</p> <p>2. 徳山市と新南陽市には、国際交流事業を推進している民間活動団体があり、補助を受けている。</p>	
熊毛町		鹿野町		対応策	
<p>○通訳・翻訳者登録斡旋事業「平成9年～」</p> <p>○ホームステイ・ホームビジット登録斡旋事業平成9年～」</p>		<p>該当事業なし</p>		<p>1. 同様な制度は出来るだけ一本化していく。</p> <p>2. 国際交流事業は、教育委員会においても行われており、補助内容を含め調整する必要がある。</p> <p>3. 国際交流事業を推進していくには、住民レベルでの活動が望ましいと思われることから、各種団体等も加わった民間交流協会組織の1本化についても検討する必要がある。</p>	
熊毛町		鹿野町		調整案	
<p>○通訳・翻訳者登録斡旋事業「平成9年～」</p> <p>○ホームステイ・ホームビジット登録斡旋事業平成9年～」</p>		<p>該当事業なし</p>		<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p> <p>その他 ( )</p>	

事務一元化現況・分析調書(1)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進
事業名	中学生等海外派遣事業			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育	コード	
現			況		
徳山市		新南陽市		熊毛町	
<p>【中学生の海外派遣事業実施要綱】(周南地区)</p> <p>目的：国際化社会に対応するため、生徒が外国でのホームステイによる生活体験を通して、交流を深め、習慣、文化及び語学等幅広い知識を身につけ、国際感覚の育成を図る。</p> <p>派遣先：英語を母国語とする諸外国</p> <p>期間：ホームステイ期間は夏季休業中の3週間程度</p> <p>派遣人員：予算の範囲内で決定</p> <p>選考基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市立中学校に在籍する生徒</li> <li>派遣先の国に魅力を持ち、その地方の文化、生活及び習慣等を体験して、帰国後学校内外において、国際理解の推進力となる積極性のある生徒</li> <li>心身共に健康で、滞在生活に耐え、協調性のある生徒</li> <li>英会話に興味及び関心があり、能力を身につけようとする生徒</li> <li>保護者の理解と協力が得られる生徒</li> </ul> <p>派遣生徒の推薦：各学校長の推薦</p> <p>派遣生徒の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選考委員会で選考の上、教育委員会が決定する。</li> </ul> <p>選考委員会の組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>徳山市教育委員会教育長</li> <li>徳山市教育委員会教育次長</li> <li>徳山市教育委員会総務課長</li> <li>徳山市教育委員会学校教育課長</li> <li>徳山市企画調整課国際交流担当</li> <li>徳山市中学校校長会会長</li> <li>徳山市中学校校長会副会長</li> </ul> <p>諸経費：派遣生徒の経費は、次の所要経費のうち、教育委員会が350,000円を限度として補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>渡航手続費用</li> <li>最寄りの国際空港までの往復旅費</li> <li>渡航に伴う往復旅費</li> <li>派遣先での滞在費及び授業料</li> <li>事業に伴う諸経費</li> </ul> <p>派遣生徒の世帯が、次の各号の一に該当する場合は、委員会は前項の規定にかかわらず所要経費の全額を補助することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法による受給世帯</li> <li>小中学校児童生徒就学援助条例による就学援助受給世帯若しくは同援助申請をし、同援助の認定見込み世帯</li> </ul> <p>事業の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周南地区中学生等海外派遣協議会が運営し、委員会は、協議会に派遣経費並びに派遣に伴う事務費を委託料として支払い、事業に係る一切の業務を委託するものとする。</li> </ul>		<p>平成14年度から不参加(市単独でデルフ・ザイル市に派遣)</p>		<p>【中学生の海外派遣事業実施要綱】(周南地区)</p> <p>目的：国際化社会に対応するため、中学生を海外に派遣し、外国でのホームステイによる生活体験を通じて交流を深め、習慣、文化及び語学等幅広い知識を身につけさせることにより、国際感覚の育成を図る。</p> <p>派遣先：英語を母国語とする諸外国</p> <p>期間：海外派遣の期間は、夏季休業中において2～3週間程度とする。</p> <p>派遣人員：毎年度予算の範囲内で決定</p> <p>選考基準：すべてに該当する生徒</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熊毛中学校に在籍する生徒</li> <li>派遣先の国に興味を持ち、その国の文化、生活及び習慣等を体験して帰国後、学校内外において、国際理解の推進役となり得る積極性のある生徒</li> <li>心身ともに健康で、滞在生活に堪え、協調性のある生徒</li> <li>英会話に興味及び関心があり、会話能力を身につけようとする生徒</li> <li>保護者の理解と協力が得られる生徒</li> </ul> <p>派遣生徒の推薦：熊毛中学校長が行う</p> <p>諸経費：次に掲げる費用については、全て教育委員会の負担とし、その他の費用については派遣生徒(保護者)の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>派遣国への入国手続に要する費用</li> <li>国際空港までの往復旅費</li> <li>渡航の往復旅費</li> <li>派遣先での滞在費及び授業料</li> </ul>	
根拠法令等		根拠法令等		根拠法令等	
【中学生の海外派遣事業実施要綱】		【周南地区中学生等海外派遣協議会要綱】		【中学生の海外派遣事業実施要綱】	

事務一元化現況・分析調書(2)

大項目	教育・文化	中項目	学校教育の状況	小項目	教育の推進																	
事業名	中学生等海外派遣事業			協議事項	その他住民負担・行政サービスにかかる各種制度の取扱い																	
専門部会名	教育部会	分科会名	学校教育	コード																		
現況			分析																			
鹿野町			問題点																			
<p>【町立中学校生徒等海外派遣事業実施要綱】(周南地区)</p> <p>目的：国際化に対応するため、生徒が外国でホームステイによる生活体験を通じて交流を深め、習慣・文化及び語学等の幅広い知識を身につけ、国際感覚の育成を図る。</p> <p>派遣先：英語を母国語とする諸外国で周南地区中学生等海外派遣協議会(以下「協議会」)において決定された派遣先とする。</p> <p>期間：ホームステイの期間は、夏期休業中の3週間程度とする。</p> <p>派遣人員：鹿野中学校に在籍する生徒3名以内及び同行者1名以内</p> <p>選考基準</p> <p>〔派遣生徒の選考基準〕</p> <p>鹿野中学校に在籍する生徒</p> <p>派遣先の国に興味を持ち、その地方の文化・生活及び習慣等を体験し、帰国後学校内外において国際理解の推進力となる積極性のある生徒</p> <p>心身共に健康で滞在生活に耐え、協調性及び積極性のある生徒</p> <p>英会話に興味及び関心があり、会話能力を身につけようとする生徒</p> <p>保護者の理解と協力が得られる生徒</p> <p>〔派遣同行者の選考基準〕</p> <p>鹿野中学校に在籍する教員</p> <p>国際理解の推進力となりえる教員</p> <p>心身共に健康で滞在生活に耐え、協調性及び積極性のある教員</p> <p>英会話の能力を身につけようとする教員</p> <p>選考委員会</p> <p>経費の負担区分：生徒及び同行者の派遣に要する費用のうち協議会で算定される経費(「共通経費」)の負担区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">費目</th> <th colspan="2">負担区分</th> </tr> <tr> <th>町</th> <th>派遣生徒</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国際空港及び派遣地までの往復経費(但し、派遣生徒に係る費用)</td> <td>2/3以内</td> <td>1/3以上</td> </tr> <tr> <td>派遣先での滞在費及び授業料(但し、派遣生徒に係る費用)</td> <td>2/3以内</td> <td>1/3以上</td> </tr> <tr> <td>同行者に要する経費及び事務的経費</td> <td>3/3</td> <td>0/3</td> </tr> </tbody> </table> <p>生活保護法第6条、及びこれに準ずる世帯の生徒にかかる負担割合は別に定める。</p> <p>、にかかる経費の町負担限度額は、333千円とする。</p> <p>共通経費以外の経費は、派遣生徒又は当該生徒の保護者の負担とする。</p> <p>【町立中学校生徒等海外派遣事業実施細則】</p> <p>選考委員会</p> <p>教育委員会委員長(会長)</p> <p>議会文教厚生委員長</p> <p>助役(副会長)</p> <p>教育長</p> <p>鹿野中学校長</p> <p>派遣同行者の経費：協議会の負担とする</p>			費目	負担区分		町	派遣生徒	国際空港及び派遣地までの往復経費(但し、派遣生徒に係る費用)	2/3以内	1/3以上	派遣先での滞在費及び授業料(但し、派遣生徒に係る費用)	2/3以内	1/3以上	同行者に要する経費及び事務的経費	3/3	0/3	<p>(参考)</p> <p>【周南地区中学生等海外派遣協議会要綱】</p> <p>目的：周南地区に在住する中学生等を共同して海外へ派遣することにより、広域での国際交流の計画的、総合的な推進を図ることを目的とする。</p> <p>名称：周南地区中学生等海外派遣協議会</p> <p>組織：参加市・町の教育委員会教育長</p> <p>役員：任期は1年</p> <p>会長 1人</p> <p>副会長 1人</p> <p>監事 2人</p> <p>事業</p> <p>周南地区中学生等海外派遣事業</p> <p>その他、上記に関連する事業</p> <p>幹事：参加市・町の担当課長</p> <p>事務局：会長所在地</p> <p>経費：運営経費は、参加市・町の負担とする。</p>			<p>・中学生の海外派遣事業については、4市6町(徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町、下松市、光市、大和町、田布施町、平生町、上関町)で構成する「周南地区中学生等海外派遣協議会」において実施しているが、新南陽市は、平成14年度から不参加であり、他の1市2町で派遣する生徒の補助率が異なる。</p> <p>徳山市：補助金の上限を設定しており、補助率は定めていない。</p> <p>新南陽市：不参加(以前は2/3補助)</p> <p>熊毛町：全額補助</p> <p>鹿野町：2/3補助</p> <p>・新南陽市は、基金を利用して実施しており、基金の取扱いにより今後の方針が決まる。</p> <p>・各市町で中学生の選考方法が異なるため、根本的に見直す必要がある。</p> <p>徳山市：学校数が多いため、大規模校、中規模校A、B、小規模校の4区分に分けて、学校ごとに定員を定めて募集し、学校推薦となった者から派遣する。</p> <p>新南陽市：平成13年度までは、中学校(3校)を通じて公募していた。</p> <p>熊毛町：中学校(1校)を通じて公募する。</p> <p>鹿野町：中学校(1校)を通じて公募する。</p>		
費目	負担区分																					
	町	派遣生徒																				
国際空港及び派遣地までの往復経費(但し、派遣生徒に係る費用)	2/3以内	1/3以上																				
派遣先での滞在費及び授業料(但し、派遣生徒に係る費用)	2/3以内	1/3以上																				
同行者に要する経費及び事務的経費	3/3	0/3																				
			対応策																			
			<p>・派遣される生徒の自己負担に影響するため、移行前に補助率を統一する必要がある。</p> <p>・公平性から、新市移行後は公募とし、応募者の中から選考して派遣する。</p>																			
			調整案																			
根拠法令等			<p>( ) 1. 現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>( ) 2. ( ) の例により調整する。</p> <p>( ) 3. 新たに制度等を創設する。</p> <p>ただし、補助率については、鹿野町の例による。</p> <p>( ) 4. 新市移行後、速やかに調整する。</p> <p>( ) 5. 新市に移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>( ) 6. 廃止の方向で検討する。</p>																			
【町立中学校生徒等海外派遣事業実施要綱】4643			( ) その他( )																			
【町立中学校生徒等海外派遣事業実施細則】4644																						